

令和6年度林野庁補助事業

「クリーンウッド」実施支援事業のうち合法性確認の能力強化等のうち
事業者による合法性確認能力強化、消費者への普及啓発

令和6年度
事業者による合法性確認能力強化、
消費者への普及啓発
報 告 書

令和7年3月

一般社団法人 全国木材組合連合会

はじめに

この報告書は、令和6年度「事業者による合法性確認能力強化、消費者への普及啓発」の成果概要を記述したものである。

当会では、違法伐採問題に対処するため、平成18年度から木材関係団体等の協力も得ながら「違法伐採総合対策推進事業」など関連事業に取り組んできた。林野庁が同年に定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、現在では全国の認定団体から認定を受けた約12,000の合法木材供給事業者として合法木材を供給している。この取組が始まってから10年後の平成28年に、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」が成立し、合法木材を取り巻く環境も大きな転機を迎えることとなった。さらに、令和5年には、違法伐採対策を一層進める改正クリーンウッド法が成立し、令和7年4月から施行されることとなった。

改正法では、川上・水際の事業者の合法性確認等が義務化され、素材生産販売事業者の情報提供も義務となった。また、登録制度は引き続き存続し、現在全国で700近い登録木材関連事業者も今後さらに増えていくことが予想される。

当会では、クリーンウッド法成立当初から法律の周知等に取り組んできたが、本年度はこの事業で、クリーンウッド法で求められる合法性確認能力の強化を目的として、改正法の周知や確認等の方法についての研修を行った。また、合法性が確認された木材等を使うことの意義を木材関連事業者のみならず消費者にも正しく理解してもらい、合法伐採木材の需要を高めていくことが重要になってくることから、全国及び地方で合法伐採木材利用促進のための協議会(一部は意見交換会)を開催して普及のための検討を行うとともに、木材関連事業者等や消費者向けの普及啓発を実施した。

本報告書が、合法伐採木材のさらなる利用促進と改正クリーンウッド法に基づく合法性確認等の能力向上、改正クリーンウッド法の理解・普及の一助になれば幸いである。

令和7年3月

一般社団法人全国木材組合連合会

**令和6年度「クリーンウッド」実施支援事業のうち
事業者による合法性確認能力強化、消費者への普及啓発
報告書 目次**

はじめに

第1章 概 要

1 事業の骨子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 取り組みの成果と報告書の構成・・・・・・・・	1
(年間スケジュール)・・・・・・・・・・・・・・・・	3

第2章 合法性が証明された木材の供給体制の状況

1 合法性が証明された木材の供給体制の概要・・・・・・・・	7
2 令和5年度における合法木材の取扱実績・・・・・・・・	7

第3章 検討委員会の開催

検討委員会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・	9
--------------------------	---

第4章 合法性確認能力強化のための研修の実施

1 専門家派遣等による研修・・・・・・・・・・・・・・・・	17
2 認定団体が独自に実施した研修・・・・・・・・	18
3 研修での質問等・・・・・・・・・・・・・・・・	19

第5章 全国レベル及び都道府県レベルの協議会（意見交換会）の開催

1 合法伐採木材利用促進全国協議会の開催	
(1) 開催概要・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(2) 開催結果報告・・・・・・・・	23
2 都道府県レベルの協議会（地方協議会、意見交換会）の開催	
(1) 開催概要・・・・・・・・・・・・・・・・	29
(2) 開催結果報告・・・・・・・・	29

第6章 全国レベル及び都道府県レベルの合法伐採木材等の普及啓発

1 全国レベルの普及啓発	
(1) Japan Home & Building Show 2024 への出展・・・・・・・・	35
(2) WOOD コレクション「モクコレ」2024Plus への出展・・・・・・・・	36

(3) 来場者の反応等	36
2 都道府県レベルの普及啓発	
(1) 普及セミナーの開催	37
(2) イベント出展等による普及啓発	39
(3) 普及セミナー参加者、イベント来場者の反応等	39

第7章 コンテンツを活用した情報発信

1 SNS等を活用した情報発信	43
2 「合法木材ナビ」での情報提供	44

第8章 合法伐採木材の利用促進に向けた課題等

巻末資料

1 検討委員会（第1回）での林野庁説明資料	49
2 クリーンウッド法合法性確認能力強化研修、普及セミナーでの説明資料	59
3 合法伐採木材利用促進全国協議会での林野庁説明資料	95

第1章 概要

1 事業の骨子

2017（平成 29）年 5 月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下、「クリーンウッド法」という）が施行され、木材関連事業者は、自らが取り扱う木材、木材製品について、その合法性を確認することが求められることとなった。さらに、2023（令和 5）年 5 月には、この法律の改正法が公布され、2025（令和 7）年 4 月から改正法が施行されることとなっている。

このような状況の中、改正クリーンウッド法（以下、「改正 CW 法」という）に基づき合法性を確認する方法、手法を紹介し合法性確認能力を強化し、合法的に伐採された木材（以下、「合法伐採木材」という）の利用を促進するため、今年度はこの事業の中で、①検討委員会の開催、②地方における改正 CW 法の解説、合法性確認能力強化研修の開催、③全国及び都道府県レベルの協議会（意見交換会）の開催、④全国及び都道府県レベルの普及啓発を行った。

2 取り組みの成果と報告書の構成

（1）合法性が証明された木材の供給体制の状況（第 2 章）

2006（平成 18）年度から取り組みが始まった合法木材の供給システムでは、2025（令和 7）年 2 月末時点で 149 の業界団体によって認定された業界団体認定合法木材供給事業者の数は約 12,000 事業者となり、合法木材の供給体制に関しては全国で合法木材供給体制が整備されている。

また、合法木材の取扱い実績も毎年増加傾向にある。これからは、改正 CW 法に基づき合法性の確認を行うためにも、引き続き GL に基づいた合法証明書を適切に発行していくことが求められる。

（2）検討委員会の開催（第 3 章）

事業を効率的・効果的に実施し、効果的な研修を行うために、学識経験者・環境 NGO 等の委員から構成される検討委員会を設置し、様々な方面からのご意見をうかがい検討する会議を年度内に 3 回開催した。

（3）合法性確認能力強化のため研修の実施（第 4 章）

都道府県木連等の GL に基づく合法木材供給事業者の認定団体が開催し、林野庁、登録実施機関、全木連等の専門家を講師として、改正 CW 法で求められる合法性確認等の能力強化のための研修を実施した。（一部では、都道

府県木連等の担当者が説明)

(4) 全国レベル及び都道府県レベルの協議会の開催 (第5章)

GLに基づく合法木材供給事業者認定団体等、登録実施機関、CW法に関する海外調査事業実施団体等による、合法伐採木材利用促進全国協議会を年度内に1回(12月)開催した。

また、都道府県レベルでも合法伐採木材の利用促進を進めるための認定団体等からの出席者から構成される地方協議会(意見交換会)を、全国16か所で開催した。

(5) 全国レベル及び都道府県レベルの合法伐採木材等の普及啓発 (第6章)

事業者及び一般消費者に広く合法伐採木材の普及を行い、クリーンウッド法の周知を進めて合法伐採木材の利用促進を図るため全国レベルの展示会に出展して普及啓発を実施した。

(ア)Japan Home & Building Show 2024

2024(令和6)年11月20日(水)～22日(金) 東京ビッグサイト
(東京都江東区)

(イ)WOOD コレクション「モクコレ」2024Plus

2024(令和6)年12月19日(木)～20日(金) 東京ビッグサイト

また、全国協議会の開催を受けて、都道府県レベルで合法伐採木材の利用促進を進めるための普及啓発(普及セミナーの開催、イベント等への参加等)を実施した。普及セミナーについては、地方協議会を開催した16の道府県のうち12か所で開催した。

(6) コンテンツを活用した情報発信 (第7章)

全木連が運営するホームページ「合法木材ナビ」に関連情報を掲載するとともに、SNS等を使用した情報発信を行った。また、一部の地方協議会では、Webサイト等を活用し情報発信を行った。

(7) 合法伐採木材の利用促進に向けた課題等 (第8章)

本年度事業で実施した会議や普及啓発活動等の結果から、合法伐採木材の利用促進のための課題や今後の改善点をまとめた。

令和6年度事業者による合法性確認能力強化 <年間スケジュール>

	検討委員会の開催	合法性確認能力強化のための研修	
2024年(令和6年)4月			
5月			
6月			
7月	29日 検討委員会(第1回)		
8月			
9月	5日 検討委員会(第2回)		
10月		9, 10日 日本木材輸入協会、25日 全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会、7・9・17日 静岡県(3ヶ所)	
11月		日本合板商業組合(11月～3月、全国10ヶ所)、7日 愛媛県、8日 新潟県、11日 全日本木材市場連盟、15日 香川県、20日 全国木材市売買方組合連盟	
12月		3日 秋田県、6日 青森県、13日 山形県、島根県、10・12・24日 群馬県(3ヶ所)	
2025年(令和7年)1月		22日 兵庫県	
2月	18日 検討委員会(第3回)	6日 岩手県、21日 徳島県	
3月		7日 日本合板工業組合連合会(Web)	

令和6年度協議会による普及啓発 <年間スケジュール>

	全国レベルの協議会の開催	都道府県レベルの協議会(意見交換会)の開催	全国レベルの展示会での普及啓発	都道府県レベルの普及啓発	SNS等を活用した情報発信
2024年(令和6年)4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月		12日 長崎県、13日 三重県、17日 奈良県		12日 普及セミナー(長崎県)、17日 普及セミナー(奈良県)	
10月		2日 滋賀県		2日 普及セミナー(滋賀県)	
11月		27日 石川県、熊本県	20~22日 Japan Home & Building Show 2024	27日 普及セミナー(石川県、熊本県)	
12月	5日 全国協議会	9日 北海道、11日 京都府、12日 福井県、鹿児島県	19~20日 WOODコレクション「モクコレ」2024Plus	12日 普及セミナー(福井県、鹿児島県)	
2025年(令和7年)1月		16日 宮城県、23日 大阪府、30日 栃木県		16日 普及セミナー(宮城県)、30日 普及セミナー(栃木県)	
2月		4日 岐阜県(Web、意見交換会)、7日 富山県、10日 山梨県		7日 普及セミナー(富山県)、17日 普及セミナー(山梨県)	
3月					情報発信

イベント等の普及啓発

第2章 合法性が証明された木材の供給体制の状況

1 合法性が証明された木材の供給体制の概要

ガイドラインに基づいた合法木材供給事業者の認定団体数及び認定事業者数は下表のとおりで、令和7年2月末現在では、認定団体数が149(昨年149)、認定事業者数が約12,005(昨年約12,098)となっている。

合法木材供給事業者認定団体及び認定事業者数

令和7年2月末日現在

団体区分	認定団体数	認定事業者数
中央団体	25	1,728
地方団体	124	10,277
計	149	12,005

(注) 林業・木材団体で「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月林野庁)」に基づいて合法木材供給事業者の認定を行っている木材組合、森林組合、素材生産、木材チップ生産、木材流通等の団体及び各団体が認定した事業者数を計上

2 令和5年度における合法木材の取扱実績

林野庁ガイドラインに基づいた令和5年度における合法木材の取扱実績を次ページの表に取りまとめた。令和5年度は、合法木材証明システムが始まって18年目にあたり、その間の合法木材の取扱実績は年々増加の傾向にある。

例えば、素材生産のうち合法木材の量は、平成18年度の実績では906千 m^3 であったのに対し、18,455千 m^3 となり20.4倍になっている。同じく素材流通業者の取り扱った合法木材は951千 m^3 に対し16,742千 m^3 の17.6倍となっている。また、取扱量の総数に占める合法木材の比率についても、素材生産では40%から88%に増加(前年度は86%)、素材流通では16%から79%と前年度比で微増となり合法木材の供給は引き続き伸びている。(なお、素材流通(輸入)に関しては、前年度(令和4年度)の45%から46%に増加している。)

また、取扱実績を報告する認定団体及び認定事業体の数については、18年度では、認定団体数 61、認定事業体数 2,267 であったのに対し、団体数では約 2.2 倍の 137 団体に、認定事業対数では約 4.8 倍の 10,864 社で、着実に増加している。

**令和 5 年度合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱
実績（報告期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）**

業 種		木材・木製品 の 取 扱 量 (総数)	うち、合法性 が証明され たもの	割 合	認 定 事業体数
		A	B	A／B	
		千 m3	千 m3		
素材生産	(国 内)	21,068	18,455	0.88	3,618
素材流通	(国内注)	21,253	16,742	0.79	609
木材加工	(国内注)	33,366	22,826	0.68	3,230
木材流通	(国内注)	20,521	10,099	0.49	3,184
その他	(国内注)	322	305	0.95	144
素材流通	(輸 入)	606	278	0.46	14
木材流通	(輸 入)	3,581	779	0.22	65

- (注) 1 全国木材組合連合会の要請に基づいて実績報告を提出した 137 認定団体
10,864 認定事業体の数値を集計したものである。(令和 6 年 12 月公表)
- 2 国内注：国内における流通加工業にかかるもので一部輸入材も含む

第3章 検討委員会の開催

本事業を効果的・効率的に実施し、研修内容を充実したものにするため、学識経験者、環境 NGO 等からなる検討委員会を設置して会議を3回開催した。

第1回検討委員会：2024年（令和6年）7月29日（月）

第2回検討委員会：2024年（令和6年）9月5日（木）

第3回検討委員会：2025年（令和7年）2月18日（火）

検討委員会の委員メンバーと各回の委員会での討議内容は以下のとおりである。

■ 運営委員会委員

（五十音順、敬称略）

清水 俊二	（公財）日本住宅・木材技術センター（主席研究員）
永田 信	（一財）林業経済研究所（理事長） 座長
二宮 孝義	日本合板商業組合（常務理事兼事務局長）
三柴 淳一	国際環境 NGO FoE Japan（理事）
横山 潤	（公財）日本合板検査会（総務部総務課総務係長）

■ オブザーバー

【登録実施機関】（一財）日本ガス機器検査協会、（一財）日本森林技術協会、（一財）建材試験センター、（一社）北海道林産物検査会

【関係省庁】林野庁

【その他】（第2回委員会のみ参加）（一社）全日本木材市場連盟

■ 会議の結果概要

第1回検討委員会

1. 日時：2024（令和6）年7月29日（月）15:30～17:15

2. 場所：全木連会議室（東京都千代田区一番町）

※オブザーバーはオンラインで出席した。

3. 議事要旨：

① CW法の現状について

林野庁から、資料（CW法の改正について）に基づき説明があった。

② 本年度事業の内容と進め方について

事務局より、資料（事業の概要、研修実施計画、地方協議会、普及啓発の実施

計画) について説明があった。

〔主な質疑・意見〕

- ①今年度の研修、協議会の実施計画を見ると、宮崎県や広島県など主要な生産地で計画されていないところがあるが、そのようなところでも実施して欲しい。
- ②昨年、林野庁で普及のための全国キャラバンを国交省と一緒にやる事を検討している、との話が出ていたがどうなったのか。
- (林野庁) ②全国キャラバンについて実施予定はないが、林野庁で都道府県の担当者を対象とした説明会や、登録事業者向けの説明会(いずれもオンライン)を実施しているところ。また、この事業で実施する研修、協議会の他に委託事業で、指導者養成の説明会を全国4カ所で開催する。
- (全木連) 昨年度も宮崎県については、この委員会でご指摘いただき研修を実施してもらった。今年度は、予算の制約もあり現時点で開催場所を増やすのは難しいが、林野庁から説明のあった委託事業の説明会で周知を図っていきたい。
- 素材生産販売事業者は、研修の対象に入っていないのか。
- (全木連) 素材生産販売事業者も対象。
- 素材生産事業者の全国団体である全素協等でも研修をやると良い。

③ 研修資料の作成について

事務局より、資料(研修構成案、研修資料案)についての説明があった。

〔主な質疑・意見〕

- 一番知ってほしいのは、新たに木材関連事業者になった小売業者に販売する事業者、木質バイオマス事業者等である。
- 努力義務をしっかりとやってもらうのが登録事業者であるということをスライドに書き込むと良い。
- GLとCW法の一本化の話はどうなったのか。
- (林野庁) CW法の中でGLの団体認定証明が活用できるとし運用面での対応を行っているが、CW法とGLは別の制度であり、一本化は現時点では考えていない。
- ①資料案では、まず現行法ベースで合法性確認等の手法を具体的に説明し、そのあと改正法の説明としているが、両方を並列に説明すると混乱してしまうのではないかと。改正法の施行直前というタイミングを踏まえると、改正法をメインに説明すべきではないかと。
- 国産原木の合法性確認の手引きは、現行法でのものを紹介しているが、改正法に合わせて修正する予定はあるのか。
- (全木連) 改正法に合わせた国産原木のDD手引きの修正をやるかどうかは今後検討したい。

- ①最初に、「違法伐採とは」などかなり基本的な説明から始まっているが、どのような人を対象としているのか。CW 法が施行されてかなりの年月が経っており、そのような情報は多くの人知っているのでは。②現行法の説明の後改正法の説明がされているが、現行法と改正法を比較して説明するやり方もあるのでは。
- （委員）聞きに来る人の知識レベルには、かなりの差があり、違法伐採の説明から必要な人もいる。
- （全木連）対象は、木材関連事業者の担当者ということになるが、担当者の交代等で初めて聞く人もいる。
- （林野庁）全ての人向けのものを作成しておいて、参加者に応じて取捨選択して説明すればよいのでは。
- 研修の実施が秋以降となると、半年後には改正法が施行されることになる。現行法の説明よりは改正法に力点を置いた方がよい。
- 研修内容を 2 部構成とし、前半で現行法、後半で改正法の解説と明確に分ければ混乱が避けられる。
- （林野庁）林野庁で作成している説明資料は、適宜更新を行っている。研修に利用できるよう最新版を PPT ファイルでお渡しすることも可能。

④ その他

○指導者養成説明会について

事務局から、「合法性確認実施指導者養成、制度の普及」（全木連が受託して実施）で実施する説明会の概要説明と、登録実施機関への協力依頼（説明会講師の推薦）があった。

その他、特に意見は出ず、会議を終了した。

第 2 回検討委員会

1. 日時：2024（令和 6）年 9 月 5 日（木）15:30～16:45

2. 場所：全木連会議室（東京都千代田区一番著）

※オブザーバーはオンラインで出席した。

3. 議事要旨：

① 研修資料の作成について

事務局から、資料（研修資料の内容と構成）に基づき前回委員会での意見とそれに対する修正内容の説明の後、資料（研修資料案）に基づき説明があった。

[主な質疑・意見]

- 資料では、第2種事業者のやるべきことが、合法性の確認から、改正法で情報の受取に変わったことが説明されている。第2種は情報を受け取るだけで良いのか。受け取った情報が揃っているかチェックし、足りない情報を求めることはしなくてよいのか。
- （林野庁）法制度上、第1種事業者が義務として行った確認の結果を第2種が努力義務で確認し判断することにはならない。第1種は、情報伝達で、「合法性確認木材か否か」の情報に加えて改正法では、「原材料情報の記録に関する情報」も第2種事業者に伝達されることになる。第2種にもそのような情報を知ってもらうという趣旨。また、第1種・第2種に共通の努力義務のうち、「合法性確認木材等の数量を増加させるための措置」、および「違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置」では、第2種がこのような努力義務を果たすことによって、第1種にプレッシャーをかけてもらう意味もある。
- 第2種事業者は、「合法性確認木材か否か」の情報だけを伝えればよいのか。
- （林野庁）第2種が譲渡す際には、「合法性確認木材等か否か」の情報だけを伝えることになる。
- 第2種事業者は、3つの原材料情報（樹種、伐採地、証明書）が揃っていなければ、求めなければならないのか。
- （林野庁）求めてもよいが、義務ではない。
- そのような説明は、今回の改正法が施行されるタイミングで説明されるのか。
- （林野庁）研修資料の「合法性確認木材 100%に向けた PDCA サイクル」のところで示している。要は「いい取引相手を選んでいきましょう。」ということ。
- 「国産原木の合法性確認手引き」のチェックリスト等の取り扱いは？
- （林野庁）このチェックリストは、現行法に対応したもの。改正法に対応して現在修正しているところである。改正法対応版では、リスク緩和措置がなくなる等フローチャートは見た目がかなり変わることになるが、基本の考え方は変わらない。改正法対応版は、年内に公開を目指して進めているところ。
- 事務局：現在林野庁で開発中のシステムの情報は、CW ナビに掲載されているのか。また、説明会等の情報はどうすれば得られるのか。
- （林野庁）今後、決まったものから CW ナビに情報を掲載していく。
- 改正法では、リスク緩和措置は不要になるのか。
- （林野庁）いろいろな規模の事業者がいる中で、すべての第1種事業者に追加的情報収集等のリスク緩和措置を求めるのは難しいと考えて、体制の整備等を通じてリスクを減らすことを目指すとした。
- 第1種事業者の定期報告について、該当となる事業者の規模が書かれている

が、この規模を上回っている事業者は自主的に報告することになるのか。
→（林野庁）そうなる。
○定期報告はいつから？また、報告のフォーマットはあるのか。
→（林野庁）初回の報告は、令和7年度実績から。フォーマットは、今後、解説を付けたうえでCWナビに掲載する。また、すでに登録している事業者は、登録実施機関への年度報告を国への定期報告にも使えるようにする予定。

②その他

（１）指導者養成説明会について

事務局から、「合法性確認実施指導者養成、制度の普及」（全木連が受託して実施）で実施する説明会について、現在の進行状況（講師案等）の報告があった。また、登録実施機関にも登録事業者に対して広く告知してほしいとのお願いがあった。

（２）その他

○林野庁ガイドライン（GL）の運用の見直しは怎么样了か。
→（林野庁）グリーン購入法に対応したGLなので、すぐにはGLを変えることにはならない。GLをやっていればCW法でなくても公共調達ができるわけではないので、両方をしっかりやってもらえるよう呼び掛けていきたい。

その他、特に意見は出ず、会議を終了した。

第3回検討委員会

1. 日時：2025（令和7）年2月18日（火）10:30～11:50

2. 場所：全木連会議室（東京都千代田区一番町）

※オブザーバーはオンラインで出席した。

3. 議事要旨：

①本年度事業の実施結果について

事務局から、資料（R6年度事業の実施結果、研修説明資料）に基づき今年度事業の結果報告（一部予定を含む）があった。

〔主な質疑・意見〕

○今年度事業の反省点、改善点等あれば教えてほしい。
→（林野庁）開催方法等について、他の地域でも参考になるよい事例等あれば共有いただきたい。
→（全木連）CW法のことをほとんど知らずに参加した方も、何度も繰り返しわかりやすく説明すればよく分かってもらえる。林野庁ガイドライン（GL）認定事業者12,000社のネットワークを活用して合法性が確認された木材を広

めてほしいと説明した。重要な項目は、繰り返し説明することが必要と感じた。

○GLで認定をとっていない事業者は、全体のどれぐらいいるのか。

→(全木連) 家具関係の事業者も入れると全体が大きな数字になり、非認定事業者の割合まではわからない。

○消費者を対象としたイベント等では、EUDR、森林減少、生物多様性といった関心の高い分野と比較すると、CW法に対する関心は高くない。

→(全木連) イベントなどの来場者に話をすると「いまだに違法なものが日本の市場に出回っているのか。」と驚かれる。

○登録実施機関の方に聞きたいが、改正 CW 法に対して登録事業者の反応は何かあるか？

→(登録実施機関 A) 問い合わせの件数は少ないが、改正 CW 法に関する質問は来ている。第 1 種、第 2 種の違い、定期報告の様式などに関する質問が多い。

→(登録実施機関 B) 改正 CW 法では、小売事業者も木材関連事業者になったが、小売事業者からの問い合わせはない。

→(林野庁) 林野庁には、ホームセンター等小売事業者からも問い合わせがきている。消費者への情報伝達の方法等、詳細な質問が寄せられている。経産省と調整しながら対応している。

○家具や建築業者等の事業者には、経産省、国交省から情報が周知されているのか。

→(林野庁) 2 省とは、それぞれの所管する業界に周知を図っていくことを確認しており、最低限の情報は事業者にも周知されていると考える。

林野庁：今年度の事業を振り返って見ると、素材生産販売事業者への関わり、情報提供の機会が少なかったと感じる。

→(全木連) 県木連の中には、地元の素材生産団体やチップの団体と共催で研修を実施したところもあり、そのような場合は素材生産事業者の参加も多かった。今年度の研修では、森林組合の担当者が熱心に質問をするなど関心がたかったように感じた。

→(全木連) 素材生産事業者も情報のサプライチェーンの中にはしっかり組み込まれていると思う。ただし、非常に規模の小さな伐採業者まで情報が周知されているかは疑問。行政のほうでも、市町村の窓口で伐採届等の提出にきた事業者にも周知してもらえれば良い。

○素材生産団体などとの連携は？

→(全木連) 県内に素材生産事業者の団体があって組織化できているところは、県木連、県森連と連携して情報提供をやっているが、そうでないところは今

後連携が必要とを感じる。

- 事業者による合法性確認についての情報を伝える際に、納品書に書くことが増えて事業者の負担が増している。特に、中小の事業者で負担感が大きい。開発中の CW システムを活用して、そのような手間ができるだけ増えないようにしてほしい。
- 建築関係の事業者の登録実施機関には、自分たちが第 1 種なのか第 2 種なのかの問い合わせや、現行法との違いについての質問が多い。今回の改正では、義務違反に対する罰則ができたが、事業者の真剣度を高めるためにもその点を強調して説明したほうが良い。
 - (全木連) 研修資料にも、罰則について説明したスライドを追加した。
 - (林野庁) 研修等の資料においては、いきなり罰則が適用されるわけではなく、まず指導・助言があつて最終的に罰則が適用されることを説明している。
- 林野庁が実施した CW システム説明会への参加申し込みはどれぐらいあつたのか？
 - (林野庁) 第 1 回目の申し込みは、約 800 人、2 回目、3 回目はそれぞれ 500 人程度。説明会の録画や資料、Q&A を後日公開予定。
- 事業者の伝票管理といった社内システムに、CW システムが連携できるようにすれば、利用が進むのではないか。
 - (林野庁) 各社でシステムが異なるので、現時点ではそこまでの連携は考えていない。
- 第 1 種事業者に情報が伝わるのがまず重要。そのためにも、国内で丸太を扱っている事業者に第 1 種の定義を繰り返し説明し理解してもらうことが必要。
 - (林野庁) こちらにも、いろいろなケースで事業者から相談があり、その都度説明している。林野庁からも、市町村に対し伐採届の提出に来た者に提供いただくためのチラシを配布し、周知をお願いしている。

②その他

- 事務局から、「現在、林野庁で CW システムの説明会を Web で開催しており、近日中にシステムの利用者登録も始まる予定。4 月 1 日の施行に向けて準備が進んでいる。」との説明があつた。
- 事務局から、「R7 年度についても、この事業が引き続き予算措置をされて、事業実施者の公募がされている。現在、応募の準備をしており、当会が実施することになれば、また委員の皆様にご協力をいただきたい。」とのお願いがあつた。

その他 (委員からの発言)

- 国交省、経産省にも積極的に研修をしていただき情報発信をしてほしい。また、

川下側の要望も林野庁と情報共有してほしい。

- ウッド・チェンジ協議会関連の非住宅木造建築物の林野庁補助事業の中でも、CW 法で確認された木材の使用を仕様書ひな形に明記したところ。設計、施工やデベロッパー等企業や関係団体にも参画してもらって事業を進めている。

その他、特に意見は出ず、会議を終了した。



第 1 回検討委員会



第 2 回検討委員会



第 3 回検討委員会

第4章 合法性確認能力強化のための研修の実施

2024（令和6）年9月から2025（令和7）年3月にかけて、林野庁ガイドライン（GL）の18の認定団体（県木連12、中央団体6）が、県下の認定団体と共催で合法性確認能力強化のための研修を開催した。

合法木材認定事業者の担当者、建築関係の事業者、森林組合、県庁等の行政関係者等様々な関係者の参加があった。参加者数は、全ての会場を合わせて延べ約1,700人であった。

（研修の実施一覧は、この章の最後の「令和6年度合法性確認能力強化のための研修実施一覧」に掲載）

1 専門家派遣等による研修

2024（令和6）年9月から2025（令和7）年3月にかけて、全木連から講師（専門家）を派遣して全国13の認定団体（県木連10、中央団体3）が開催した。このほか、林野庁や登録実施機関から講師を招いて実施した認定団体もあった。研修では、改正クリーンウッド法の内容や改正法で義務化された第1種木材関連事業者及び素材生産販売事業者のやるべきこと、第2種木材関連事業者の努力義務の内容、木材関連事業者の登録の仕組み、林野庁ガイドライン（GL）との関係等が説明された（説明資料は巻末資料を参照）。

・研修参加者総数： 約1,000名



新潟県での研修



群馬県での研修



香川県での研修

2 認定団体が独自に実施した研修

前記1と同様の内容で、ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定団体（県木連等）が自ら説明をする形での研修が、全国5（県木連2、全国団体3）の認定団体で実施された。

- ・研修参加者総数： 約700名



日本合板商業組合の研修（札幌会場）



静岡県での研修

3 研修での質問等

上記の研修において、参加者からの主な質問としては、以下のようなものがあった。

- ・第1種木材関連事業者と第2種木材関連事業者の違いについて（自分の会社がどちらに該当するのか）
- ・第1種事業者が行う合法性確認のための証明書には、どのようなものがあるのか。証明書が複数あった場合はどうすればよいか。
- ・改正CW法では、証明書に何を記載すればよいのか、第1種と第2種の情報を1枚の納品書に記載するときの書き方は？
- ・登録は任意か（登録していないと確認できないのか、証明書を出せないのか）
- ・CWシステムは誰でも使えるのか。（素材生産販売事業者もしくは第1種事業者だけのシステムなのか。）

- ・罰則はどのようなときに発生するのか。
- ・何年も前に仕入れて倉庫で保管している銘木のようなものの確認はどうするのか。
- ・一定規模以上の第1種事業者の定期報告について（林野庁から提出の要請があるのか。自分の会社が、対象事業者かどうかはどのように判断するのか。等）

令和6年度 合法性確認能力強化のための研修実施一覧

区分	NO	実施団体名	研修等				備考
			開催日	場 所	講師(全木連)	参加人数	
専門家派遣等による開催	1	日本合板工業組合連合会	3/7	オンライン	加藤	61	Web開催
	2	(一社)全日本木材市場連盟	11/11	東京都内	加藤	159	
	3	(一社)全国木材市売買方組合連盟	11/20	名古屋市	下堂	37	
	4	青森県木材協同組合	12/6	青森市	中村	133	
	5	岩手県木材産業協同組合	2/6	盛岡市	加藤	73	
	6	秋田県木材産業協同組合連合会	12/3	秋田市	加藤	36	
	7	山形県木材産業協同組合	12/13	山形市	加藤	109	
	8	(一社)群馬県木材組合連合会	12/10,12,24	前橋市他	加藤	140	県内3か所で開催
	9	新潟県木材組合連合会	11/8	新潟市	加藤	74	
	10	兵庫県木材業協同組合連合会	1/22	姫路市	中村	55	
	11	(一社)島根県木材協会	12/13	松江市	下堂	34	
	12	徳島県木材協同組合連合会	2/21	徳島市	下堂	49	
	13	(一社)香川県木材協会	11/15	高松市	下堂	77	
独自開催(講師派遣無し)	1	日本合板商業組合	10/17,18,22,11/15,19,22,26,2/14,19,3/4	横浜市ほか		348	全国10カ所で開催
	2	日本木材輸入協会	10/9,10	大阪市、香川県丸亀市		220	
	3	全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会	10/25	福岡県大川市		25	
	4	静岡県木材協同組合連合会	10/7,9,17	静岡市他		112	県内3カ所で開催
	5	(一社)愛媛県木材協会	11/7	松山市		29	

合計 1,771

第5章 全国レベル及び都道府県レベルの協議会（意見交換会）の開催

1 合法伐採木材利用促進全国協議会の開催

（1）開催概要

クリーンウッド法（以下、CW法）の円滑な運用に資するとともに、合法伐採木材の利用を促進するための方策・課題等を検討するための協議会（合法伐採木材利用促進全国協議会）を開催した。

全国協議会には、林野庁ガイドラインに基づき全国を対象として合法木材供給事業者の認定を行っている認定団体、登録実施機関、クリーンウッド法の海外関連情報の調査事業実施団体、環境NGO、建築・建材関係団体等からあわせて約40名が出席した。

また、主管官庁（林野庁、経済産業省、国土交通省）からも担当者に出席いただき（オンライン出席を含む）、合法伐採木材利用促進の課題等について意見交換を行った。

（2）開催結果報告

合法伐採木材利用促進全国協議会

【日時】 2024（令和6）年12月5日（木） 10時30分～12時00分

【場所】 全国町村議員会館2階第1～3会議室

東京都千代田区 ※対面とオンラインの併用開催

【参加者】（敬称略）

○合法木材供給事業者中央認定団体

日本合板商業組合 常務理事兼事務局長 二宮孝義

（一社）日本特殊加工化粧板協議会 事務局長 平原 章雄

〃 事務局 岩澤 裕子（W）

日本木材輸入協会 専務理事 岡田 清隆

（一社）木材表示推進協議会 審議役 米田 雅人

〃 参与 大寺 重人（W）

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会 専務理事 田中 謙司（W）

日本集成材工業協同組合 専務理事 清水 邦夫

（一社）全日本木材市場連盟 専務理事 柱本 修

全国素材生産業協同組合連合会 専務理事 矢野 彰宏

（一社）日本林業経営者協会 専務理事 池田 直弥

（一社）全国木材市売買方組合連盟 事務局長代理 草野 洋

（一社）全国木造住宅機械プレカット協会 常務理事 坂田 幹人

日本ツーバイフォーランバーJAS協議会 事務局長 藤谷 裕

(一社) 全国 LVL 協会 事務局長 平沼 孝太 (W)
日本複合・防音床材工業会) 事務局長 篠原 一英 (W)
(一社) 日本オフィス家具協会 部長 山口 友成
(一社) 日本家具産業振興会 専務理事・事務局長 高橋 清司
(一社) 日本家具保証協会 代表理事 岡本 真二
特定非営利活動法人期の建築フォーラム 藤原 敬

○住宅・建築関連中央団体

(一社) 住宅生産団体連合会 環境部長兼建設安全部長 青木 富三雄
(一社) 日本建材・住宅設備産業協会 品質・環境部長 宮島 吉史 (W)
〃 クリーンウッド法運用協議会委員長 入山 朋之 (W)
〃 クリーンウッド法運用協議会 澤田 知世 (W)

○クリーンウッド法登録実施機関

(公財) 日本合板検査会 専務理事 尾方 伸次 (W)
〃 総務部総務課総務係長 横山 潤 (W)
(公財) 日本住宅・木材技術センター 首席研究員 清水 俊二
(一財) 日本ガス機器検査協会 審査部 森野 周 (W)
(一社) 日本森林技術協会 理事長 小島 孝文 (W)
〃 CW 法登録業務室 山本 房則 (W)
(一財) 建材試験センター 木材関連登録業務室長 佐伯 智寛 (W)
(一社) 北海道林産物検査会 事務局長 南田 英樹 (W)

○海外調査機関

(公財) 地球環境戦略研究機関 (IGES) 主任研究員 鮫島 弘光

○環境 NGO

国際環境 NGO FoE Japan 理事 佐々木 勝教

(主管庁)

林野庁林政部木材利用課 監査官 齋藤 綾
〃 課長補佐 坂本 朋美
〃 行政専門員 大門 誠
経済産業省製造産業局生活製品課 課長補佐 松本 麻子 (W)
〃 係長 山下 大貴 (W)
〃 係員 椎山 真澄 (W)
〃 係員 角谷 一真 (W)
国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室 係長 鈴木 浩貴 (W)
※名前の後ろの (W) はオンラインでの出席

【プログラム】

開会 10:30

挨拶

1. 改正クリーンウッド法の施行に向けた現状について
説明：林野庁木材利用課
2. 今年度の事業について
3. 説明：事務局（全木連）
4. 合法伐採木材の利用促進に向けた事業者・消費者への普及活動に関する意見交換
5. その他

終了 12:00

【結果概要】

議題 1. 改正クリーンウッド法の施行に向けた現状について

議題 2. 今年度の事業について

議題 3. 合法伐採木材の利用促進に向けた事業者・消費者への普及活動に関する意見交換

林野庁より、資料（改正 CW 法の施行に向けた現状について）に基づき説明があった。林野庁の説明に続けて、事務局（全木連）から、資料（令和 6 年度事業の概要、研修資料）に基づき今年度事業の概要と実施状況の説明があった。その後、質疑応答、意見交換を行った。

〔主な質疑・意見〕

- ①建築事業者は、第 2 種事業者から木材を購入することが多いが、購入先業者の資格（認定や登録を受けているか）とそこが出してくる証明書があるかが確認の際のポイントとなる。改正 CW 法でもその点は変わらないという理解で良いか。②建築事業者は、素材生産販売事業者から直接丸太を購入することも（例外的にはあるが）ある。素材生産販売事業者は、証明書の提出が義務となるので、証明書が必ず出てくることになる。今後は、素材生産販売事業者は、業界団体による林野庁ガイドライン（GL）に基づく認定はなくなっていくと考えてよいのか。
- （林野庁）①改正 CW 法では、合法性を確認するのは第 1 種事業者のみとなる。第 2 種事業者は購入先からの情報を受け取り、そのまま伝達することになる。第 2 種が独自に確認できたかどうかを判断することにはなっていない。②GL はグリーン購入法に対応するための仕組みであり、CW 法とは別の制度であって、今後も GL はそのまま残る。

- 第 1 種事業者は、素材生産販売業者が求めに応じて出してきた証明書を確認すればよいのか。
- （林野庁）証明書があれば機械的に合法性確認木材となる、というわけではなく、それ以外の関連情報も踏まえたうえで合法性が確認できたかどうかの判断をすることになる。
- 素材生産販売事業者からの証明書について、GL の証明書が CW 法での確認に活用できるとの理解であったが、改正法では、伐採届も出さないといけなくなるのか。
- （林野庁）資料の「証明として活用できる情報の一覧」に記載されているように、ガイドラインの証明（大臣が指定する者に限る）も活用できる。
- 林野庁で開発中のシステムについて、市町村の伐採届等の担当者はこのシステムを使えないのか。市町村から発出された伐採造林届適合通知書の確認等もこのシステムを使ってできるようにならないのか。
- （林野庁）伐採造林届等の提出は、このシステムではできない。ただし、市町村が市町村有林を伐採する場合のように、素材生産販売事業者としての役割をするときには、このシステムを使って情報提供を行うことは可能。利用者登録をすれば、無料でこのシステムを使える。
- 資料にある「証明として活用できる情報（輸入材）」で、原産国（伐採された国）ではなく第 3 国（輸出国）を経由して輸出される木材の証明書は、原産国ではなく輸出国の発行する証明書でもよいが、その場合でも、輸出国ではなく原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類でないといけないのか。
- （林野庁）ご指摘の点については、修正した上でクリーンウッドナビに掲載する運用説明資料を更新する予定。
- 輸入材を使用する企業から、「合法木材に関する情報がない」との意見がある。国として、輸出国に対し CW 法の情報提供や働き掛けはしているのか。
- （林野庁）ITTO 等の国際会議の場で情報提供している。また、個別に情報の提供を求めてくる国もあり、その都度対応しているところ。
- FAO 等の世界各国が参加する場で対応していただきたい。
- ①改正法に合わせて更新した合法性確認 DD の手引きの位置づけは。新しい手引きも使用は任意か。また、手引きのチェックリストは、第 1 種事業者の定期報告に使えるのか。②この手引きと CW 法の登録の関係は。
- （林野庁）①改正法対応版の手引きのフローチャート、チェックリストは、現行法と同様に使用は任意である。取引や報告の際に添付や提出を求められることはない。あくまで事業者が対応方法を検討する際の参考資料の位置づけ。
- ②手引きと登録の直接の関係はない。登録の際の要件は、別に定められてい

る。

- （全木連）現行法及び改正法に対応した国産原木に特化した DD 手引きを全木連で作成した。当会ホームページで公開しているので、参考にしてほしい。
- 毎年、全木連に合法木材の取扱実績を提出しているが、この実績報告の様式も改正法に合わせて改訂が必要ではないか。
- （全木連）全木連が取りまとめている合法木材の実績と CW 法に基づく定期報告や年度報告は別物。
- （林野庁）CW 法に基づく年度報告は、登録事業者が登録実施機関に提出するもの。一方、第 1 種事業者が国に提出する定期報告は、一定規模以上の全ての事業者が主務大臣に提出する。なお、登録事業者であり、一定規模以上に該当する事業者については両方の報告が必要となるが、その場合は年度報告の様式をそのまま定期報告に使用できるようにする方針。
- 輸入材の情報把握については、他国の例を参考に日本でも税関との協力など他の省庁と連携して行う方法もある。
- 先般の指導者養成説明会でも講師が、関西万博のリングに使われる木材の調達コードを例にして「木材調達要件のトレンドが、合法性から持続可能性に拡大している」と言われていた。それに関連して、持続可能性について、CW 法では合法性だけを確認しているが、今後持続可能性についてどのように扱っていくのか。
- （林野庁）まずは合法性を見て欲しいが、それだけでよいのかというご意見。他の法律では、持続可能性まで言及しているものもあるが、CW 法では基本となる合法性を確認して伝達してもらう。これをどれだけ事業者にやってもらえるかを見極めたうえで、法律に定められている施行後 3 年の見直しの際に再度検討したい。
- ①林野庁の説明で、合法性が確認された木材は、国内の総需要量の 41%という説明があったが、今回の改正で追加された OSB 等は含んだ数字なのか。②建築物のなかでは、構造材の使用量が大きな割合を占めるが、構造材として使用される木材がどの程度合法性確認されているのか気になる。確認された木材を使ってください、と言われても周りにそのようなものがなければ使えない。事業者が使いたいと思った時に手に入るのか。
- （林野庁）①41%というのは、国内の木材の総需要量のうち第 1 種登録事業者 200 者ほどにより確認されたものの割合。登録事業者が扱った木材の中での合法性が確認された割合をみると、第 1 種、第 2 種とも 9 割以上の合法性が確認されており、特に建材については、100%近くが確認されている。今回の改正では、第 1 種の皆さんにまず確認してもらうよう義務化した。今後、この 41%を 100%に近づけるようにしていきたい。

全木連：オンライン参加の経産省、国交省のご担当者から何か発言は。
→特になし。

議題４．その他

参加者からの意見はなく会議を終了した。



合法伐採木材利用促進全国協議会の様子

2 都道府県レベルの協議会（地方協議会、意見交換会）の開催

（１）開催概要

前記１の全国レベルの協議会の開催を受けて、都道府県レベルで合法伐採木材の利用促進を図るための地方協議会（意見交換会）を全国 16 カ所で 2024（令和 6）年 9 月～2025（令和 7）年 2 月にかけて開催した。協議会という名称ではなく、関係者との意見交換会として実施したところもあった。

地方協議会には、林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定団体（県木連、県森連、県素協等）、木材地区組合、建築・建設関係の団体、行政関係者等が参加して、改正クリーンウッド法（CW 法）の周知及び合法伐採木材の利用促進のための課題を話し合い、情報交換・意識の共有をするとともに、地方における普及啓発活動についての検討を行った。

また、協議会の中には、登録木材関連事業者の企業の方に出席いただき意見交換を行ったところや行政（県等の担当）からの情報提供が行われたところもあった。（地方協議会の実施一覧をこの章の最後に掲載）

（２）開催結果報告

以下に、地方協議会の開催順に概要を示す。詳細は、後ろに掲載した「令和 6 年度 地方協議会（意見交換会）、普及啓発の実施一覧」を参照のこと。

① 長崎県での実施

開催日：9 月 12 日（木） 佐世保市内で開催

② 三重県での実施

開催日：9 月 13 日（金） 津市内で開催

③ 奈良県での実施

開催日：9 月 17 日（火） 橿原市内で開催

④ 滋賀県での実施

開催日：10 月 2 日（水） 大津市内で開催（意見交換会）

⑤ 石川県での実施

開催日：11 月 27 日（水） 金沢市内で開催

⑥ 熊本県での実施

開催日：11 月 27 日（水） 熊本市内で開催

⑦ 北海道での実施

開催日：12 月 9 日（月） 札幌市内で開催

⑧ 京都府での実施

開催日：12 月 11 日（水） 京都市内で開催

⑨ 福井県での実施

開催日：12 月 12 日（木） 福井市内で開催

⑩ 鹿児島県での実施

開催日：12月12日（木） 鹿児島市内で開催

⑪ 宮城県での実施

開催日：令和7年1月16日（木） 仙台市内で開催

⑫ 大阪府での実施

開催日：1月23日（木） 大阪市内で開催（意見交換会）

⑬ 栃木県での実施

開催日：1月30日（木） 宇都宮市内で開催

⑭ 岐阜県での実施

開催日：2月4日（火） オンラインで開催（意見交換会）

⑮ 富山県内での実施

開催日：2月7日（金） 富山市内で開催

⑯ 山梨県での実施

開催日：2月10日（月） 甲府市内で開催

地方協議会では、全木連から担当者が出席し、本事業の概要と実施状況、全国協議会の結果報告、改正クリーンウッド法の概要説明、情報提供の後、出席者による意見交換が行われた。

〔協議会で出された主な意見・質問等（抜粋）〕

○長崎県での協議会

- ・他業種（建築士や木材業者等）間の情報交換ができ情報共有の場となってよかった。
- ・国の制度がかなり改正されているので、事業者へ随時情報を提供する必要があると感じた。

○三重県での協議会

- ・「三重の木」（都道府県等による地域材認証制度による木材に対する証明）が現時点でCW法の証明書として活用不可とは困る。活用できるよう対応をお願いしたい。
- ・ガイドラインに基づく認定とCW法の登録を両方しているが、片方でよいのであればどちらか一方にしたい。
- ・確認の義務化というが、確認しているかどうかはどうやってわかるのか。検査に来るのか。
- ・国内において違法伐採の可能性はあるのか。
- ・合法木材の確認が困難な商品もあるので、確認に必要な品目や合法木材として

カウントする範囲等詳細について指導いただきたい。

○奈良県での協議会

- ・合法伐採木材の利用及びクリーンウッド法の改正について理解が深まった。
- ・第1種木材関連事業者の定義を詳しく教えてほしい。
- ・今後、第2種事業者にも義務が課されることになるのか。

○熊本県での協議会

- ・これまでの林野庁ガイドラインに基づく合法木材の流通は、事業者の社会的責任として自主的に取り組んできたが、改正CW法の施行により全事業者に対して合法性確認が強化されることから更なる周知の徹底と普及活動が重要。
- ・改正CW法に基づく義務化に対して100%を目指すことは難しいが、周知徹底を図っていくためにも国の助成が必要。
- ・まずは、素材生産販売事業者と原木市場を徹底して押さえていくことが必要。

○福井県での協議会

- ・県内の登録事業者は4社のみで、新たに登録する動きはない。
- ・県内におけるCW法及び合法木材への要望はほぼなく、行政を中心に認識を持ってもらうことが必要で、国を挙げて積極的なPRをしてほしい。
- ・次回から環境問題の担当課並びに公共建築課等の出席を要請したい。(行政より)

○鹿児島県での協議会

- ・設計段階でCW法に適合した木材を使用するよう基本設計の時から組み込んでおかないと、実際の使用量の増加には結びつかない。

○宮城県での協議会

- ・特に規模の小さな素材生産販売事業者が改正CW法に対応して第1種事業者から求められた情報を提供する義務があることを理解しているのか疑問。
- ・GLの認定をとっておらず、県木連の会員でもない事業者にもきちんと周知されていることが重要である。
- ・登録をしていなくても、第1種事業者は、合法性を確認してその結果を伝えなければならないことは知らなかった。
- ・「新たな制度ができて手間ばかり増える」と事業者から文句が多い。

○岐阜県での意見交換会

- ・意見交換会の中で、イベント会場で来場者に対して行った合法伐採木材に関するアンケート調査の結果が報告された。

○富山県での協議会

- ・改正に伴い、第 1 種木材関連事業者と第 2 種事業者との区別や、素材生産販売事業者と第 1 種事業者の必ず行わなければならない義務について確認した。
- ・第 1 種木材関連事業者が行う「記録の作成・保存」の具体的な内容について確認した。
- ・CW 法上の登録事業者になる必要性和登録事業者を増やすためにメリットが必要である。
- ・合法伐採木材の利用拡大には、官民挙げての川上から川下まで継続的な普及啓発活動を根気強く続けていくことが必要である。

○山梨県での協議会

- ・いろいろな制度がありすぎてわからない。整理してほしい。
- ・特に第 2 種木材関連事業者は、取り扱う品目が膨大になるので、今後第 2 種事業者も義務の対象となると合法性確認の対象となる／ならない、の仕分けが非常に手間になる。



長崎県での協議会の様子



奈良県での協議会の様子

令和6年度 地方協議会（意見交換会）、普及啓発の実施一覧

NO.	区 分	協議会	普及セミナー		セミナー以外の 普及啓発
		開催月日	開催月日	参加人数	
1	北海道木材産業協同組合連合会	12/9	1/28,29,2/12, 13,26	765	イベント出展
2	宮城県木材協同組合	1/16	1/16	98	
3	栃木県木材業協同組合連合会	1/30	1/30	132	イベント出展
4	(一社)山梨県木材協会	2/10	2/17	25	イベント出展
5	富山県木材組合連合会	2/7	2/7	100	イベント出展
6	(公財) 石川県木材産業振興協会	11/27	11/27	73	イベント出展
7	福井県木材組合連合会	12/12	12/12	87	イベント出展
8	岐阜県木材協同組合連合会	2/4	—	—	イベント出展、 新聞広告
9	三重県木材組合連合会	9/13	—	—	イベント出展、 新聞広告
10	滋賀県木材協会	10/2	10/2	42	イベント出展
11	(一社)京都府木材組合連合会	12/11	—	—	イベント出展等
12	(一社)大阪府木材連合会	1/23	—	—	イベント出展
13	奈良県木材協同組合連合会	9/17	2/5	74	イベント出展
14	(一社)長崎県木材組合連合会	9/12	9/12	42	イベント出展
15	(一社)熊本県木材協会連合会	11/27	11/27	120	イベント出展
16	(一社)鹿児島県林材協会連合会	12/12	12/12	160	イベント出展
合計 (16)				1,718	

第6章 全国レベル及び都道府県レベルの合法伐採木材等の普及啓発

今年度の事業では、全国レベルの普及啓発活動に加え、都道府県レベルでも地方協議会の開催場所で普及セミナーやイベント出展等の普及啓発を実施した。

1 全国レベルの普及啓発

大消費地圏で開催されている、木材・建材・建築関連の全国レベルの展示会に出展し、クリーンウッド法（改正法を含む）や合法伐採木材についての PR を行った。特に、改正法の周知については、改正内容の概要を示したタペストリーの掲示、チラシ配布、予定されている説明会等情報提供等を行った。各展示会での活動状況の詳細は、以下の通り。

（1）Japan Home & Building Show 2024 への出展

2024（令和6）年11月20日（水）～22日（金）の3日間、東京ビッグサイトで開催された「Japan Home & Building Show 2024」（主催：（一社）日本能率協会）に、クリーンウッド法（改正法を含む）の普及と合法伐採木材の利用推進を目的として出展した。展示会全体の来場者数は約18,000名であった。

全木連ブースの主な展示等内容は、以下の通り。

- a 「クリーンウッドの部屋」の展示
- b 合法木材製品（まな板、湯桶、お盆等の小木工品）の展示
- c 改正クリーンウッド法の紹介タペストリーの展示、説明
- d 改正クリーンウッド法の関連資料（チラシ等）の配布
- e クリーンウッド法紹介動画の放映



Japan Home & Building Show 2024 の展示

(2) WOOD コレクション「モクコレ」2024Plus への出展

2024（令和6）年12月19日（木）～20日（金）に、東京ビッグサイトで開催された「WOOD コレクション『モクコレ』2024Plus（主催：東京都）」に出展し改正クリーンウッド法の普及と合法伐採木材利用の促進についてRPを行った。リアル展示会の来場者数は、約5,700名であった。



WOOD コレクション(モクコレ)2024Plus の展示

(3) 来場者の反応等

当会ブースへの来場者は（特に Japan Home & Building Show では）、CW法や合法性確認木材等を全く知らない人も多く、合法性や違法伐採といった言葉の説明から始めることも多かった。そのような方でも、話をしていくうちに、合法性の確認の意義、重要性を理解していただくことができた。このように、何も知らなくても丁寧に説明すれば理解し合法伐採木材への関心も高めていくことができるので、今後とも継続的にイベントへの出展などを通して地道に普及活動が続けていくことが重要である。

2 都道府県レベルの普及啓発

本年度事業で活動を行った地方協議会のうち、12 団体で普及セミナーを開催した。セミナーでは、全木連が講師を務め（北海道、石川県を除く）、改正クリーンウッド法の内容、クリーンウッド法からの改正点等について説明した。このセミナーに合計約 1,700 名が参加した。このほか、地方で開催されるイベントへの出展、新聞広告、インターネットを活用した情報発信等を通して普及活動を行ったところもあった。

（１）普及セミナーの開催

以下に開催順に開催日と場所を示す。一覧は、5 章の最後に掲載した「令和 6 年度 地方協議会（意見交換会）、普及啓発の実施一覧」を参照のこと。また、普及セミナーで全木連が発表した資料は巻末資料に収録した。

① 長崎県での開催

開催日：9 月 12 日（木） 佐世保市内

② 滋賀県での開催

開催日：10 月 2 日（水） 大津市内

③ 石川県での開催

開催日：11 月 27 日（水） 金沢市内

④ 熊本県での開催

開催日：11 月 27 日（水） 熊本市内

⑤ 福井県での開催

開催日：12 月 12 日（木） 福井市内

⑥ 鹿児島県での開催

開催日：12 月 12 日（木） 鹿児島市内

⑦ 宮城県での開催

開催日：2025 年 1 月 16 日（木） 仙台市内

⑧ 北海道での開催

開催日：1 月 28 日（火） 釧路市内、1 月 29 日（水） 幕別町内、2 月 12 日（水） 北見市内、2 月 13 日（木） 旭川市内、2 月 26 日（水） 札幌市内 計 5 か所で開催

⑨ 栃木県での開催

開催日：1 月 30 日（木） 宇都宮市内

⑩ 奈良県での開催

開催日：2 月 5 日（水） 桜井市内

⑪ 富山県での開催

開催日：2月7日（金） 富山市内

⑫ 山梨県での開催

開催日：2月17日（月） 甲府市内



栃木県での普及セミナー



宮城県での普及セミナー



鹿児島県での普及セミナー

（２）イベント出展等による普及啓発

地方協議会の普及啓発として、15 の道府県で地域のイベント等に出展し、タペストリーの掲示、パンフレット等の普及資料の配布、来場者への説明を行った。また、新聞広告・HP 等で普及を行ったところもあった。普及セミナー以外の普及啓発の実施一覧は、この章の最後に掲載した「令和 6 年度 イベント出展等による普及啓発実施一覧」を参照のこと。

（３）普及セミナー参加者、イベント来場者の反応等

普及セミナーでは、研修の際に受けた質問と同様の内容が多かった。実施した団体からは、「議題として、クリーンウッドの必要性和普及の課題等について取り上げ説明し、参加者が主体的に考え積極的に取り組む機会となった。（福井県）」「改正内容がかなりあり、戸惑う事業者もおられ、今後の周知の必要性を感じた。（長崎県）」といった報告もあった。また、普及セミナーとは別に、各種会合の場を利用して改正 CW 法の説明を行った団体もあった。

イベントに出展した団体からは下記の感想、来場者からの反応等の報告があった。

- ・ 木造建築物の利用促進のためには、今後、建築士事務所協会との連携による PR も検討する必要がある。（長崎県）
- ・ 2050 年に向けたカーボンニュートラルの実現など地球温暖化防止を背景に、熊本県の森林資源の状況や県産木材の活用などと併せて、合法伐採木材の利用について関心を持たれる多くの方々が本会のブースに来場された。（熊本県）



石川県での普及啓発（木工教室で PR）



滋賀県での普及活動



京都府での普及活動



熊本県での普及活動



鹿児島県での普及活動（ショッピングモールでのイベントでPR）



ホームページでの普及活動紹介（岐阜県木協連）

令和6年度 イベント出展等による普及啓発実施一覧

NO	実 施 団 体 名	実 施 結 果		
		時 期	実 施 概 要	参 加 者
1	北海道木材産業協同組合連合会	10/5	道民森づくりの集い2024	900
		10/26～27	くしろ木づなフェスティバル2024	3,490
		12/11～13	JAPAN BUILD	1,200
		12/19～20	WOODコレクション「モクコレ」2024Plus	5,700
		12/21～22	木育ひろばinチ・カ・ホ	4,000
2	栃木県木材業協同組合連合会	10/20	もくもくまつり2024出展	2,500
		11/22	とちぎ県産材普及推進展示会	200
		12/19～20	WOODコレクション「モクコレ」2024Plus	5,700
3	(一社)山梨県木材協会	7月～2月	会員等への合法木材資料配布	200
		8～11月	木育キャラバン、金川フォレストフェリーチェ、森林フェスティバル等	7,000
4	富山県木材組合連合会	10/26	とやま木育フェア2024	2,400
5	(公財)石川県木材産業振興協会	10/19～20	石川の農林漁業まつり	30,000
6	福井県木材組合連合会	9/7～8	フクモクフェス	13,000
		10/28	森林・林業・木材産業活性化大会	247
		11/2	福井材フェア	80
		11/6	立木材積測定協議会	23
		11/30	FUKUI WOOD COLLECTION	1,150
		12/1	KIDS WONDER STREET(宮前商店街)	1,200
7	岐阜県木材協同組合連合会	8/3	山の日フェスタ(カラフルタウン岐阜)でアンケート実施	200
		8/17～18	WOODコレクション2024 JAPAN ReWOOD会場でアンケート実施	10,123
		10/5～6	ウッドワンダーランド(愛知県)会場でアンケート実施	2,000
		10/8	新聞広告(岐阜新聞)	15万戸
		2月	岐阜県木連のHPでCW法を紹介(ページ更新)	—
8	三重県木材組合連合会	10/5	新聞広告(毎日新聞地方版)	—
		10/5	みえ森林フェスタ2024志摩で木工教室を開催してPR	51
9	滋賀県木材協会	10/26～27	県実施の木育イベント	1,670
		11/10	市政20周年記念木育フェスタ(甲賀市)	1,163
10	(一社)京都府木材組合連合会	9/1	イオンモール久御山で木工教室	800
		9/22	イオンモールKYOTO(見とき、使ったとき、京都の木！)	200
		9/28	京都府立植物園(森林の魅力を体感)	400
		11/3	京都府立植物園(府民交流フェスタ)	900
		11/30～12/1	京都パルスプラザ(京都府農林水産フェスティバル)	1,500
		12/18	京都府立大学(KTS資格者講習会)	13
		12/12	現行法下での合法木材分別状況の確認	4
		12/27	京都市域産材供給協会を管轄する京都市との協議	7
		1/15	北桑木材センター、八木原木市場、京都府、京都市との協議	16
		1/16	(一社)京都府木材組合連合会理事会	12
		2/1	京都パルスプラザ(京都環境フェスティバル2025)	400
11	(一社)大阪府木材連合会	12/19～20	WOODコレクション「モクコレ」2024Plus	5,700
12	奈良県木材協同組合連合会	8/17～18	WOODコレクション2024 JAPAN ReWOOD	10,123
13	(一社)長崎県木材組合連合会	10/20	2024住宅フェア	500
		1/24	HPでの周知	
14	(一社)熊本県木材協会連合会	10/6	もくもくふれ合い祭り	1,802
		11/10	くまもと森づくり活動の日in立田山	517
15	(一社)鹿児島県木材協会連合会	11/9～10	第25回かごしま木材まつり出展	9,000

※参加者数は、イベント全体の数

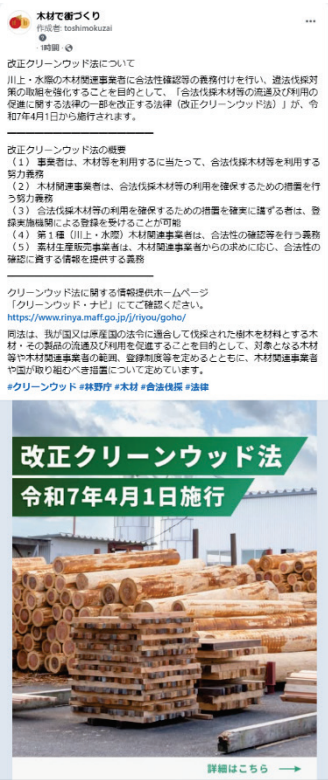
第7章 コンテンツを活用した情報発信

本年度の事業では、SNS 等を活用した情報発信を行うとともに、「合法木材ナビ」HP で情報提供を行った。

1 SNS 等を活用した情報発信

動画掲載サイト YouTube チャンネル「木材で街づくり」（全木連が作成したコンテンツ動画を掲載）で公開している動画をもとに、全木連で運営する SNS（木材で街づくり @toshimokuzai）にて、フォロワー以外の方へ投稿を表示、動画再生等による認知拡大をはかった。

■SNS 「改正クリーンウッド」@toshimokuzai

Facebook	Instagram	X
		
		

2 「合法木材ナビ」での情報提供

本年度作成した、「改正クリーンウッド法における国産原木の合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き」（PDF 版）及び、手引きに記載のチェックリスト（Excel 版）等を全木連が運営するホームページ「合法木材ナビ」に掲載して、改正 CW 法に基づき第 1 種木材関連事業者が合法性の確認等を行う際の参考となるよう情報提供した。

■「合法木材ナビ」掲載画面

The screenshot shows the 'Goho-wood' website interface. The header includes the Goho-wood logo, a tagline '違法伐採を減らし持続可能な森林経営を支援し、安全・安心な合法木材流通を作るサイト', and navigation links. The main content area features a title '改正クリーンウッド法における国産原木の合法性確認（デュー・デリジェンス）手引きについて' and a paragraph explaining the purpose of the handbooks. Below the paragraph is a list of links to related documents.

HOME > 改正クリーンウッド法における国産原木の合法性確認（デュー・デリジェンス）手引きについて

改正クリーンウッド法における国産原木の合法性確認（デュー・デリジェンス）手引きについて

全木連では、改正クリーンウッド法に対応した国産原木の合法性確認手引き（DD手引き）を作成しましたのでご参考になさってください。（改正法の施行は令和7年4月です。改正法の施行までは、現行法のDD手引きをご使用ください）

- ▶ 改正クリーンウッド法における国産原木の合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き
- ▶ 国産原木の譲受け等から次の譲渡しまでのフローチャート：改正法対応版
- ▶ 国産原木の合法性の確認のためのチェックリスト：改正法対応版（PDF）（Excel）

copyright(c) 2006 Goho-wood All Rights Reserved.
当サイトに記載されている画像の無断転載を禁じます。

（一社）全国木材組合連合会
（違法伐採対策・合法木材普及推進委員会）

第 8 章 合法伐採木材の利用促進に向けた課題等

第 3 章～ 7 章で示してきたように、検討委員会、全国及び地方での協議会等様々な場で合法伐採木材の利用促進に向けた検討を行い、消費者等に向けて普及啓発活動を実施してきた。そこでの議論及び普及啓発活動を実施した県木連等の地方団体からの報告で挙げられた今後の課題や改善点を以下に整理する。

○検討委員会、全国協議会及び研修を通して見えてきた課題等

- ・素材生産販売事業者への周知が重要であり、素材生産販売者向けの研修を行うと良いのではないかと。特に、規模の小さな事業者への周知が課題である。
- ・事業者にとっては、合法性確認についての情報を伝える負担が増えて、特に中小の木材関連事業者の負担感が大きい。林野庁のシステムを活用するなどして、どれだけ手間を増やさず効率的に運用できるかの工夫が重要。
- ・研修の参加者からは、自分たちが第 1 種木材関連事業者なのか、第 2 種なのかの質問が多い。はじめにこの点を理解してもらってから、それぞれの事業者の義務と努力義務の内容（具体的に何をすればよいのか）を具体的に理解してもらうことが必要。
- ・合法性確認等の情報伝達がオンライン上で行える林野庁のシステムについては、（林野庁はそこまで考えていないようだが）伝票管理といった社内システムに連携できるようにすれば利用が進むのではないかと。
- ・登録については、基本的な理解が進んでいないところがある。（登録をしていないと合法性確認の証明が出せないのか、登録は義務か。等）まずはその辺を理解してもらうことが必要。
- ・国は、FAO 等の多くの国が参加する場で、他国に対して CW 法の情報提供や働きかけをしてほしい。
- ・研修や協議会の場で、「今後、第 2 種事業者にも義務が課されるようになるのか。」といった質問が複数あった。今後の国の方針、方向性も伝えると事業者の理解が進む。
- ・改正 CW 法に基づく義務化に対して、100%にすることは難しいが、周知徹底を図っていくため今後も国の助成は必要。
- ・設計段階で CW 法に適合した木材を使用するよう基本設計の時から組み込んでおかないと、使用量の増加には結びつかない。

○普及啓発活動に関しての課題等

- ・消費者にも丁寧に説明すればわかっていただける。重要な項目は、繰り返し説明することが必要。そのためにも消費者向けの展示会等の場は重要であり、継続的に出展する意義もそこにあると思われる。
- ・普及セミナーを実施した団体からは、「合法伐採木材の必要性和普及の課題等について説明し、参加者が主体的に考え積極的に取り組む機会になった。」という感想が出された。その一方で、「改正 CW では、改正点がかなり多く戸惑う参加者もいた。今後の周知の必要性が感じられた。」という意見もあった。
- ・「木造建築物への利用促進のためには、今後、建築士事務所協会との連携等を通じて設計士等に対する PR も必要。」といった意見も団体から寄せられた。
- ・地方での活動では、普及セミナー、イベント出展、各種会議の際の情報提供のほかに、団体の Web サイトでの情報掲載、地元新聞への広告、イベント会場でのアンケート実施、チラシ・ポスターを作成し配布・掲示する等、多彩な普及啓発活動が行われた。今後も活動を進めるにあたっては、新しい手法も試みながら様々な機会、ツールを活用していくことが重要である。
- ・過去の事業で作成した普及キャラクター「クリーンウッドちゃん」(下図)を使ったポスター、配布資料の作成も多く多くの団体で行われた。親しみやすいコンテンツを活用して消費者の関心を高めることも、消費者への普及には有効と考えられる。



キャラクター「クリーンウッドちゃん」(令和4年度事業で作成)

[巻末資料]

1 検討委員会（第 1 回）での林野庁説明資料

（※第 2 回、第 3 回の検討委員会では林野庁からの資料はなかった）

2 クリーンウッド法合法性確認能力強化研修、普及セミナーでの説明資料

2－1 改正クリーンウッド法と合法性確認（研修資料）

2－2 改正クリーンウッド法における国産原木の合法性確認
（デュー・デリジェンス）手引き（研修参考資料）

3 合法伐採木材利用促進全国協議会での林野庁説明資料

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法) の改正について

令和6年7月

林野庁木材利用課

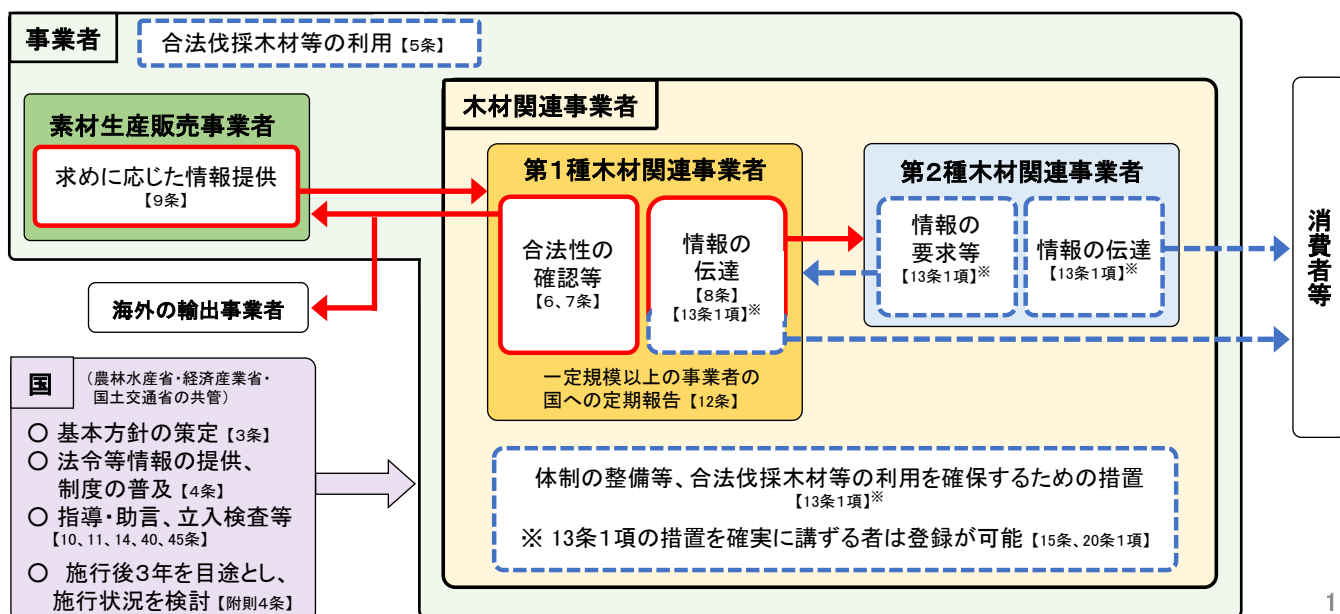
0

改正クリーンウッド法の概要

令和7年
4月1日 施行

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種(川上・水際)木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

□→ : 義務 □→ : 努力義務



11

対象物品の考え方

(1) いわゆる木材については、基本的に広く該当し基本方針に規定

(2) 家具・紙等の物品については、ポジティブリストとして施行規則に規定

1. 対象物品（赤字は改正部分）

木材	木材等（家具・紙等の物品）
基本方針 一の2 (1) 素材 丸太、枝葉、根株、林地残材、風倒木処理等の伐採に類する行為により生産されたもの等を含む (2) 板材、角材及び円柱材 化学的又は物理的な処理により密度・硬度等を増加させたものを含む (3) 単板、突き板及び構造用パネル（OSB） (4) (2)、(3)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの（合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等） DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む (5) のこくず・木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない）、チップ及び小片 端材、たが材、くい、チップウッド等の粗の木材を含む	施行規則 第2条 1 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの 2 木材パルプ 3 コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレ用ペーパーのうち、木材パルプを使用したもの 4 フローリングのうち、基材に木材を使用したもの 5 木質系セメント板 6 サイディングボードのうち、木材を使用したもの 7 戸（主たる部材に木材を使用したものに限る。）及びその枠（基材に木材を使用したものに限る。） 8 1～6の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの

2. 家具の考え方

(1) 主たる部材に木材を使用したもの

・主たる部材：座面、背もたれ、脚、天板、パネル、フレーム等（※ ダボ、木口材、引き手、つまみ等は含まない）

(2) 施行規則第2条第8号に該当するもの（例：椅子の座面、机の天板等の部材 等）

※家具以外の他の機能が付加されたものは対象外（例：車椅子、調理台、キッチンユニット 等）

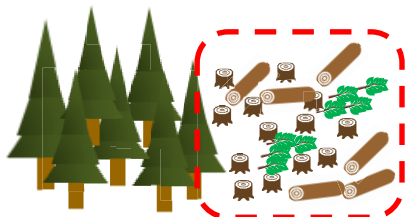
2

対象物品の考え方（林地残材、製材等残材等の扱い）

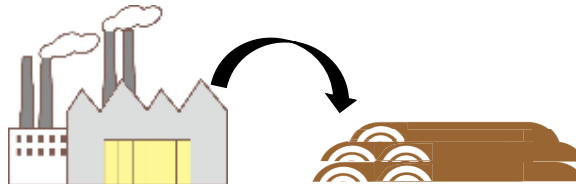
○ 改正法においては、以下も法の対象物品に含まれる

- ① 譲渡す目的で収集した林地残材や製材等残材
- ② ①を原料とする木材等

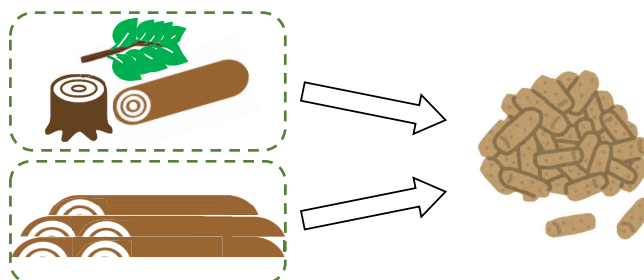
【例1】林地残材



【例2】背板等の製材端材



【例3】林地残材や製材等残材が原料であるチップ・木質ペレット



これらの物品を他の事業者へ譲渡す場合は、国産・輸入問わず改正法の義務等の対象

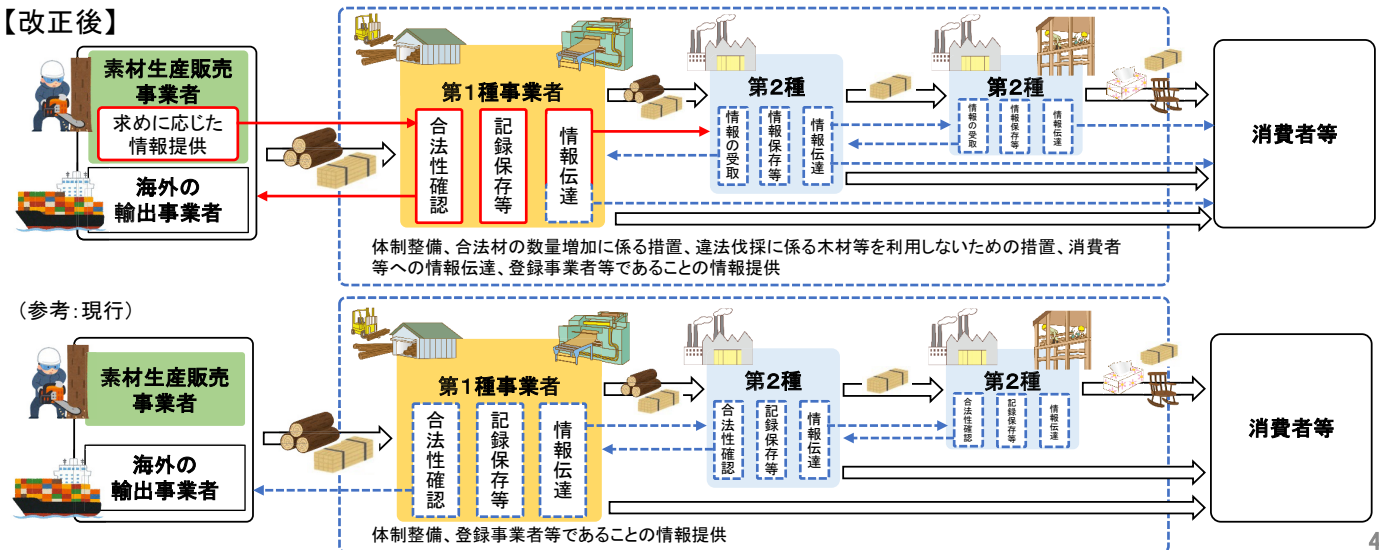
3

木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容

素材生産販売事業者	第1種事業者	第2種事業者
【義務】 第1種事業者の求めに応じた情報の提供	【義務】 ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 【努力義務】 ①体制の整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	【努力義務】 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 ③違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置 ④消費者等への情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供

⇒ : 木材等の流れ ⇒ : 義務 ⇒ : 努力義務

【改正後】

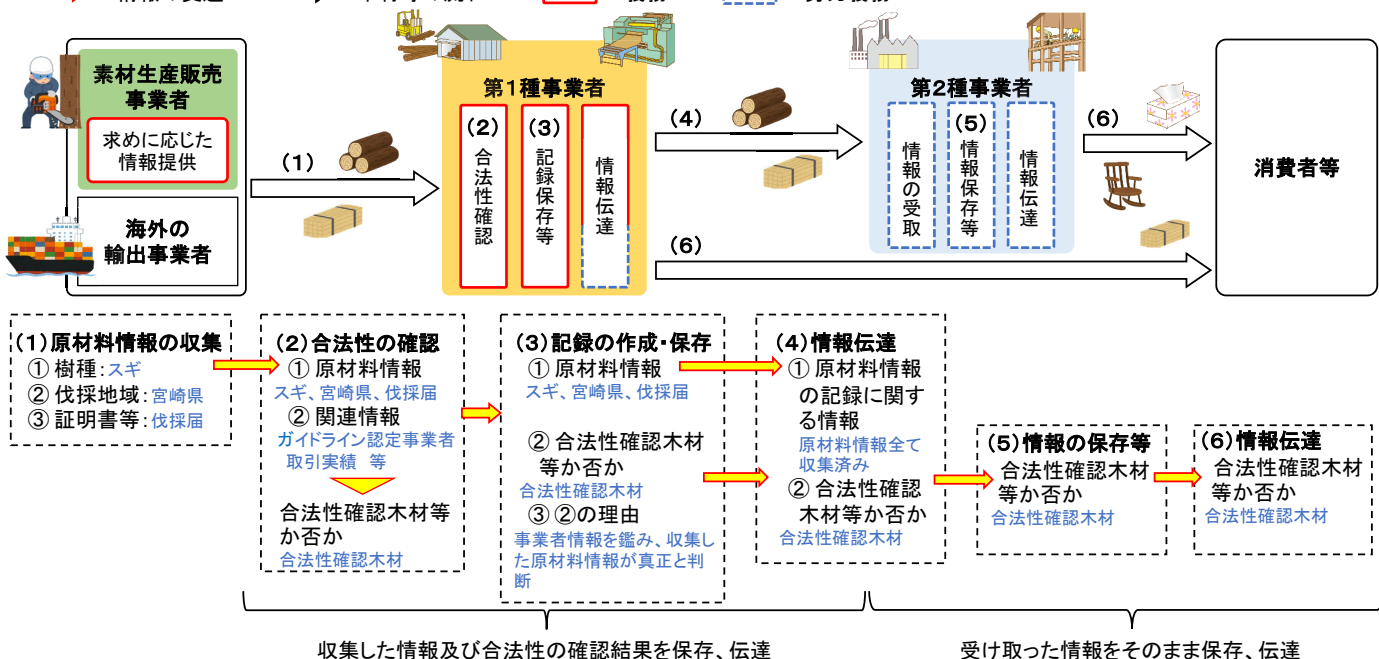


4

木材流通の各段階における情報の変遷と具体例（国産丸太の場合）

- (1) 第1種事業者は、収集した情報を踏まえて合法性の確認を行った結果を保存、伝達
- (2) 第2種事業者は、受け取った情報をそのまま保存、伝達

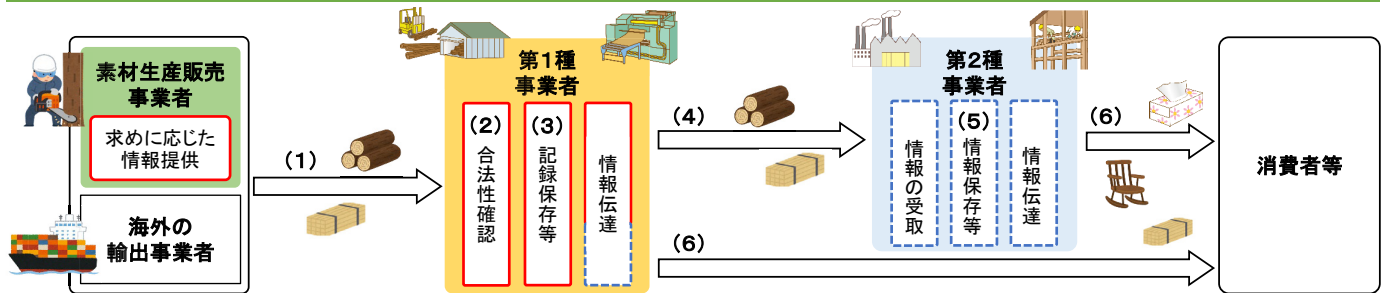
⇒ : 情報の変遷 ⇒ : 木材等の流れ ⇒ : 義務 ⇒ : 努力義務



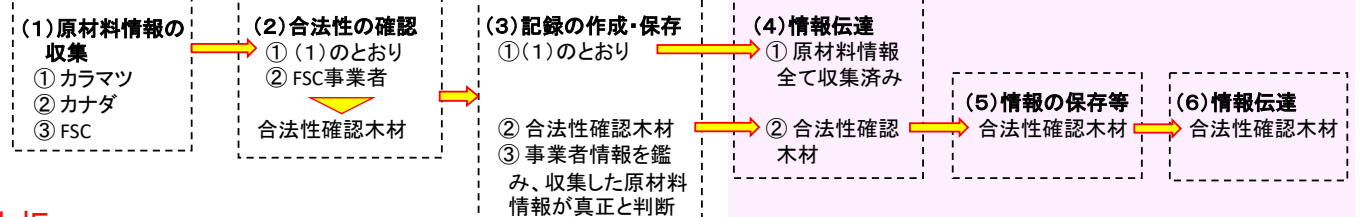
※ 第2種事業者から木材を譲受ける場合は、「合法性確認木材であるか否か」の情報のみを受け取る
 ※ 木材の流通に関与せず、加工のみを行う事業者（質加工を行う事業者）は、木材関連事業者に該当しない

5

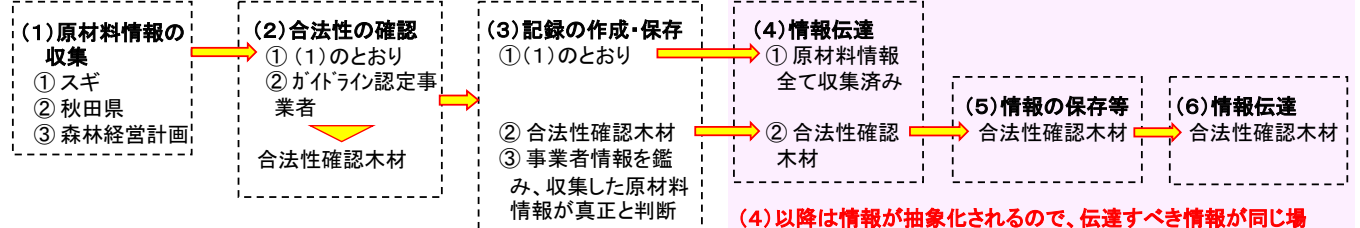
伝達情報の変遷（合板の例）



フェイスバック



中板



(4)以降は情報が抽象化されるので、伝達すべき情報が同じ場合は、部材ごとではなく、まとめて伝達すればよい
例：(原材料情報全て収集できた) 合法性確認木材のみからなる合板です

6

証明として活用できる情報の一覧（国産材）

(別紙)

共有林	共通	①木材の安定供給の確保に関する特別措置法第4条における認定事業計画
		②森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法における特定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画、認定特定植栽事業計画
		③地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進に関する法律における地域連携保全活動計画
		④森林経営管理法第43条における命令書または公告
		⑤森林法第49条における立入調査の許可書
		⑥森林法第188条における農水大臣または首長の命令書
		⑦森林法第10条の8第3項及び同法第34条第9号における緊急伐採後の事後届出書
		⑧森林法第10条の8第1項第1号または同法第34条第1項第1号における法令等による許可書等
		⑨森林法第11条第5項における市町村による森林経営計画認定書
		⑩都道府県等による地域材証明制度による木材に対する証明(合法性を要件にしている制度に限る)
		⑪森林認証制度による木材に対する証明(大臣から指定を受けた者による制度であることが必要)
		⑫木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認証による木材に対する証明(大臣から者の指定を受けたもののみ)
		⑬条例等に基づく伐採に関する許可書や届出書等
普通林	普通林	①森林法第10条の8第1項における伐採造林届
		②市町村による伐採造林届の適合通知
		③森林法第10条の2第1項における林地開発許可書
		④森林法第10条の15における公益的機能維持増進協定
		⑤森林法第11条第5項における森林経営計画書
保安林	保安林	①森林法第34条第1項における保安林伐採許可書
		②森林法第34条の2における択伐及び同法第34条の3における間伐の届出書
		③森林法第39条の4第1項における特定保安林の伐採に関する地域森林計画
		④森林法施行規則第60条第1項第5号～第9号における届出書
国有林	国有林	①林産物の売買契約書、請書等
		②産物販売委託契約書
		③立木補償に関する契約書、請書等
		④樹木採取権実施契約書

※書類は該当箇所の写しのみでよい

※公有林についても、国有林の①～③に相当するものを活用することが可能

7

証明として活用できる情報の具体例（輸入材）

（別紙）

原産国	政府機関	許可書	カナダ：丸太輸出許可証
			フィリピン：公有林産の丸太輸送の際に発行される木材原産地証明書（CTO）
		届出書	EUDRを批准している国：EUDRIにおけるDDステートメント
			アメリカ：針葉樹原木についての輸出に関する届出書
	準ずる機関	許可書	カナダ：州政府による州有林伐採許可証
			アメリカ：アメリカ広葉樹輸出協会による証明
		届出書	オランダ：州政府への伐採報告書
			※我が国における森林法第10条の8に規定する市町村への伐採造林届のイメージ
輸出国	政府機関	許可	フィリピン：木材・木材製品の輸出許可証
		届出	※輸出国の政府機関への法令に適合して伐採されたことを証する届出
	準ずる機関	許可	インドネシア：木材合法性認証機関（LVLK）による合法性証明書
		届出	※輸出国の州政府等への法令に適合して伐採されたことを証する届出
その他			①伐採された樹木の所有権その他権原を有する者であることを証する情報（原産国法令の適用がない場合のみ）
			②森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による制度であることが必要）
			③木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認証による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者であることが必要）

※書類は該当箇所の写しのみでよい

※政府機関に準ずる機関：州政府等の公的機関、その外郭団体、公的機関による認定団体

※本表に掲載する情報は一例であり、その他条文にあてはまる情報であれば、原材料情報として活用可能

8

木材等の譲受け等に係る義務内容

第1種事業者の定期報告：一定規模の基準

- （1）一定規模以上の木材等を取り扱う第1種事業者は、毎年1回、取り扱った木材等の数量等を報告
- （2）一定規模の基準は、事業の内容（国産／輸入）や物品（木材／木材製品）ごとに区分
- （3）いずれかの基準を上回った場合、すべての区分について報告

1. 一定規模の基準

第1種事業として譲受けた区分1～3ごとの量

区分1	： 国産材（丸太）の総量	3万m ³
区分2	： 輸入した「木材」を丸太換算した総量	3万m ³
区分3	： 輸入した家具・紙等の物品（「木材」以外）の総量	1.5万トン

※使用する丸太換算係数は任意

※輸出された国産材（もしくは「伐採国が日本の木材等」）を輸入した場合は、区分1ではなく**区分2に該当**

2. 報告対象

- （1）第1種事業として譲受けた木材等についてのみ報告
- （2）区分1～3のいずれかの基準を上回った場合、すべての区分について報告

＜定期報告の対象となるか否かの考え方の例＞

	国産材 【区分1】	輸入木材等		定期報告の対象
		木材 【区分2】	家具・紙等の物品 【区分3】	
事業者A	5万m ³	0m ³	0トン	全ての区分について報告
事業者B	1万m ³	3万m ³	0トン	全ての区分について報告
事業者C	2万m ³	2万m ³	1万トン	報告対象外

9

第1種事業者の定期報告：報告内容等

○ 基準を上回った第1種事業者は、毎年1回①及び②を主務大臣に報告

- ① 第1種事業者として譲受けた木材等の総量
- ② ①のうち合法性確認木材等の数量

1. 報告内容

一定規模の「基準の区分」ごとに、以下の①、②について報告

(1) 譲受け等をした木材等の総量：譲受け等をした木材等の総量を種類別に報告

- ① 【区分1、区分2】木材の単位：任意
木材の種類：「素材」「板材、角材等」「単板、合板等」「集成材等」「OSB」「ペレット等」「チップ等」
- ② 【区分3】家具・紙等の単位：トン（任意の換算係数で単位を統一）
家具・紙等の種類：「家具」「木材パルプ、紙」「建材」「建具」「中間製品・その他」

※1 報告がない種類については、0と報告されたこととする

※2 自家消費や第2種として譲受けた木材等は報告不要（合法性確認の義務に係る木材等のみ報告すればよい）

※3 複数の区分に係る事業を行っている場合、区分をまたいでの合算は不要

※4 自ら所有する/所有者から委託を受け伐採した樹木の加工を行う事業者においては、伐採量ではなく加工部門で引き受けた数量

(2) (1)のうち合法性確認木材等の数量

- ① (1)で用いた単位と揃えること
- ② 合法性確認を行った木材等の数量ではなく、合法性が確認できた木材等の数量

2. 対象期間・報告方法・報告期限

- (1) 対象期間：前年度の4月～3月（基準の対象、報告の対象いずれも）
- (2) 報告方法：メール、書面、システム（P）※なお登録木材関連事業者が定期報告を行う場合は、登録実施機関へ提出する年度報告と同じものを提出すればよいこととする予定
- (3) 報告期限：毎年6月末日
- (4) 報告先：① 木材（国産、輸入を問わない）のみ扱った場合 農林水産大臣
② 輸入の家具・紙等のみ扱った場合 経済産業大臣
③ ①、②の両方を扱った場合 農林水産大臣及び経済産業大臣

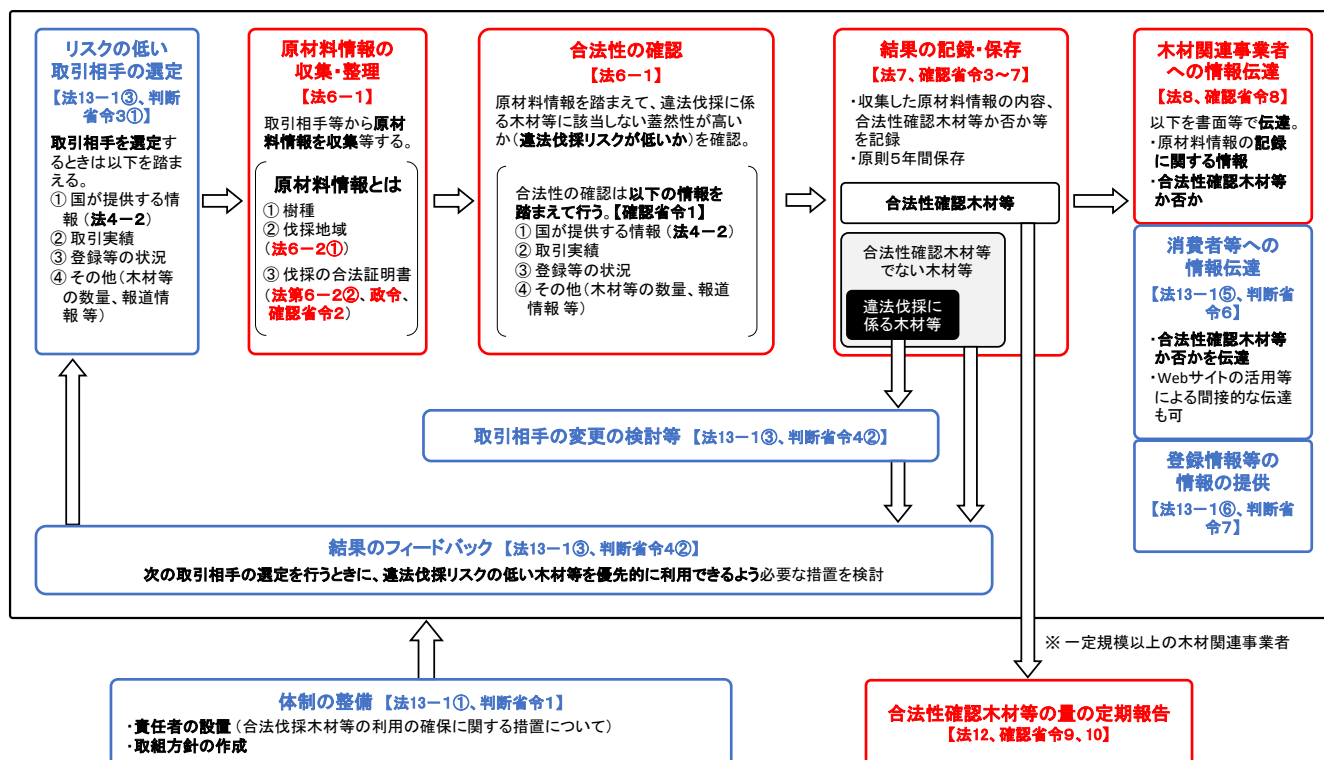
第1回の報告は、令和7年度実績を令和8年6月末までに行っていただくことになります

10

合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクル

【第1種事業者の取組の全体像】

□：義務 □：努力義務

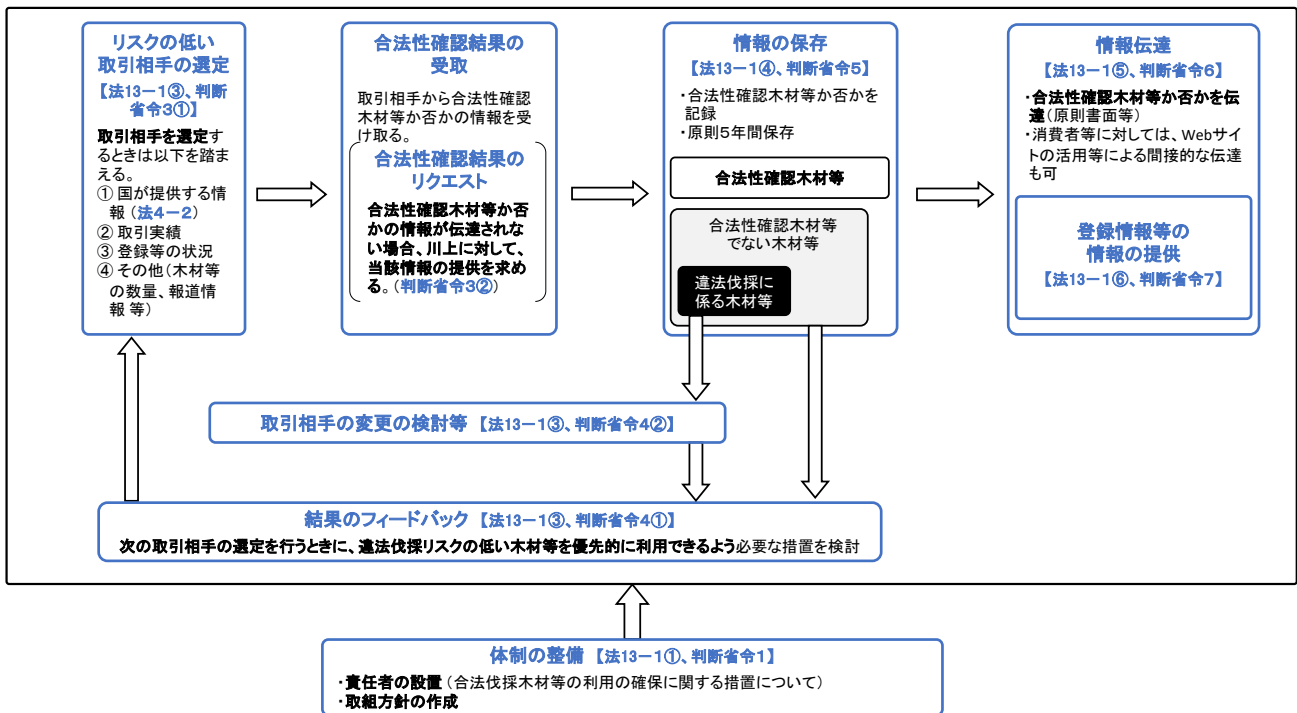


※1 図中の次の表記は、それぞれ次の法令に対応する。法：改正CWW法本文、政令：法第6条第2項第2号の情報を定める政令、確認省令：法第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令、判断省令：木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
※2 図中で引用法令の条項の表記は次の例にならう。（例）第1条第1項第1号：1-1①

合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクル

【第2種事業者の取組の全体像】

□ : 義務 □ : 努力義務



※1 図中の次の表記は、それぞれ次の法令に対応する。法：改正CW法本文、判断省令：木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
※2 図中で引用法令の条項の表記は次の例にならう。（例）第1条第1項第1号：1-1①

12

改正法の施行日に係る考え方：合法性の確認等の義務

(1) 第1種事業者の譲受け等※1の完了※2が施行日以降であれば、改正後の法第6条から第9条の義務の対象となるとともに、当該譲受け等した木材等は同法第12条の総量に含める

(2) 第1種事業者の譲受け等の完了が施行日前であれば、第1種事業者から木材関連事業者等への譲渡しのタイミングに関わらず、改正後の法第6条から第9条のいずれの義務の対象にもならない

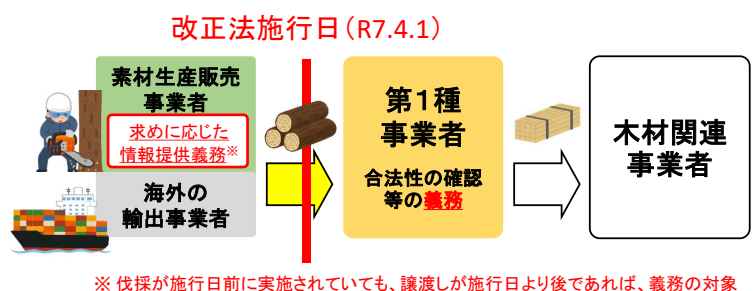
※1 「第1種事業者の譲受け等」には、「譲渡しの受託」も含まれる

※2 「譲受け等の完了」は、「譲受け：当該取引に係る材を取得したとき」、「譲渡しの受託：受託契約を締結したとき」を指す

【第1種の譲受け等の完了が施行日以降】

改正後のCW法に基づく義務の対象

- 第1種事業者
 - 原材料情報の収集、合法性の確認（第6条）
 - 記録の作成保存（第7条）
 - 情報伝達（第8条）
- 素材生産販売事業者
 - 第1種事業者の求めに応じた情報提供（第9条）



【第1種事業者の譲受け等の完了※が施行日前】

改正前のCW法に基づく努力義務の対象

- 第1種事業者
 - 合法性の確認等（改正前第6条）

※ 例えば、R7.3に譲受けが完了していれば、R7.5に譲渡した場合でも改正後第8条の情報伝達の義務は発生しない



13

木材関連事業者の登録制度について

登録制度とは？

- 合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を確実に講ずる事業者を登録する制度です
- 木材関連事業者は登録実施機関に対して登録を申請します
- 合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクルを着実に回していく基盤となる制度です

登録するとどうなるのか？

- 「登録木材関連事業者」の名称を使用することができます
- 登録実施機関に対して、毎年1回、実施状況の報告をします
- 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載されます

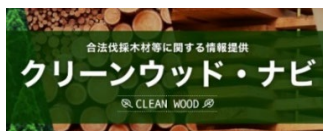
登録のメリット

- 無登録の事業者との差別化を図ることができます
- 法律に位置づけられた事業者として、地域社会や消費者・一般事業者に対して、事業者としての信頼性が向上します
- 登録木材関連事業者を対象とした補助事業等の優遇措置を受けることができます



(一社) 全国木材組合連合会作成

- 登録関連情報：林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に下記の情報を掲載
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>：上記PR資料内の二次元バーコードからもアクセス可能)



・登録に関するパンフレット



・登録実施機関一覧



・登録木材関連事業者一覧



14

14

改正法の施行日に係る考え方：登録制度

- (1) 改正前に登録を受けた登録事業者は、更新までの間であれば、改正前後の登録要件で重複している事項を実施すれば、登録は取り消されない
- (2) 改正後の義務に違反した場合は、改正前の登録を取り消される可能性があることに留意

【経過措置】

- (1) 改正前に受けた登録については、更新を受けるまでの間は改正前の登録要件に基づき対応するため、改正後に追加された努力義務を実施しないことをもって登録を取消されることはない。
- (2) 改正によって削除された事項については、改正後は法に基づく履行が不可能となるため、改正前の登録事業者においても実施する必要はない。

⇒ 改正前の登録事業者は、改正前後の登録要件で重複している事項を実施すれば登録は取り消されない
(具体的には、体制の整備、登録等の情報提供のみが要件となる)

- (3) 第1種事業者は、改正後の義務は登録要件ではなくなるが、登録とは別に義務を履行する必要があるため、罰則措置にまで至った場合は登録を抹消できることから、義務違反をした場合は、改正前の登録を取消される可能性があることに留意。

15

情報提供：現在開発中のシステムについて

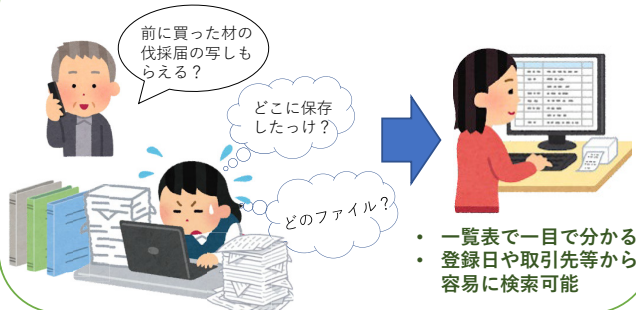
- ◆改正グリーンウッド法に基づく情報の伝達、各種記録の作成・保存、報告書の作成等に活用可能なシステムを開発中です
- ◆詳細については令和7年1月以降に説明会等を行う予定です

グリーンウッド法における木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容とシステム化対象範囲（黄色マーカー）

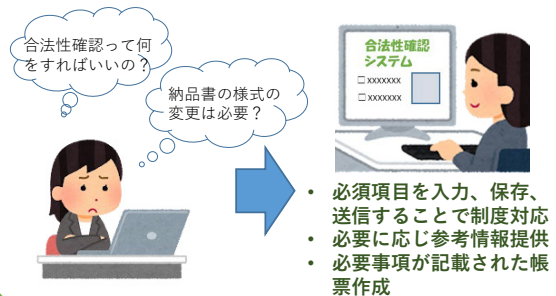
素材生産 販売事業者	木材関連事業者	
	第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者
【義務】 第1種木材関連事業者の 求めに応じた 情報提供	【義務】 ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 ④（一定規模以上）定期報告	【努力義務】 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達
	【努力義務】 ①体制整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	③違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置 ④その他事業者等（消費者を含む）に対する情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供
	<登録木材関連事業者> 登録実施機関への年度報告	

システムの主な機能：情報の登録、伝達、データベース、自動集計、報告書作成、帳票出力 等

原材料情報や伝達情報の保存や検索が容易に



制度への対応支援



R6年度合法性確認能力強化研修

改正クリーンウッド法と合法性確認

～改正クリーンウッド法の概要及び合法性確認と
ガイドラインに基づく合法木材証明制度～

2025(令和7)年〇月〇日

一般社団法人全国木材組合連合会
(令和6年度合法性確認能力強化、消費者への普及啓発
検討委員会)

1

本日の構成

はじめに

- 1 違法伐採とは何か
 - 2 改正クリーンウッド法について
 - 3 クリーンウッド法に関する情報サイト・お問合せ先
- 参考1 グリーン購入法と林野庁ガイドライン
- 参考2 国産原木の合法性確認手順

2

はじめに SDGsをキーワードとしたサプライチェーンの連携

- (1) 森林・林業・木材産業は、目標15「陸の豊かさを守ろう」を中心に、様々なSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)に貢献
- (2) 環境問題など持続可能性への関心の高まりから、林業・木材産業関係者に加え、様々な主体による森林との多様な関わりが広がりつつある。森林の整備・保全や地域活性化にもつながっており、「SDGs」をキーワードとした持続可能なサプライチェーンを構築する好機



3

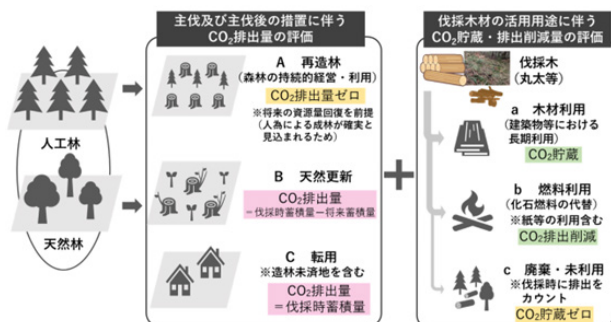
はじめに 森林等への投資を巡る環境変化

- (1) 世界的に、気候変動対応や生物多様性等の環境を考慮するESG投資の流れが加速
- (2) 米国等では、長期的な収益確保を期待する森林投資が存在。国内では、これまでほとんど事例はなかったが、環境貢献への効果を追い風に、森林等への投資期待の高まり
- (3) 農林漁業法人等投資育成制度による投資対象の林業分野への拡大、改正地球温暖化対策推進法による森林保全等を投資対象に含む官民ファンドの設立など、森林等に対する投資環境整備が推進
- (4) 令和4年6月には、「森林・林業・木材産業への投資のあり方に関する検討会」により、「カーボンニュートラルの実現等に資する森林等への投資に係るガイドライン 中間とりまとめ」が示され、その中で、「カーボンニュートラルへの貢献度」や「生物多様性確保へのインパクト」等についての簡便な評価手法を提示

□ 森林等への投資プロジェクトの評価手法

(1)カーボンニュートラルへの貢献度評価

①主伐及び主伐後の措置に伴うCO₂排出量の評価、②伐採木材の活用用途に伴うCO₂貯蔵・排出削減量の評価を個別又は合算して総合的に評価。



(2)生物多様性保全等への貢献度評価

森林・林業基本計画で定める「森林の有する公益的機能の発揮」、
「林業の持続的かつ健全な発展」の施策の方向に合致しているかどうかを定性的に確認。

- ① 森林の公益的機能の維持・発揮に直接つながる事項
 - ・ 主伐箇所以外を含む投資プロジェクト全体の適切な森林施策の実施
 - ・ 森林認証制度の取得状況等
 - ・ **クリーンウッド法の登録や合法伐採木材等の取扱い** など
- ② 森林・林業・木材産業に関する投資プロジェクトの特性を踏まえた事業の安定性確保の確認に資する事項
 - ・ 森林経営計画の作成
 - ・ 造林の省力化・低コスト化
 - ・ 労働安全衛生や労働環境改善
 - ・ 地域貢献 など

4

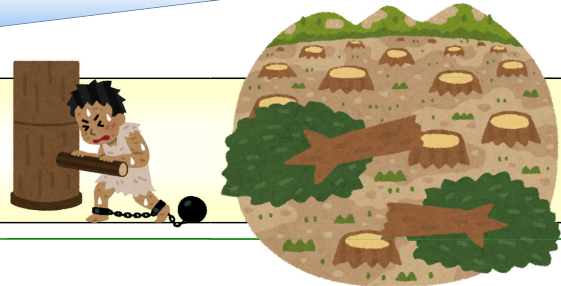
1. 違法伐採とは何か

(1) 違法伐採の定義、考え方

違法伐採：一般的に、それぞれの国の法律に反して行われる伐採
(国際的に合意された定義はない。)

概ね以下のケースが違法伐採に該当

- ① 国立公園や保護区の森林といった伐採禁止エリアで伐採
- ② 得るべき許可を受けずに伐採(許可証の偽造を含む)
- ③ 許可された量、面積、区域等を越えての伐採
- ④ 先住民等の権利を不当に侵害して伐採 等



違法伐採が引き起こす問題とは

- 木材生産地の環境破壊 (→水源涵養機能の低下、生物多様性の喪失等)
- 地球温暖化の進行 (→森林減少・劣化によるCO₂排出)
- 不公正な貿易 (→適正なコストを払わない木材が不当に安く販売される)
- ギレラやテロ組織への資金供給



5

1. 違法伐採とは何か

(2) 違法伐採の事例：構造と様態に大きな変化

日本のメディア等で報道される事例は、比較的大規模・悪質なものと考えられる。地元行政機関や軍部の汚職によるものや、テロ組織の資金源になっているケース等も報告されているが、氷山の一角と言われている。



① 途上国の法整備、執行体制の強化

インドネシア、マレーシアを含め、途上国において違法伐採対策、輸出許可等実効性のある取組みが進展
途上国における森林認証制度の普及、天然林の伐採量の減少

② 輸入国、消費国の需要者、消費者の意識の変革

消費者の間に、木材・木材製品の出所、由来、持続可能性に留意する意識が拡大
木材関連企業のCSR、CSVの中での、合法性、持続可能性の追求、差別化

③ 中間貿易国の増加

木材の伐採国から消費国への直接貿易から、中国、ベトナムなど中間加工国を通じた貿易の急速な拡大
→伐採国での合法性の確認が困難に

①違法伐採の形態が多様化 →実態に応じた個別の対策が必要

②違法伐採木材の市場からの排除

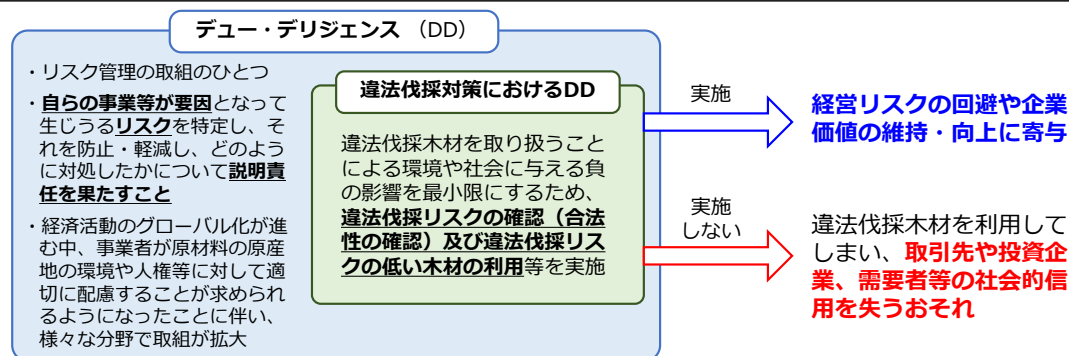
→疑わしい木材から信頼できる木材へのシフト(SDGs、ESG投資の面からも環境等に配慮した木材への関心が高まっている)

6

1. 違法伐採とは何か

(3) 違法伐採対策とデュー・デリジェンス (DD)

- (1) 伐採国のみならず消費国での対策も重視されるとともに、持続可能な調達等に取り組む企業が増加
- (2) その一方で、消費国で原材料の違法性を明らかにすることは困難
- (3) DDとは、自らの事業等が要因となって生じうる負の影響(リスク)を特定し、それを防止・軽減し、どのように対処したかについて説明責任を果たすこと
- (4) 違法伐採対策においては、違法伐採木材を取り扱うことによる環境や社会に与える負の影響を最小限にするため、違法伐採リスクの確認(合法性の確認)やリスクの低い木材の利用等が重要
- (5) DDの実施は、**経営リスクの回避や企業価値の維持・向上に寄与**



7

2. 改正クリーンウッド法について クリーンウッド法制定及び改正の経緯

- (1) 違法伐採問題への対応の機運が国際的に高まり、各国で関連法が制定
- (2) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(以下「クリーンウッド法」という。)は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進することにより、地域及び地球の環境保全に資することを目的として、平成28年に成立(平成29年5月施行)
- (3) 更なる取組の強化を目的に、川上・水際の木材関連事業者の合法性確認を義務化する等の改正法が令和5年に成立(令和7年4月施行)

■ クリーンウッド法をめぐる経緯

	国際的な動き	国内の動き
平成17 (2005) 年		グレンイーグルスサミット (英国)
平成18 (2006) 年		グリーン購入法基本方針改定 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」策定
平成20 (2008) 年		洞爺湖サミット 欧米等における法律の制定
平成28 (2016) 年		伊勢志摩サミット クリーンウッド法成立
令和4 (2022) 年		G7宮崎農業大臣会合 第5回 APEC林業担当大臣会合 (タイ)
令和5 (2023) 年		広島サミット 改正クリーンウッド法成立
	「サミット行動計画」で違法伐採への取組を明記 我が国は「日本政府の気候変動イニシアティブ」として、政府調達等において違法伐採対策に取り組むことを表明 政府調達に係るガイドラインを世界に先駆けて策定	
	首脳宣言で違法伐採及び関連取引抑制の緊急の必要性を明記 (米) レイシー法 (平成20年) (欧) EU木材規則 (平成25年) (豪) 違法伐採禁止法 (平成26年)	
	違法伐採の根絶に向けた取組を課題として取り上げ	

8

2. 改正クリーンウッド法について クリーンウッド法のねらい

法のねらい

- 違法伐採は、地球温暖化の防止や森林の多面的機能、木材市場の公正な取引に悪影響を与えるおそれ
- 法令に適合して伐採された木材や木材製品（合法伐採木材等）の流通及び利用を促進
- これらの取組を通じて、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、地域及び地球環境の保全に資することを指向

そのために

国

- 基本方針の策定（第3条）
- 諸外国を含む法令等に関する情報の提供（第4条）
- 法の意義に関する国民・事業者への広報（第4条）
- 登録実施機関の登録（第23条）
- 諸外国・民間団体、関係行政機関等と連携・協力（第38、39条、41条）
- 木材関連事業者等に対する指導・助言、勧告・命令、罰則措置、報告徴収・立入検査（第10、11、14、40、45条）

そのために

事業者

- 合法伐採木材等の利用の努力義務（第5条）

木材関連事業者

木材や木材製品の製造・加工・輸入・販売（消費者に対する販売を含む）又は木材を使用した建築等を営む事業者

- 川上・水際の木材関連事業者の、木材等の合法性の確認（デュー・デリジェンス（DD））等及びそのうち一定規模以上の者における定期報告の義務（第6～8、12条）

- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を行う努力義務（第13条）

- 第13条の措置を適切かつ確実に行う者に対する登録制度（第20条）

素材生産販売事業者

川上の木材関連事業者に素材を譲渡する事業者

- 川上の木材関連事業者への情報提供義務（第9条）

※ 条は改正後のクリーンウッド法のもの

9

2. 改正クリーンウッド法について 対象物品の考え方①

- (1) いわゆる木材については、基本的に広く該当し基本方針に規定
- (2) 家具・紙等の物品については、ポジティブリストとして施行規則に規定

1. 対象物品（赤字は改正部分）

木材	木材等（家具・紙等の物品）
基本方針 一の2	施行規則 第2条
(1) 素材 丸太、枝葉、根株、林地残材、風倒木処理等の伐採に類する行為により生産されたもの等を含む	1 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの
(2) 板材、角材及び円柱材 化学的又は物理的な処理により密度・硬度等を増加させたものを含む	2 木材バルブ
(3) 単板、突き板及び構造用パネル（OSB）	3 コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材バルブを使用したもの
(4) (2)、(3)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの（合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等） DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む	4 フローリングのうち、基材に木材を使用したもの
(5) のこくず・木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない）、チップ及び小片 端材、たが材、くい、チップウッド等の粗の木材を含む	5 木質系セメント板
	6 サイディングボードのうち、木材を使用したもの
	7 戸（主たる部材に木材を使用したものに限り。）及びその枠（基材に木材を使用したものに限り。）
	8 1～6の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるものうち、木材又は木材バルブを使用したもの

2. 家具の考え方

- (1) 主たる部材に木材を使用したもの
 - ・主たる部材：座面、背もたれ、脚、天板、パネル、フレーム等（※ ダボ、木口材、引き手、つまみ等は含まない）
- (2) 施行規則第2条第8号に該当するもの（例：椅子の座面、机の天板等の部材等）

※家具以外の他の機能が付加されたものは対象外（例：車椅子、調理台、キッチンユニット等）

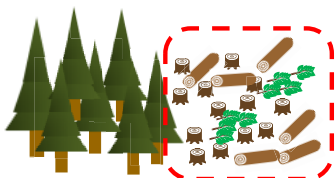
10

2. 改正クリーンウッド法について 対象物品の考え方②

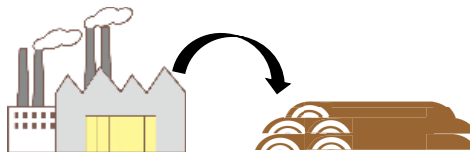
林地残材、製材等残材等の扱い

- 改正法においては、以下も法の対象物品に含まれる
- ① 譲渡す目的で収集した林地残材や製材等残材
- ② ①を原料とする木材等

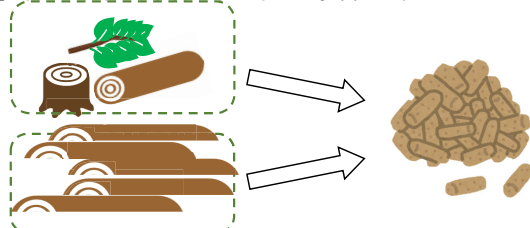
【例1】林地残材



【例2】背板等の製材端材



【例3】林地残材や製材等残材が原料であるチップ・木質ペレット

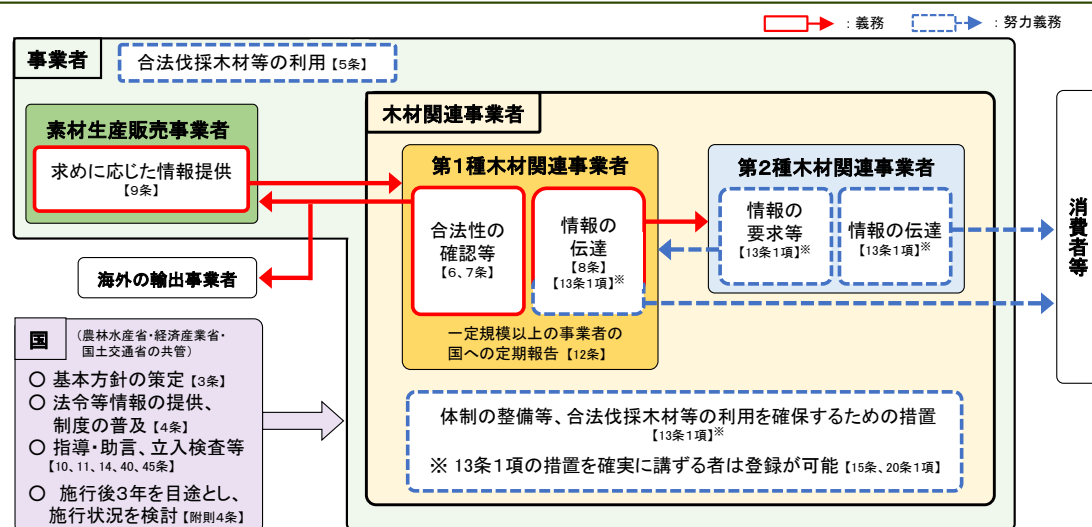


これらの物品を他の事業者へ譲渡す場合は、国産・輸入問わず改正法の義務等の対象

11

2. 改正クリーンウッド法について 改正法の概要（令和7年4月1日施行）

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**



12

2. 改正クリーンウッド法について

義務対象となる事業者の考え方 (素材生産販売事業者、木材関連事業者)

- 義務対象となるのは、木材等の譲渡しの決定に直接関わる事業者
- ① 木材等の所有権の有無は、義務対象となるかに影響しない（販売受託も義務対象となり得る）
- ② 自家消費等の流通に関与しない場合は、木材関連事業者に該当せず、義務対象とならない

1. 素材生産販売事業者

素材の生産及び流通について、譲渡し先や譲渡しの方法を主体的に決定する者が該当

※ 伐採のみを行う事業者は、伐採木の売却等の判断を行わないため該当しない

※ 日本の法人格を持たない海外の伐採事業者は、素材生産販売事業者には該当しない

(1) 所有する樹木について、譲渡し先等を自ら決定する樹木の所有者

① 自ら伐採及び販売（販売の委託を含む）を行う自伐林家

② 伐採のみ委託し、販売（販売の委託を含む）は自ら行う樹木の所有者

(2) 樹木の所有者から、当該樹木の譲渡し先等の決定を委ねられた事業者

・ 伐採と販売（販売の再委託を含む）の両方を受託した素材生産事業者等

2. 木材関連事業者

木材等の譲受けと譲渡しの両方を行い、流通に関与する事業者が該当

※ 木材等を自家消費する事業者は譲渡しを行わないため、基本的に木材関連事業者に該当しない

例外として、木材等の譲渡しを行わない建築・建設事業者、FIT/FIP認定事業者も木材関連事業者に該当する

※ 加工や物流のみを担う事業者は、譲渡し先等の決定権をもたないため、木材関連事業者に該当しない

(1) 第1種木材関連事業者（以下、「第1種事業者」）

素材生産販売事業者や海外の輸出事業者から木材等を譲受ける等、国内市場に最初に木材等を持ち込む者（詳細後述）

(2) 第2種木材関連事業者（以下、「第2種事業者」）

第1種木材関連事業以外の事業を行う木材関連事業者

13

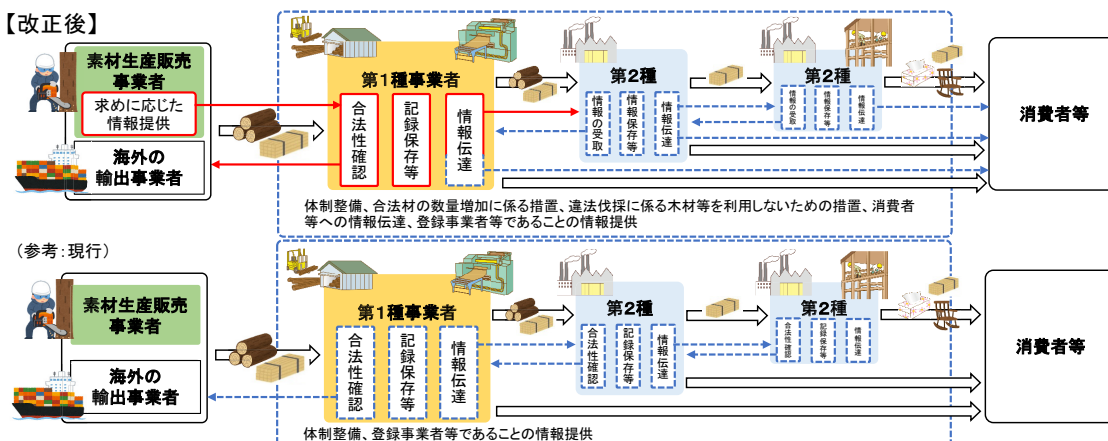
2. 改正クリーンウッド法について

木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容

素材生産販売事業者	第1種事業者	第2種事業者
【義務】 第1種事業者の求めに応じた情報の提供	【義務】 ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 【努力義務】 ①体制の整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	【努力義務】 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 ③違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置 ④消費者等への情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供

⇒ : 木材等の流れ → : 義務 - - - - - : 努力義務

【改正後】



14

2. 改正クリーンウッド法について

木材等の譲受け等に係る義務内容 (1) 原材料情報の収集・整理

- (1) 第1種事業者は原材料情報を収集・整理する義務
(2) 義務として収集すべき情報(原材料情報)は、樹種、伐採地域、証明書の3つ

1. 樹種

- (1) 取引において通常用いている名称
① 国産材：伐採造林届に記載されている樹種等
② 輸入材：ペイマツ、ユーカリ等
(2) 取引先に提供を求めず、自ら樹種の特定を行うことにより、樹種情報を収集することも可能

2. 伐採地域

- (1) 国産材：①から③のいずれか。①国産 ②都道府県 ③市町村 など
(2) 輸入材：国名（「台湾」等の地域名は可、「アジア」といった国の範囲を超える地域名は不可）

3. 証明書

- 以下の書類を使用することができる（詳細は別紙）
(1) 国産材：①伐採造林届 ②森林経営計画認定書 ③保安林における許可書・届出書 ④国有林における林産物売買契約書 ⑤伐採造林届適合通知 ⑥森林認証材であることを示す書類（SGEC、FSC等） ⑦合法木材GLに基づく合法木材証明書 など※

※ 森林外の樹木（屋敷林等）はCW法の対象外のため、義務は生じない（CW法に準じた確認等を行った場合、合法性確認木材として扱うことができる）

- (2) 輸入材：①各国が発行する証明書 ②森林認証材であることを示す文書（PEFC、FSC等） など
(3) 複数の証明書を入手可能な場合も想定されるが、少なくとも1つ収集すれば義務を履行したとみなす

- ※1 原材料情報の提供を求める手法は問わない（書面でも、口頭でもよい）
※2 樹種・伐採地域については収集する情報の媒体は問わないが、証明書は書面（電子可）が必要
※3 原材料情報が収集等できなかった場合も、収集行為を行ったことが分かるようにしておくことが重要
※4 自ら所有する樹木を伐採し加工を行う場合など、原材料情報があらかじめ手元にある場合は、「収集」ではなく「整理」を行う

15

2. 改正クリーンウッド法について

証明として活用できる情報の一覧（国産材）

証明として活用できる情報の一覧（国産材）

(別紙)

(別紙)

民 有 林	共 通	①木材の安定供給の確保に関する特別措置法第4条における認定事業計画
		②森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法における認定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画、認定特定植栽事業計画
		③地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進に関する法律における地域連携保全活動計画
		④森林経営管理法第3条における命令書または公告
		⑤森林法第49条における立入調査の許可書
		⑥森林法第188条における農水大臣または首長の命令書
		⑦森林法第11条第5項における森林経営計画認定書及び森林経営計画書（伐採に係る箇所のみ）
		⑧都道府県等による地域材証明制度による木材に対する証明合法性を要件にしている制度に限る）
		⑨森林認証制度による木材に対する証明大臣から指定を受けた者による制度であることが必要）
		⑩木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認証による木材に対する証明臣から者の指定を受けたもののみ）
民 有 林	普 通 林	①条例等に基づく伐採に関する許可書や届出書等
		①森林法第10条の8第1項における伐採造林届出書
		②森林法第10条の8第1項第1号における法令等による許可証等
		③市町村による伐採造林届出書に係る適合通知書
		④森林法第10条の8第3項における緊急伐採後の事後届出書
		⑤森林法第10条の2第1項における林地開発許可書
民 有 林	保 安 林	⑥森林法第10条の15における公益的機能維持増進協定
		①森林法第34条第1項における保安林伐採許可書
		②森林法第34条第1項第1号における法令等による許可書等
		③森林法第34条の2における択伐及び同法第34条の3における間伐の届出書
		④森林法第34条第9項における緊急伐採後の事後届出書
		⑤森林法第39条の4第1項における特定保安林の伐採に関する地域森林計画
国 有 林		⑥森林法施行規則第90条第1項第5号～第9号における届出書
		①林産物の売買契約書、請書等
		②産物販売委託契約書
		③立木補償に関する契約書、請書等
国 有 林		④樹木採取権実施契約書

※書類は該当箇所の写しのみでよい

※公有林についても、国有林の①～③に相当するものを活用することが可能

16

16

2. 改正クリーンウッド法について

証明として活用できる情報の具体例（輸入材）

（別紙）

原産国	政府機関	許可書	カナダ：丸太輸出許可証
		許可書	フィリピン：公有林産の丸太輸送の際に発行される木材原産地証明書（CTO）
		届出書	EUDRを批准している国：EUDRにおけるDDステートメント
		届出書	アメリカ：針葉樹原木についての輸出に関する届出書
	準ずる機関	許可書	カナダ：州政府による州有林伐採許可証
		許可書	アメリカ：アメリカ広葉樹輸出協会による証明
		届出書	オランダ：州政府への伐採報告書 ※我が国における森林法第10条の8に規定する市町村への伐採造林届のイメージ
輸出国	政府機関	許可書	フィリピン：木材・木材製品の輸出許可証
		許可書	
	準ずる機関	許可書	インドネシア：木材合法性認証機関（LVLK）による合法性証明書
		許可書	
その他	①伐採された樹木の所有権その他権原を有する者であることを証する情報（原産国法令の適用がない場合のみ）		
	②森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による制度であることが必要）		
	③木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認証による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者であることが必要）		

※書類は該当箇所の写しのみでよい

※政府機関に準ずる機関：州政府等の公的機関、その外郭団体、公的機関による認定団体

※本表に掲載する情報は一例であり、その他条文にあてはまる情報であれば、原材料情報として活用可能

17

2. 改正クリーンウッド法について

木材等の譲受け等に係る義務内容

（2）合法性の確認

（1）原材料情報に加えて、国が提供する情報等を踏まえ、リスクに応じた合法性確認を実施

（2）合法性の確認の単位は任意

合法性の確認については罰則は適用されないが、違法伐採リスクは取り扱う木材等や調達先等によって異なり、画一的な対応を行った場合、合法性の確認が不十分になったり、事業者負担が過大になったりするため、リスクを踏まえ、合理的に行うことが重要

1. 合法性の確認の信頼性の向上

（1）収集等した原材料情報が真正なものであるとは限らないことから、関連情報※を踏まえることで、合法性の確認の信頼性を高めることが重要

※ ・国が提供する情報：国内外の木材等の生産及び流通に関する法令、森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令など。林野庁Webサイト「クリーンウッド・ナビ」にて提供

・取引の実績

・合法伐採木材に関する取組情報：取引相手が受けている事業者認定（森林認証、合法木材GL等）など

・その他原材料情報に関する情報：木材等の材積、伐採地の違法伐採状況に関する報道、納品書と商品の突合結果、報告書など

（2）収集等できなかった原材料情報がある場合、「当該情報を収集できなかった」ことをもって義務履行

2. 合法性の確認の単位

任意

※ 必ずしも個別の譲受け単位（トラック単位、事業者単位など）で行う必要はない

※ 確認をまとめて行う場合、一部でも合法性確認木材等でない木材があった場合は、当該木材等全体が合法性確認木材等でない木材となる

3. 合法性の確認の期限

遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで

18

2. 改正クリーンウッド法について

木材等の譲受け等に係る義務内容

(3) 記録の作成・保存

- (1) ①収集等した原材料情報に関する情報、②合法性確認の結果、③確認の理由について記録を作成
- (2) 合法性確認を行った木材等を譲渡すまでに作成
- (3) 原則5年間保存

1. 記録作成の単位

- (1) 簿冊等の作成単位：原則事業所ごと（複数事業所が一括して譲受けを行っている場合はこの限りではない）
- (2) 簿冊内の整理の単位：国産・輸入の区分、取引をした期間など任意の区分に応じて整理
- (3) 記録の作成単位：合法性確認を行った単位（合法性確認はトラック、コンテナ等の譲受け単位で行う必要はない）

2. 記録の内容

- (1) 収集した原材料情報の内容（例 スギ／宮崎県／伐採造林届）
 - ① 樹種：取引において通常用いている名称（原材料情報の収集・整理のスライド参照）
 - ② 伐採地域：国名。国産は、A. 国産、B. 都道府県、C. 市町村など（原材料情報の収集・整理のスライド参照）
 - ③ 証明書等の種類（証明書そのものを保存してもよい）
- (2) 合法性確認木材等であるか否か
- (3) 合法性確認の理由：（2）の根拠が分かるように記録
 - 例1 ○○という関連情報を用いて判断した
 - 例2 収集した原材料情報が真正であると判断した
 - 例3 収集した原材料情報等を踏まえて、内規に則り判断した
 - 例4 原材料情報及び取引先が木材の合法性に関する認定を受けている事業者であることを踏まえて判断した

3. 記録の方法

書面又は電子

4. 記録の作成の期限

遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで

5. 記録の保存期間

作成の日から5年間（ただし、作成の日から譲渡しまで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

19

2. 改正クリーンウッド法について

木材等の譲受け等に係る義務内容

(4) 情報の伝達

- (1) ①原材料情報の記録に関する情報及び②合法性確認木材等であるか否かの情報を伝達
- (2) 伝達方法は、書面、電磁的方法など
- (3) 木材関連事業者が木材等を譲渡す際に情報伝達の義務

1. 伝達する情報

- (1) 原材料情報の記録に関する情報：原材料情報の収集結果に関する情報
 - ① 原材料情報（樹種、伐採地域、証明書等）をすべて収集できた場合はその旨
 - ※ 収集できた原材料情報の具体的な内容を伝達してもよい（例：スギ、○○県、伐採造林届）
 - ② 収集できなかった原材料情報があつた場合はその内容（例：証明書なし）
- (2) 合法性確認木材等であるか否かの情報（例：合法性確認木材等です／合法性確認木材等ではありません）

2. 伝達の方法

- (1) 電子メールやFAXを送信、情報をクラウド上にアップロードし当該URLを伝達、書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す
- (2) 包装に印字、納品書等に印字

※ 口頭は不可

3. 情報伝達の義務が課されない場合

- (1) 消費者への譲渡：第1種事業者が自社のウェブサイトでの消費者への販売を行う場合
- (2) 木材関連事業者ではない事業者への譲渡：CW法対象外物品である木製食器を作る事業者が製材を譲渡する場合、学校法人に木製机を譲渡する場合

- (3) 輸出する場合

※1 情報伝達の義務が課されない場合においても、合法性の確認及び記録保存の義務は課されることに留意

※2 消費者等への譲渡や輸出に関しては努力義務

20

2. 改正クリーンウッド法について

参考：納品書記載例（第1種→第2種）

CW法に基づく伝達情報
・登録番号（登録業者の場合）
・原材料情報収集結果※1
・合法性確認結果※2

他制度に基づく伝達情報
例：林野庁GLの団体認定

納品書										
〇〇株式会社 〇〇〇〇 部署 代表 林野 太郎 様				発行日：YYYY年MM月DD日 発行者： 〇〇株式会社 〇〇〇〇 部署 所在地： 〇〇県 〇〇〇市 〇〇町 12-34 代表： 山元 花子 本体金額：¥ 999,999,999 消費税：¥ 999,999,999 合計金額：¥ 999,999,999						
樹種	品名	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用
クリーンウッド法登録木材関連事業者：〇〇〇 - CLW - XXX ◆ クリーンウッド法に基づき以下原材料情報を収集しています □樹種（スギ） □伐採地域（福島県） □証明書等（森林経営計画書） ◆ 上記の物件はクリーンウッド法に基づく合法性確認木材です □〇県木連00XX号 ■ 上記の物件は合法的に伐採された木材のみ使用しています										
ロゴマーク等										

※1 原材料情報の中身（上記記載例の（スギ）（経営計画書）等）まで伝達するかは任意です。

「全ての原材料情報を収集しています」「原材料情報のうち、証明書は収集できませんでした」などの記載でもかまいません。

※2 林野庁ガイドライン（団体認定制度等）を活用してCW法に基づく合法性確認を行った場合も、当該制度に基づく伝達情報とは別に、CW法に基づく合法性確認結果を記載する必要があります。

21

2. 改正クリーンウッド法について

参考：納品書記載例（第2種→第2種）

CW法に基づく伝達情報
・登録番号（登録業者の場合）
・合法性確認結果

他制度に基づく伝達情報
例：林野庁GLの団体認定

納品書										
〇〇株式会社 〇〇〇〇 部署 代表 林野 太郎 様				発行日：YYYY年MM月DD日 発行者： 〇〇株式会社 〇〇〇〇 部署 所在地： 〇〇県 〇〇〇市 〇〇町 12-34 代表： 山元 花子 本体金額：¥ 999,999,999 消費税：¥ 999,999,999 合計金額：¥ 999,999,999						
樹種	品名	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用
クリーンウッド法登録木材関連事業者：〇〇〇 - CLW - XXX ◆ 上記の物件はクリーンウッド法に基づく合法性確認木材です □〇県木連00XX号 ■ 上記の物件は合法的に伐採された木材のみ使用しています										
ロゴマーク等										

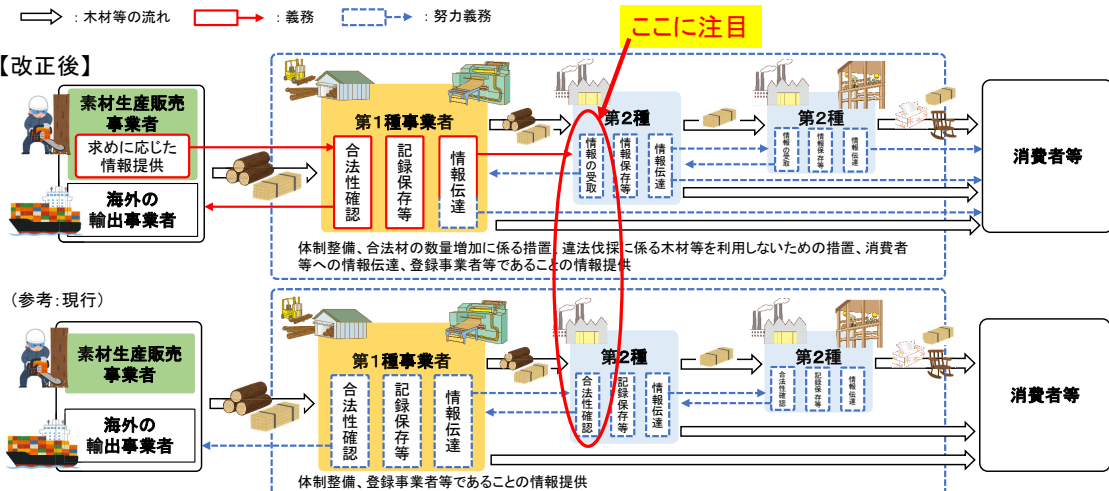
※林野庁ガイドライン（団体認定制度等）を活用してCW法に基づく合法性確認を行った場合も、当該制度に基づく伝達情報とは別に、CW法に基づく合法性確認結果を記載する必要があります

22

2. 改正クリーンウッド法について

変更ポイント：第2種事業者における情報伝達について①

- 現行法では、第1種事業者から提供された情報を元に、第2種事業者は合法性確認を行い、出荷物全体としての合法性確認結果を伝達します。→ **合法性確認**
- 改正後は、第1種事業者から合法性確認結果等の情報を受領し、その内容をそのまま伝達します。
→ **情報の受取**



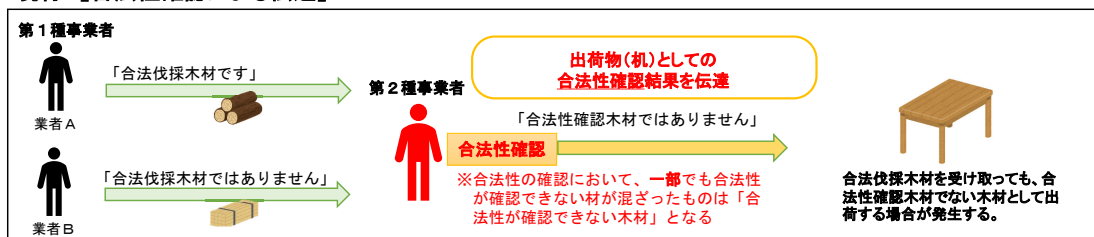
23

2. 改正クリーンウッド法について

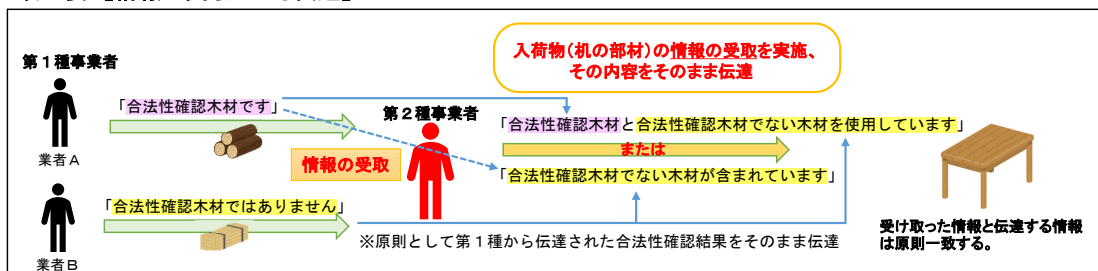
変更ポイント：第2種事業者における情報伝達について②

現行（合法性確認）と改正後（情報の受取）の違いについて

現行【合法性確認による伝達】



改正後【情報の受取による伝達】

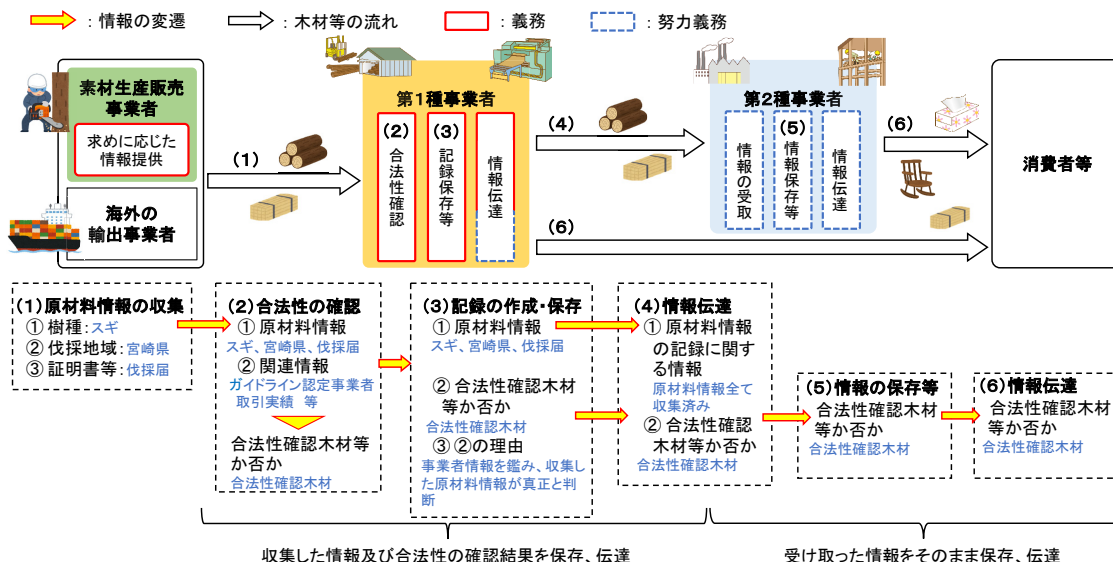


24

2. 改正クリーンウッド法について

木材流通の各段階における情報の変遷と具体例（国産丸太の場合）

- (1) 第1種事業者は、収集した情報を踏まえて合法性の確認を行った結果を保存、伝達
(2) 第2種事業者は、受け取った情報をそのまま保存、伝達



※ 第2種事業者から木材を譲受ける場合は、「合法性確認木材であるかどうか」の情報のみを受け取る
 ※ 木材の流通に関与せず、加工のみを行う事業者（買加工を行う事業者）は、木材関連事業者には該当しない

25

2. 改正クリーンウッド法について

木材等の譲受け等に係る義務内容（素材生産販売事業者の情報提供）

- 素材生産販売事業者は、木材関連事業者の求めに応じて合法性の確認に資する情報を提供する義務

1. 提供すべき情報の範囲

- (1) 「合法性の確認に資する情報」とは譲渡す木材の原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）
 (2) 原材料情報のうち、証明書が複数存在する場合、複数求められれば応じる必要

2. 情報提供の方法

原則として、木材関連事業者に求められた方法で情報提供を行う

3. 義務が生じる期間

- (1) 木材関連事業者の求めがあった時点から、当該木材関連事業者が合法性確認を完了するまで
 (2) 素材生産販売事業者が応諾義務に応じるかどうかに関わらず、当該木材が譲渡されれば、応諾義務は消滅する

4. 応諾義務違反となる場合

木材関連事業者の求めに対して、何も応じない場合

- ※ 1 情報提供に応じられない旨、木材関連事業者に回答した場合は、対応したことにはなるので応諾義務違反とはならない
 ※ 2 木材関連事業者の求めに応じて情報提供を行ったからといって、当該木材が必ず合法性確認木材として確認される訳ではない
 ※ 3 原材料情報としての情報を損なわない範囲において黒塗り等をしてよく、契約条件に関する情報等の素材生産販売事業者にとって商取引上、不利益になり得る部分などは提供する必要はない

26

2. 改正クリーンウッド法について

木材等の譲受け等に係る義務内容（第1種事業者の定期報告：一定規模の基準）

- (1)一定規模以上の木材等を取り扱う第1種事業者は、毎年1回、取り扱った木材等の数量等を報告
- (2)一定規模の基準は、事業の内容(国産／輸入)や物品(木材／木材製品)ごとに区分
- (3)いずれかの基準以上の場合、すべての区分について報告

1. 一定規模の基準

第1種事業として譲受けた区分1～3ごとの量

区分1	： 国産材（丸太）の総量	3万m ³
区分2	： 輸入した「木材」を丸太換算した総量	3万m ³
区分3	： 輸入した家具・紙等の物品（「木材」以外）の総量	1.5万トン

※使用する丸太換算係数は任意

※輸出された国産材（もしくは「伐採国が日本の木材等」）を輸入した場合は、区分1ではなく**区分2に該当**

2. 報告対象

- (1) 第1種事業として譲受けた木材等についてのみ報告
- (2) 区分1～3のいずれかの基準以上の場合、すべての区分について報告

＜定期報告の対象となるか否かの考え方の例＞

	国産材 【区分1】	輸入木材等		定期報告の対象
		木材 【区分2】	家具・紙等の物品 【区分3】	
事業者A	5万m ³	0m ³	0トン	全ての区分について報告
事業者B	1万m ³	3万m ³	0トン	全ての区分について報告
事業者C	2万m ³	2万m ³	1万トン	報告対象外

27

2. 改正クリーンウッド法について

木材等の譲受け等に係る義務内容（第1種事業者の定期報告：報告内容等）

○ 基準を以上となった第1種事業者は、毎年1回①及び②を主務大臣に報告

- ① 第1種事業者として譲受けた木材等の総量
- ② ①のうち合法性確認木材等の数量

1. 報告内容

一定規模の「基準の区分」ごとに、以下の①、②について報告

- (1) 譲受け等をした木材等の総量：譲受け等をした木材等の総量を種類別に報告

- ① 【区分1、区分2】木材の単位：任意

木材の種類：「素材」「板材、角材等」「単板、合板等」「集成材等」「OSB」「ペレット等」「チップ等」

- ② 【区分3】家具・紙等の単位：トン（任意の換算係数で単位を統一）

家具・紙等の種類：「家具」「木材パルプ、紙」「建材」「建具」「中間製品・その他」

※1 報告がない種類については、0と報告されたこととする

※2 自家消費や第2種として譲受けた木材等は報告不要（合法性確認の義務に係る木材等のみ報告すればよい）

※3 複数の区分に係る事業を行っている場合、区分をまたいでの合算は不要

※4 自ら所有する/所有者から委託を受け伐採した樹木の加工を行う事業者においては、伐採量ではなく加工部門で引き受けた数量

- (2) (1)のうち合法性確認木材等の数量

- ① (1)で用いた単位と揃えること

- ② 合法性確認を行った木材等の数量ではなく、**合法性が確認できた木材等の数量**

2. 対象期間・報告方法・報告期限

- (1) 対象期間：前年度の4月～3月（基準の対象、報告の対象いずれも）

- (2) 報告方法：メール、書面、システム（P） ※なお登録木材関連事業者が定期報告を行う場合は、登録実施機関へ提出する

- (3) 報告期限：毎年6月末日 年度報告と同じものを提出すればよいこととする予定

- (4) 報告先：① 木材（国産、輸入を問わない）のみ扱った場合 農林水産大臣
② 輸入の家具・紙等のみ扱った場合 経済産業大臣
③ ①、②の両方を扱った場合 農林水産大臣及び経済産業大臣

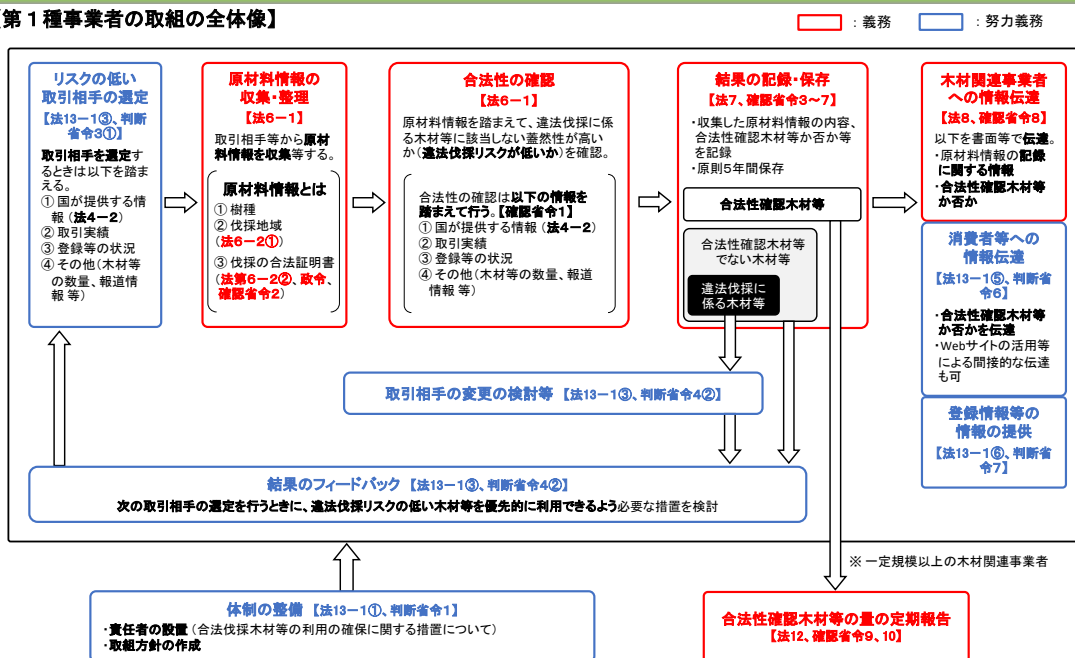
第1回の報告は、令和7年度実績を令和8年6月末までに行っていたことになります

28

2. 改正クリーンウッド法について

合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクル

【第1種事業者の取組の全体像】



※1 図中の次の表記は、それぞれ次の法令に対応する。法：改正CW法本文、政令：法第6条第2項第2号の情報を定める政令、判断省令：法第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令、判断省令：木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
※2 図中で引用法令の条項の表記は次の例にならう。（例）第1条第1項第1号：1-1①

29

2. 改正クリーンウッド法について

木材関連事業者の登録について①

登録制度とは？

- 合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を確実に講ずる事業者を登録する制度です
- 木材関連事業者は登録実施機関に対して登録を申請します
- 合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクルを着実に回していく基盤となる制度です

登録するとどうなるのか？

- 「登録木材関連事業者」の名称を使用することができます
- 登録実施機関に対して、毎年1回、実施状況の報告をします
- 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載されます

登録のメリット

- 無登録の事業者との差別化を図ることができます
- 法律に位置づけられた事業者として、地域社会や消費者・一般事業者に対して、事業者としての信頼性が向上します
- 登録木材関連事業者を対象とした補助事業等の優遇措置を受けることができます



（一社）全国木材組合連合会作成

- 登録関連情報：林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に下記の情報を掲載
(<https://www.ninys.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>：上記PR資料内の二次元バーコードからもアクセス可能)



・登録に関するパンフレット



・登録実施機関一覧



・登録木材関連事業者一覧



30

2. 改正クリーンウッド法について

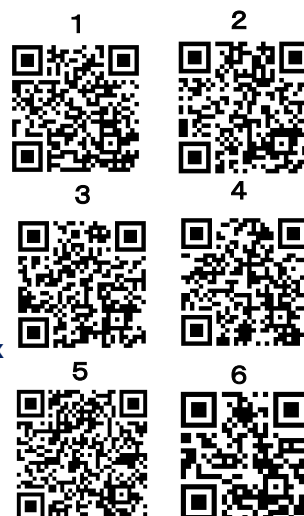
木材関連事業者の登録について②：登録実施機関

登録実施機関一覧

詳細は、クリーンウッドナビをご参照ください。
登録のご相談は、直接登録実施機関へお願いします。

- 1 (公財)日本合板検査会 <https://www.jp-pic-ew.net/cleanwood/index.shtml>
最も登録件数が多い。本部(東京)以外に全国7カ所に検査所あり
- 2 (公財)日本住宅・木材技術センター <https://www.howtec.or.jp/publics/index/116/>
第二種の登録のみ。建築・建設事業者向け
- 3 (一財)日本ガス機器検査協会 <https://www.jia-page.or.jp/wood/cleanwood/>
- 4 (一社)日本森林技術協会 <https://www.jafta.or.jp/contents/cw/>
県木連、県森連はここから登録を受けている。国産材限定
- 5 (一財)建材試験センター <https://www.jtccm.or.jp/biz/ninsho/tabid/683/Default.aspx>
新規登録受付はしていない
- 6 (一社)北海道林産物検査会 <http://hokurinken.jp/CW.html>

各登録実施機関のWebサイトのQRコード→



木材関連事業者の登録件数

【2025(令和7)年1月31日現在】(CWナビより)

- 第1種のみ登録：38件
- 第1種と第2種の両方登録：231件
- 第2種のみ登録：427件 合計：696件

31

2. 改正クリーンウッド法について

木材関連事業者の登録について③：登録に係る費用

○登録にかかる費用(参考)

- ①国に納付するもの：**登録免許税** 15,000円(申請者が各自で納付)
- ②登録実施機関に払うもの：
※具体的な金額は、各登録実施機関にお問い合わせください。
[登録時] ・**登録手数料(新規)**：
事業所数、第1種／第2種によって違いあり。
ガイドラインに基づく合法木材の認定事業者の場合は、手数料の割引あり。
[登録後] ・**更新手数料**:(5年に1回更新)
・**年会費**(2年目以降)
※登録事項変更の際には、別途手数料が必要

32

2. 改正クリーンウッド法について

木材関連事業者の登録について④：取り組むべき措置と要件の関係

- (1) 法第13条第1項の判断の基準となるべき事項を踏まえ、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を講ずる事業者を登録
- (2) 改正後も、第1種及び第2種事業者に対する登録制度は存続し、入荷形態(木材等の譲受けの相手方)に合わせた登録を受ける(現行から変更なし)

【取り組むべき措置と登録要件との関係】

※ 改正法第6～8条、12条関連は義務であるため登録要件とはならない

改正法第13条第1項	判断基準省令	第1種(※)	第2種
第1号 体制の整備	第2条第1号 責任者の設置(合法伐採木材等の利用の確保に関する措置について)	○	○
	第2号 取組方針の作成	○	○
第2号 合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	第3条第1号 国が提供する情報や取引実績等を踏まえた取引相手の選定	○	○
	第2号 合法性確認木材等か否かの情報が伝達されない際の、原材料情報のリクエスト	—	○
第3号 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置	第4条第1号 合法性確認木材等でない木材等を利用した場合の、次の取引相手選定における見直し等の検討	○	○
	第2号 違法伐採に係る木材等を譲受けた場合の、取引相手の変更等の検討	○	○
第4号 義務以外の情報の保存	第5条 第2種が行う情報の保存	—	○
第5号 義務以外の情報伝達	第6条 第2種が行う情報伝達及び消費者等への情報伝達	消費者等への情報伝達のみ該当	○
第6号 その他必要な事項	第7条 登録や認証情報等の提供	○	○

33

2. 改正クリーンウッド法について

木材関連事業者の登録について⑤：登録種別の考え方

- (1) 入荷形態(木材等の譲受けの相手方)に合わせた登録を受ける
- (2) 第1種事業は事業全体のための登録、第2種事業は部門・事業所等の部分登録が可能、第1種と第2種事業の両方の事業を行う事業者は、それぞれについて登録を受ける(現行から変更なし)
- (3) 登録時に入荷・出荷する木材等の種類を報告(現行から明確化)
- (4) 第1種事業の定義が変更されたことに留意

1. 登録の単位

- (1) 第1種事業者
第1種事業に係る事業全体を登録する必要
- (2) 第2種事業者
部門、事務所、工場又は事業場・木材等の種類ごとに部分登録可
- (3) 両方の事業を行う事業者
第1種部分、第2種部分それぞれについて登録する必要(どちらかのみ登録可)
- (4) 木材等の種類(現行から明確化)
入荷・出荷する木材等の種類について登録

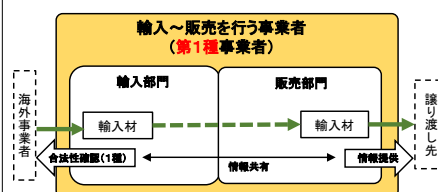
※「建築又は建設をする事業」「木質バイオマス発電事業」については出荷する木材等の種類は報告不要

※年間見込取扱量については入荷する木材等についてのみの報告

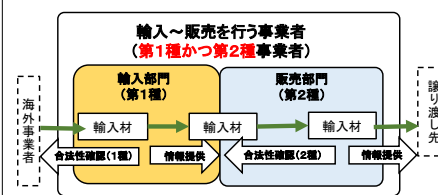
2. 第1種事業の定義の変更

- 国内市場に最初に木材等を持ち込む事業者が第1種事業者
- (1) 市場以外の流通事業者も第1種登録が可能
- (2) 輸入事業者は第1種登録のみ(輸入部分を第1種、販売部分を第2種として両方の登録を求めている現行運用から変更)

【輸入事業者の考え方】



(参考: 現行)



34

2. 改正クリーンウッド法について

情報提供：林野庁が現在開発中のシステムについて

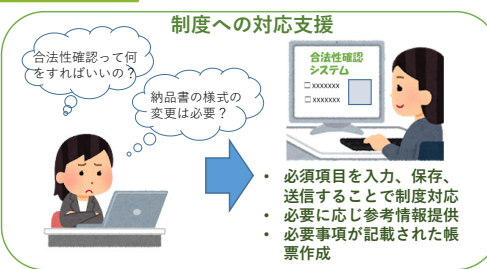
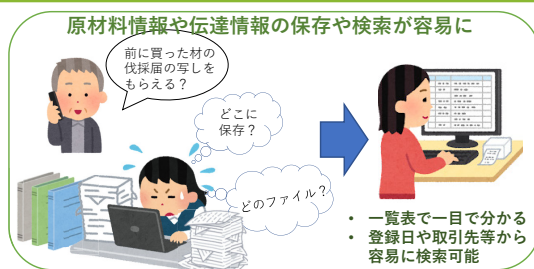
- ◆林野庁で、改正クリーンウッド法に基づく情報の伝達、各種記録の作成・保存、報告書の作成等に活用可能なシステムを開発中です
- ◆詳細については、令和7年1月以降に説明会等を行う予定です→2月に開催
- ◆詳細が決まりましたら、クリーンウッド・ナビに掲載される予定です→3月中旬にCWナビに順次掲載（利用申し込みの情報も）

クリーンウッド法における木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容とシステム化対象範囲（黄色マーカー）

詳細はクリーンウッド・ナビを参照ください

素材生産 販売事業者	木材関連事業者	
	第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者
【義務】 第1種木材関連事業者の求めに応じた情報提供	【義務】 ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 ④（一定規模以上）定期報告	【努力義務】 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達
	【努力義務】 ①体制整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	③違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置 ④その他事業者等（消費者を含む）に対する情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供
	<登録木材関連事業者> 登録実施機関への年度報告	

システムの主な機能：情報の登録、伝達、データベース、自動集計、報告書作成、帳票出力 等



35

3. クリーンウッド法に関する情報サイト・お問合せ先

- 林野庁情報サイト「クリーンウッド・ナビ」において、法の制度解説や様々な国・地域の現地情報等、クリーンウッド法に関する情報を掲載
- 本資料についてのご質問やご相談は、下記リンク先の窓口へ

【クリーンウッド・ナビ お問合せ窓口】

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/madoguchi/index.html>



「クリーンウッド・ナビ」: <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

改正クリーンウッド法の運用説明資料は、下記のページをご覧ください。QRコードはこちら→

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html#kaisei>



36

参考 1. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

グリーン購入法の活用

国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律 (グリーン購入法) (平成12年法律第100号)

- 環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について、国等の公的部門における調達の推進、情報の提供等により、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

国等における調達の推進

基本方針*の策定（閣議決定・毎年度見直し）

- 各機関が調達方針を作成する際の基本的事項



国等の各機関（国会、裁判所、各省庁、独立行政法人等）

- 毎年度「調達方針*」を作成公表
- 調達方針に基づき調達推進
- 調達実績の取りまとめ、公表、環境大臣への通知

* 基本方針や各機関の調達方針の中でガイドラインに基づく合法木材の判断基準・調達目標を明記

地方公共団体・地方独立行政法人

- 毎年度、調達方針の作成に努める（努力義務）
- 調達方針に基づき調達推進（努力義務）

事業者・国民

- できる限り環境物品等を選択（一般的責務）

情報の提供

メーカー、環境ラベル団体等：適切な環境情報の提供

国（政府）：上記の情報を整理、分析して提供

○平成18年基本方針変更：合法性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象に追加
→「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の策定（林野庁）
...合法性の判断基準を公表

37

参考 1. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

2006（平成18）年2月 林野庁

1. 森林認証とCoC認証を活用した方法

森林認証（FSC、PEFC、SGEC等）を取得した森林から生産された木材・木材製品が、それ以外の木材と混じらないよう、CoC認証制度により、適切に分別管理されていることを評価・認証（認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明）

2. 業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による方法

関係団体は、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成。団体の認定事業者が生産・加工・流通の各段階で証明書を交付。

※令和5年度末時点で、全国149の認定団体が約12,000事業者を認定

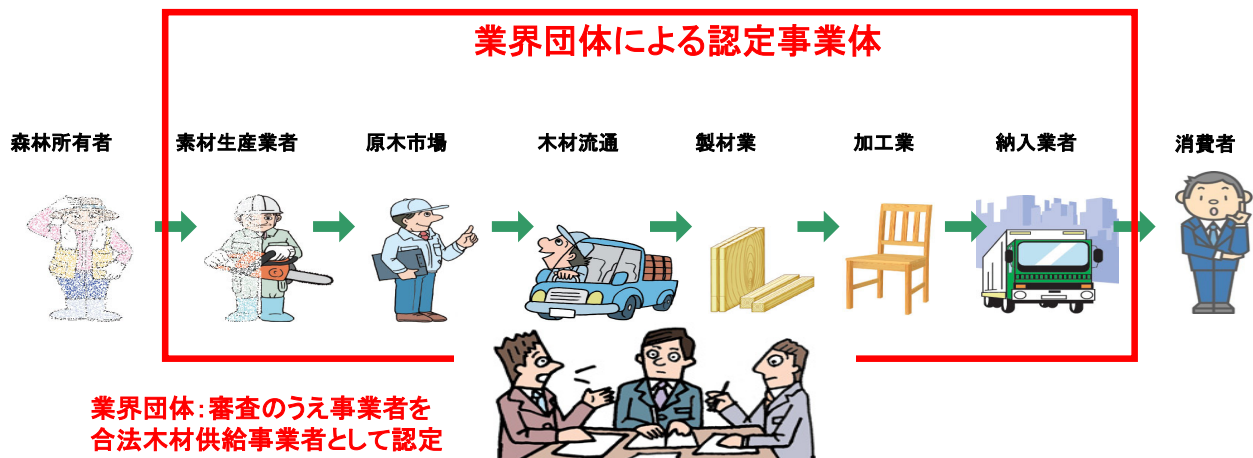
3. 個別企業による自主的な証明方法

規模の大きな企業等が独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階に至るまでの流通経路等を把握した上で証明。（製紙メーカーが採用）

38

参考 1. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法 ①



信頼を持って受け入れられるように、「**業界をあげた継続的な努力**」が必要。
 例: 認定団体研修、認定事業者研修の定期的な開催、
 合法木材ナビ等での情報公開(合法木材取扱実績の報告、認定事業者名簿の公表等)

39

参考 1. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法 ②

(分別管理)

分別管理の場所を有していること

分別管理の方法が定められていること

(帳票管理)

入出荷、在庫の管理簿等が整備されていること

関係書類(証明書を含む)を5年間保存すること

(責任者の選任)

本取組の責任者が1名以上選任されていること

<認定事業者の責務>

・認定団体が実施する認定事業者研修には**必ず出席**する

・合法木材取扱実績報告は**毎年必ず認定団体に提出**する



責務を果たさない事業者は、**認定取り消し**も！

制度・業界全体の信頼性を確保するためにも必要

40

参考 1. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法 ③

取引先から求められなくても、
合法木材には必ず証明書を
つけてください。

合法木材であることの証明書の例(CW法の第2種事業者が発行する証明書の例)(スライド21、22も参照)

納品書										
〇〇 株式会社 〇〇〇〇 部署 代表 林野 太郎 様					発行日: YYYY年MM月DD日 発行者: 〇〇 株式会社〇〇〇〇 部署 所在地: 〇〇県 〇〇〇市〇〇町 12-34 代表: 山元 花子 本体金額: ¥ 999,999,999 消費税: ¥ 999,999,999 合計金額: ¥ 999,999,999					
樹種	品名	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用
グリーンウッド法登録木材関連事業者: 〇〇〇 - CLW - XXXX ◆ 上記の物件はグリーンウッド法に基づく合法性確認木材です。 〇〇県木連〇〇〇〇号 ■ 上記の物件は合法的に伐採された木材のみを使用しています。 ロゴマーク等										



CW法に基づく伝達情報
・登録番号(登録業者の場合)
・合法性確認結果

林野庁ガイドラインに基
づく伝達情報

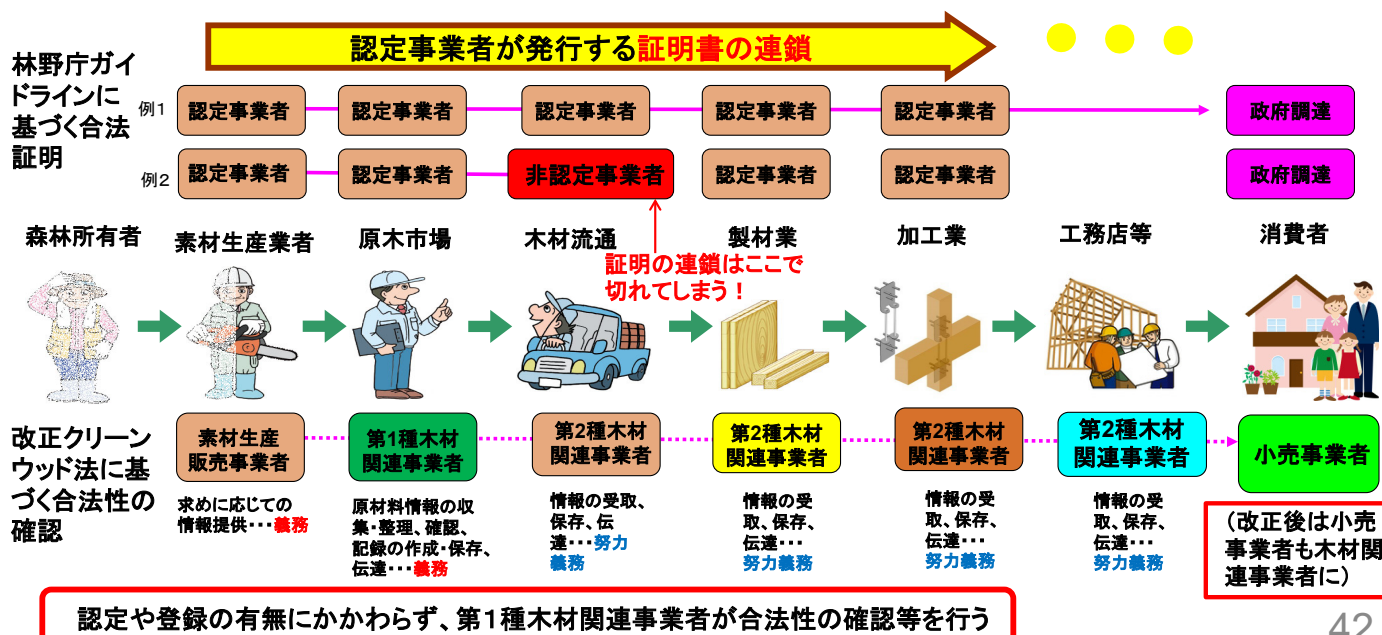
※林野庁ガイドライン(団体認定制度等)を活用してCW法に基づく合法性確認を行った場合も、当該制度に基づく伝達情報とは別に、CW法に基づく合法性確認結果を記載する必要があります

「うちは認定を受けているから、証明書がなくても大丈夫(すべて合法)」とはなりません！
過去に出荷したものについて、さかのぼって証明書を発行することもできません。

41

参考 1 (補足). ガイドラインの証明制度とクリーンウッド法の違い

林野庁ガイドラインとクリーンウッド法の比較(サプライチェーンの観点から)



42

参考 2. 国産原木の合法性確認手順

林野庁委託事業でDD(デュー・デリジェンス)手引きを作成し、「クリーンウッド・ナビ」で公開(令和5年5月)

→https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r4/r4report_4.pdf

対象者: 第1種木材関連事業者(国産材、輸入材)

※改正法に適合した合法性確認(DD)手引きは下記のページに掲載

→<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/attach/pdf/summary-26.pdf>

令和5年度には全木連で、「国産原木の合法性確認(DD)手引き」を作成し、「合法木材ナビ」で公開(令和6年6月)・・・**現行法に対応したもの**

→<https://www.goho-wood.jp/DD/index.html>

対象者: 国産原木を素材生産業者等から直接購入する製材業者等(第1種木材関連事業者)

※「改正クリーンウッド法における国産原木の合法性確認(DD)手引き」は別添資料を参照ください

※この手引きは唯一絶対のものではありません。また、必ずこれを使わなければならないというものでもありません。すでに自社でDDの仕組みを作って合法性を確認されている場合は、この手引きは参考としてお考え下さい。また、合法性確認を継続して行っていくなかで、改善しながら精度の向上を図っていく必要があります。



参考資料

改正クリーンウッド法における
国産原木の合法性確認（デュー・デリジェンス）
手引き

令和 6 年 9 月

一般社団法人全国木材組合連合会

目次

1.	本手引きの目的	3
2.	リスクに基づく合法性確認.....	4
2.1.	国産原木の違法伐採リスク	4
3.	本手引きの対象事業者・対象物品.....	5
3.1.	対象事業者.....	5
3.2.	対象物品	5
4.	合法性確認の実施に向けた体制の整備	6
5.	合法性確認の方法.....	6
5.1.	手順1：原材料情報及びリスク情報の収集.....	9
5.1.1.	手順1－1：原材料情報の収集	9
5.1.2.	手順1－2：リスク情報収集.....	10
5.2.	手順2：合法性の確認	11
5.3.	手順3：記録の作成・保存.....	12
5.4.	手順4：譲渡しを行う相手方への情報の伝達	13
6.	資料：参考サイトのQRコード	13

1. 本手引きの目的

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「クリーンウッド法」という。）」は、地球環境の保全に資するため、法令に適合して伐採された木材等（以下「合法伐採木材等」という。）の流通及び利用を促進することを目的としています。

2025 年 4 月から施行される改正クリーンウッド法では、川上・水際の木材関連事業者が、合法性確認を行うことが義務付けられました。この手引きは、合法性確認の方法について、林野庁の「クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き」を参考に、国産原木の合法性確認に特化したものです。

クリーンウッド法に基づく合法性確認は、既に国内の多くの木材関連事業者によって通常の商取引の一貫として実施されている内容を含んでいると考えられます。まずは、事業者自らが本手引きを参考に自社の商取引を見直し、合法性確認が適切に行われているかを確認することが重要です。実際の合法性確認にあたっては、本手引き掲載のチェックリストをそのまま利用することも可能ですが、自社の取引形態等に合わせたチェックリストを作成することも有効と考えられます。本手引きを参考に、多くの事業者が適切な合法性確認を行うことを願います。

2. リスクに基づく合法性確認

一般に、取り扱う木材の種類や調達先などにより、違法伐採リスクは大きく異なるため、リスクの大小に関わらず同じ手間をかけて合法性確認を行うと、事業者にとって過度な負担となったり、合法性確認が不十分となったりする可能性が生じます。このため効果的かつ効率的な合法性確認のためには、違法伐採リスクを評価し、リスクに応じて確認すべき書類や情報を判断する「リスクベースアプローチ」が有効です。

2.1. 国産原木の違法伐採リスク

我が国は、汚職が少なく¹、国内の違法伐採リスクは非常に低い²と国際的に評価されています。我が国でも故意か否かを問わず所有者に無断で伐採が行われる事例（無断伐採）が発生していないわけではありませんが、林野庁による調査結果³において、近年では無断伐採の報告件数の減少がみられます。また輸入木材等と比較して、国産原木は、森林所有者や素材生産事業者から原木市場や木材加工事業者等までのサプライチェーンが短いことも特徴です。

これらのことから、本手引きでは国産原木の違法伐採リスクは一般的に低いことを前提とし、国産原木を取り扱う第一種木材関連事業において事業者が行う合法性確認の手法を示しています。

¹ NGO トランスペアレンシー・インターナショナルが公表している腐敗認識指数<

<https://www.transparency.org/en/>>でも汚職が少ない国であると評価されています。

² 英国王立国際問題研究所（チャタムハウス）の情報提供サイト「森林ガバナンスと合法性」

<<https://forestgovernance.chathamhouse.org/countries/japan>>

森林管理協議会（FSC）の「リスク評価プラットフォーム」<<https://connect.fsc.org/document-centre/documents/resource/359>>

NGO プリファードバイネチャーの「ソーシングハブ」

<<https://sourcinghub.preferredbynature.org/country-risk-profiles/aDB0X000000k9bSWAQ/a04b0000001GEU1AAO/?date=>>

NGO フォレスト・トレンドズの「違法森林減少と関連取引リスク」<https://www.forest-trends.org/ibat_countries/japan/>

³ https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/keikaku/240719_7.html

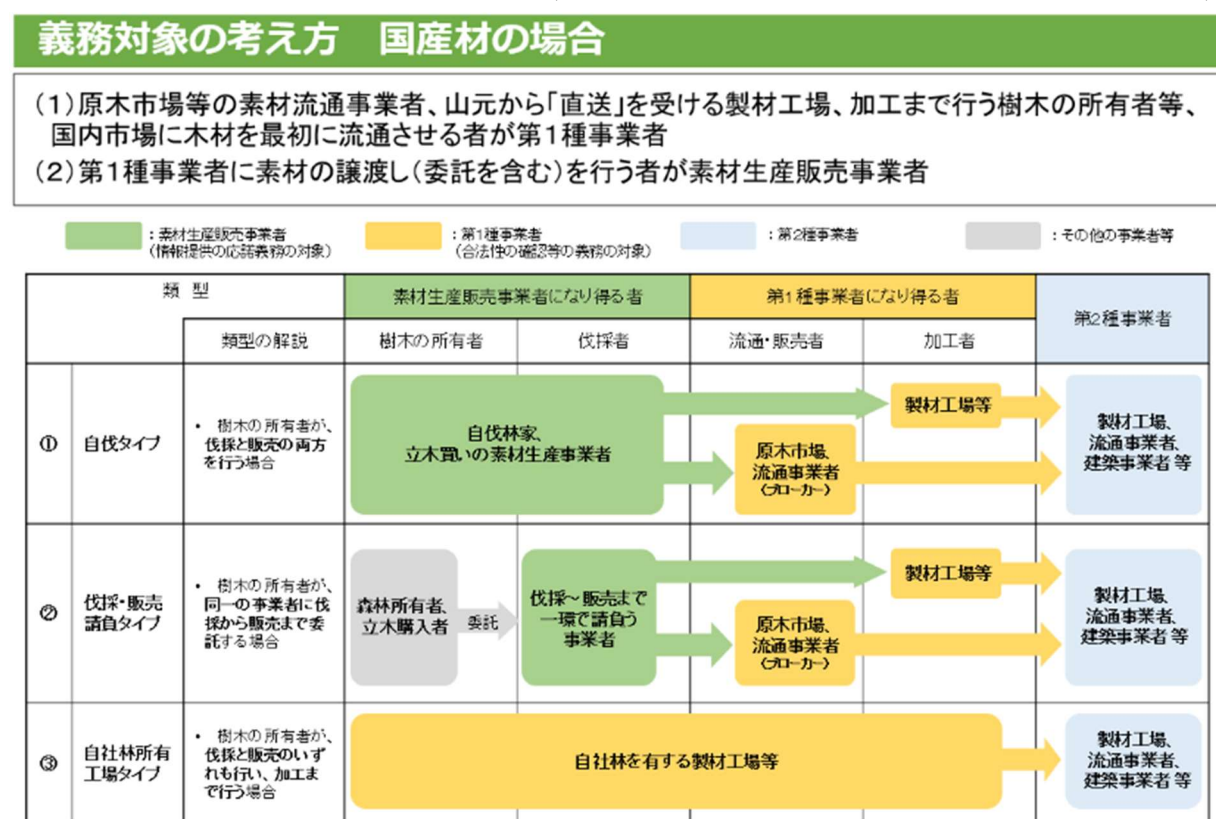
3. 本手引きの対象事業者・対象物品

3.1. 対象事業者

本手引きは、合法性の確認が義務付けられる、国内の木材流通の最上流にあたる第一種木材関連事業を行う事業者を対象としています。具体的には、樹木の所有者（立木購入を行った素材生産事業者を含む）から直接原木を譲り受けて加工、輸出又は販売を行う製材所等の木材加工事業者や原木市場等の流通事業者及び自ら所有する樹木の原木の加工又は輸出を行う事業者です。

なお、本手引きは、クリーンウッド法に基づく登録や、林野庁ガイドライン⁴の合法木材供給事業者認定を受けているか否かにかかわらず、活用することができます。

図1 クリーンウッド法の義務対象（素材生産販売事業者、第一種木材関連事業者）



3.2. 対象物品

本手引きは国産の原木を対象とします。

⁴ <https://www.goho-wood.jp/>

4. 合法性確認の実施に向けた体制の整備

クリーンウッド法では、木材関連事業者が取り組むべき事項（努力義務）として、体制の整備が定められています。合法性確認の適切な実施のためには、体制の整備として責任者の設置や取組方針の策定を行うことが有効です。本手引きで示すチェックリストを活用し、合法性確認の手順や判断基準をあらかじめ整理しておくことができると考えています。

また、合法性の確認においては、取り組みながら PDCA サイクルを回して質を高めていくことが重要です。例えば、合法伐採木材でない木材を譲り受けてしまった際に、次回以降の取引相手の選定にあたっては追加的に情報を求めるなど、リスクの低い取引相手を選定するための結果のフィードバックを PDCA サイクルに組み込むことで、次回以降の取引における合法性の確認の効果をいっそう向上させることができると考えられます。

5. 合法性確認の方法

本手引きでは、国産原木の合法性確認の方法について、フローチャート（図2）で示しているとおり、以下の4手順に分け、「国産原木の合法性の確認のためのチェックリスト」（図3）を活用する方法を示します。

手順1－1：原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）を収集する

手順1－2：リスク情報を収集する

手順2：手順1及び2の結果に基づき、合法性確認を行う

手順3：記録の作成・保存を行う

手順4：譲り渡しを行う相手方へ情報を伝達する

これらの手順で行った合法性確認の記録を保存することは、違法伐採リスクに対する取組を行った証拠を残すという観点からも、自社の合法性確認の精度を向上させ、必要に応じてその手順を見直すためにも重要です。

図2 国産原木の譲受け等から次の譲渡しまでのフローチャート

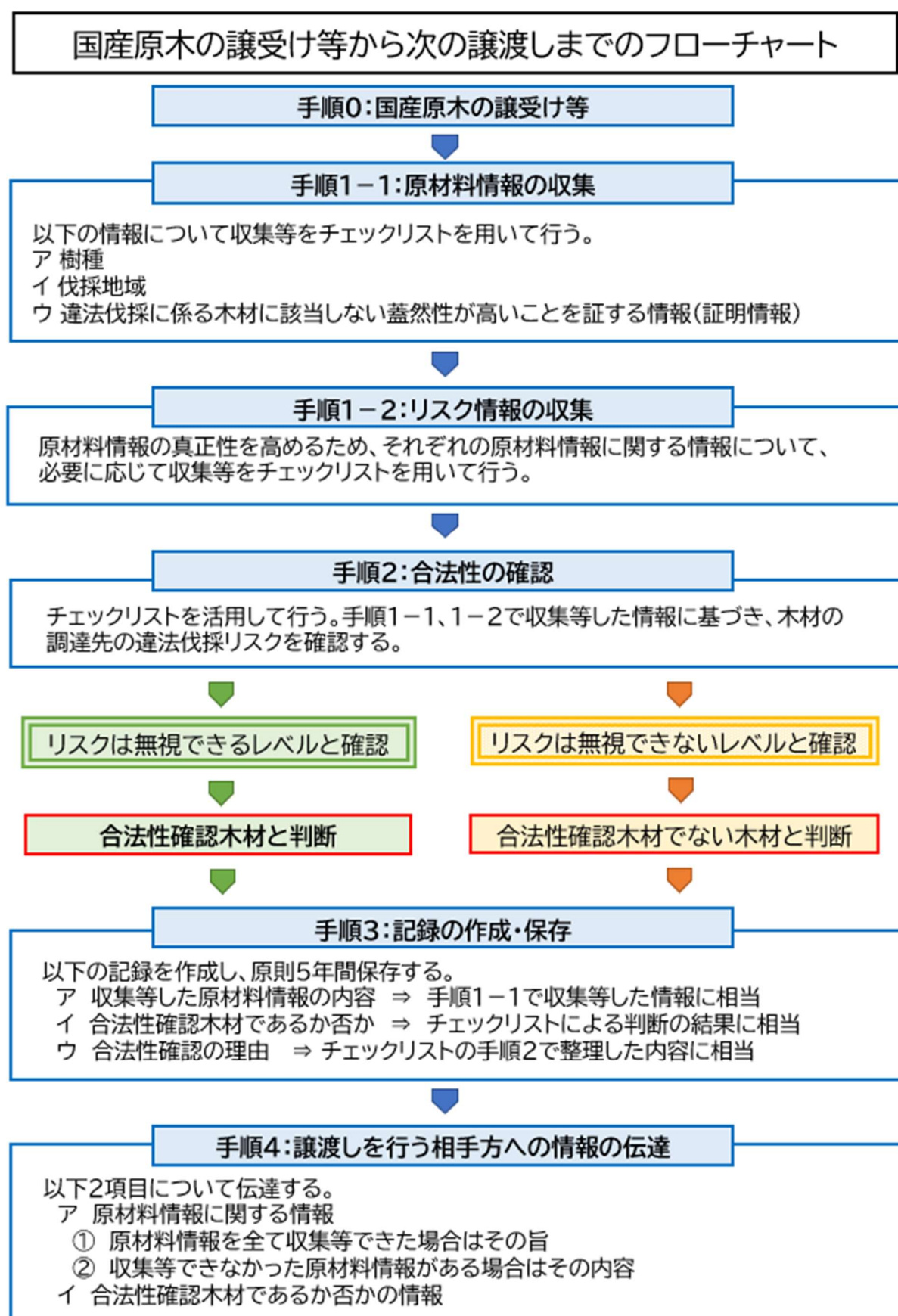


図3 国産原木の合法性の確認のためのチェックリスト

国産原木の合法性の確認のためのチェックリスト		
		記入日: 年 月 日
取引内容:		
取引相手:		
担当者:	責任者:	
		社内管理番号:
No.	確認内容	自由記載欄
手順1-1: 原材料情報の収集(必須)		
1	調達する原木の樹種に関する情報	
	☐ 樹種の把握ができています 又は 把握する見込みがあります	
2	調達する原木の伐採地に関する情報	
	☐ 国産材であると把握ができています 又は 把握する見込みがあります	
	☐ 都道府県を把握しています ☐ 市町村を把握しています	
3	調達する原木の証明書に関する情報	
	【行政手続書類】	
	☐ 伐採造林届出書(適合通知書及び確認通知書を含む)	
	☐ 森林経営計画認定書 ☐ 林地開発許可証	
	☐ 保安林内立木伐採許可決定通知書等 ☐ 国有林野事業に関する契約書等	
	【第三者認定に関する書類】	
	☐ 森林認証(FSCやSGEC等)による証明書 ☐ 地域材証明制度に基づく証明書	
	☐ 林野庁合法性ガイドラインの認定事業者からの合法性証明書	
手順1-2: リスク情報の収集		
1	調達先(素材生産販売事業者)に関する情報	
	☐ 「合法的に伐採された原木を供給する」旨の契約等を結んでいます	
	☐ 当該調達先と原木の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	
	☐ 調達先は森林認証、林野庁の合法ガイドラインの合法木材供給事業者認定等を受けている事業者です	
	☐ 調達先は、原木の合法性に関する行動規範や取組等について公表しています	
2	その他の証明書	
	☐ 樹木の所有者等が発行した法令に適合した伐採であることの自主証明(除伐、線下伐採、2条森林など)	
	☐ 工事の元請け等が発行した、法令に適合して伐採したことの証明書(工事契約書等)	
	☐ その他(自由記載欄に具体的に記載)	
3	その他の確認項目(任意で設定)	
	☐	
	☐	
手順2: 合法性確認		
	☐ 収集した書類等は、申請書、発行者、期限、発行日等が適切で真正なものです	
	☐ 原材料情報について、見込みどおりの物品が搬入されたことを確認しました	
	☐ リスク情報から、リスクが十分に小さいことを確認しました	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性確認であるかどうかを判断		
	☐ 違法伐採リスクは無視できるレベルと確認し、合法性確認木材であると判断しました	
	☐ 違法伐採リスクは無視できないレベルと確認し、合法性確認木材でないと判断しました	

5.1. 手順 1：原材料情報及びリスク情報の収集

チェックリスト（図 3）に基づき原材料情報及びリスク情報の収集を行います。

各項目に設けた「自由記載欄」は参照した情報、特記事項等を具体的に記載することに活用できます。また、事業体において、木材等に関する情報や参照情報が別途整理されている場合は「自由記載欄」に別途整理している情報に紐付くように管理することも有効と考えられます。

5.1.1. 手順 1－1：原材料情報の収集

手順 1－1 では、原材料情報である樹木の樹種、伐採地域、証明書を収集します。原材料情報の収集は第一種木材関連事業者の義務ですので、必ず行います。仮に情報が得られない場合は、その旨を記録し収集を試みたことが分かるようにしておくことが重要です。

① 樹種

樹種は通常取引で用いている樹種名を把握します。国産材であれば伐採造林届出書に記載されている樹種名やケヤキ、サクラといった個別の樹種名を把握します。樹種については、素材生産販売事業者から情報提供を受けずに自らが判断しても差し支えありません。

② 伐採地域

伐採地域については、国産材である旨、都道府県、市町村のいずれかの把握が必要です。

③ 証明書

違法伐採に該当しない蓋然性が高い木材であることを証明するものを収集します。国産材については、図 4 のとおりです。これらの情報の間には優劣があるものではありませんが、森林認証や林野庁ガイドラインに基づく認定は、事業者に対して発行されている認定証や認定番号ではなく、認定制度に基づく譲り受けた原木に対する合法性に関する証明書を入手することが必要です。また、独立した証明書の形で提供される場合に加え、納品書等に木材の合法性を証明する文言が記載されている場合もあります。

なお、証明書については、複数入手可能なケースが考えられますが、全て入手しなければ合法性確認ができない訳ではありません。事業者は違法伐採のリスクに応じて収集する証明書を選ぶこととなります。

図4 証明情報として活用できる情報の一覧

証明として活用できる情報の一覧（国産材）		（別紙）
民 有 林	共 通	①木材の安定供給の確保に関する特別措置法第4条における認定事業計画
		②森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法における認定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画、認定特定植栽事業計画
		③地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進に関する法律における地域連携保全活動計画
		④森林経営管理法第3条における命令書または公告
		⑤森林法第49条における立入調査の許可書
		⑥森林法第188条における農水大臣または首長の命令書
		⑦森林法第11条第5項における森林経営計画認定書及び森林経営計画書（伐採に係る箇所のみ）
		⑧都道府県等による地域材証明制度による木材に対する証明合法性を要件にしている制度に限る）
		⑨森林認証制度による木材に対する証明大臣から指定を受けた者による制度であることが必要）
		⑩木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認証による木材に対する証明大臣から者の指定を受けたもののみ）
		⑪条例等に基づく伐採に関する許可書や届出書等
	普 通 林	①森林法第10条の8第1項における伐採造林届出書
		②森林法第10条の8第1項第1号における法令等による許可証等
		③市町村による伐採造林届出書に係る適合通知書
		④森林法第10条の8第3項における緊急伐採後の事後届出書
		⑤森林法第10条の2第1項における林地開発許可書
		⑥森林法第10条の15における公益的機能維持増進協定
	保 安 林	①森林法第34条第1項における保安林伐採許可書
		②森林法第34条第1項第1号における法令等による許可書等
		③森林法第34条の2における択伐及び同法第34条の3における間伐の届出書
		④森林法第34条第9項における緊急伐採後の事後届出書
		⑤森林法第39条の4第1項における特定保安林の伐採に関する地域森林計画
		⑥森林法施行規則第0条第1項第5号～第9号における届出書
国 有 林	①林産物の売買契約書、請書等	
	②産物販売委託契約書	
	③立木補償に関する契約書、請書等	
	④樹木採取権実施契約書	

※書類は該当箇所の写しのみでよい

※公有林についても、国有林の①～③に相当するものを活用することが可能

16

5.1.2. 手順1－2：リスク情報収集

手順1－2では、リスクに関する情報として調達先に関する情報と必要に応じその他の証明書を収集します。

(1) 調達先に関する情報

適切な調達先の選定は、違法伐採リスクを減らす重要なポイントです。具体的には、①調達先との契約書、②取引実績、③調達先の合法性に関する認証等の情報、④調達先が公開している情報の活用が考えられます。なお、調達先が自社の場合、法令に適合して伐採することについても自社が責任を持っているため、書類を取得する必要はありません。

(2) その他の証明書に関する情報

除伐や線下伐採、農地・宅地の樹木、街路樹の伐採といった森林法等に基づく行政手続不要の伐採において、樹木の所有者等が発行した自主的な証明書を、リスクを低減させる情報として活用することができます。公的機関などの第三者が介在しない証明書の活用においては、証明書の信憑性を慎重に判断することが重要です。

5.2. 手順2：合法性の確認

手順2では、収集した原材料情報及びリスク情報について、チェックリストに記載の観点から事業者自身で違法伐採リスク評価を行います。

リスクが無視できるレベルだと判断するためには、原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）を全て収集するとともに、譲り受けた原木と収集した情報の突合などにより、原材料情報が適切で真正だと確認することが重要です。仮に、森林法における手続がない伐採である等の理由で証明書が取得できなくても、国産原木の違法伐採リスクは一般的に低いことから、手順1－2で収集したリスク情報を踏まえることで、リスクが無視できるレベルだと判断することは可能と考えられます。

リスクが無視できるレベルと評価できそうにない場合は、例えば下記の表の要素について、追加的に情報収集を行うなど、リスク情報の収集のその他の確認項目を任意で設定し、リスク軽減を図ることも考えられます。

なお、合法性の確認については任意の単位で行ってよいため、自社の取引形態に応じて①譲受け等ごとに行う、②譲受け日ごとに行う、③取引先ごとに行うなど、適切な単位を選択できます。

表：追加的に収集する情報の具体例

1. 取引関係者について
・ 直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める 例：森林所有者から素材生産販売事業者までの取引関係の確認 ・ 同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる ・ 調達先や伐採を担う事業者が過去に問題を起こしたことはないか、地方自治体等に対して照会する
2. その他の情報について
・ 伐採契約に関する問合せ等を行う 例：樹木の所有者と素材生産販売事業者間の契約状況の確認 樹木の所有権を示す書類の確認 ・ 衛星データ等を用いて伐採地を確認する ・ 証明書等に記載されている地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する

コラム：原材料情報及びリスク情報の収集と合法性の確認を行うタイミング

①原材料情報及びリスク情報の収集については、取引先に関する情報や取引先から提供された情報が必要です。その一方で、②合法性の確認については①で収集した情報に加えて、譲り受けた原木と原材料情報を突合し、見込み通りの物品を譲り受けていることを確認する必要があります。

このため、①②は可能な限り下記のタイミングで実施することで、効率的にクリーンウッド法に対応できると考えられます。

- | | | | |
|---|-----------------|---|----------|
| ① | 原材料情報及びリスク情報の収集 | ： | 取引先との契約時 |
| ② | 合法性の確認 | ： | 原木の譲受け時 |

5.3. 手順3：記録の作成・保存

クリーンウッド法では、合法性の確認に関する以下（１）～（３）の記録を作成し、原則５年間保存することが義務として求められています。記入済みのチェックリストは（２）及び（３）の保存に活用できます。

（１）収集等した原材料情報の内容

⇒手順１－１で収集等した情報に相当します。

（２）合法性確認木材であるか否か

⇒チェックリストによる確認結果に相当。

（３）合法性確認の理由

⇒チェックリストの手順２の結果に相当。チェックリストに例示しているもののほか、以下のような記録の仕方も考えられます。また、手順１－２で収集した情報を用いて合法性の確認を行った場合は、その旨も併せて記録しておくことが重要です。

- ・〇〇という関連情報を用いて判断した
- ・収集した原材料情報等を踏まえて、内規に則り判断した
- ・取引先が木材の合法性に関する認定を受けている事業者であること踏まえて判断した

これらの記録は、クリーンウッド法で求められているものではありませんが、自社の合法性の確認手順を見直したり、確認の精度を向上させたりする際にも役立てることができます。また、事業者が適切に合法性の確認を行ったことの根拠となりますので、取引相手等から合法性の確認に関する報告を求められた場合などにも役立つ他、SDGs等の観点から自社の価値を説明する根拠にも活用可能と考えられます。

なお、記録の作成・保存方法については、書面又は電子によるものとされています。

5.4. 手順4：譲渡しを行う相手方への情報の伝達

手順3の記録の作成・保存を行った原木を、他の木材関連事業者に譲渡しを行う場合、以下の2項目を譲渡し先に伝達することが必要です。

(1) 原材料情報に関する情報

⇒原材料情報の収集等の結果に関する情報

① 原材料情報を全て収集等できた場合はその旨

例：全て収集できた／スギ、〇〇県、伐採造林届出書 など

② 収集等できなかった原材料情報がある場合はその内容

例：証明書なし／樹種、伐採地域なし など

(2) 合法性確認木材であるか否かの情報

⇒合法性確認木材です／合法性確認木材でない木材です など

なお、記録の伝達の方法については、書面又は電子によるものとされており、相手が知覚できるものでなければなりません。また、電子ファイルを伝達する場合は、伝達相手が出力により書面を作成できるものである必要があります。

6. 資料：参考サイトの QR コード

クリーンウッドナビ



合法木材ナビ



FSC



SGEC/PEFC



各サイトの URL は本文脚注に記載

改正クリーンウッド法の施行に向けた現状について

令和6年12月5日

令和6年度 合法伐採木材利用促進全国協議会

林野庁 木材利用課

1

クリーンウッド法普及に向けた林野庁の取組（1）

事業者による合法性確認の取組に対する支援や、手引きの作成、専門委員会の設置のほか、木材流通における情報伝達の電子化の調査、違法伐採関連情報等の提供を実施

- 事業者による合法性確認等に資する情報を収集し、情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて発信
 - ・クリーンウッド法の制度解説、木材関連事業者の登録一覧、登録木材関連事業者の年度報告取りまとめ結果、合法性確認の先進事例等を掲載
 - ・主要な木材輸出国等における木材の伐採に関する法令情報等（現在37か国、随時更新）を掲載
- 合法性確認の能力強化
 - ・合法伐採木材等の利用を促進するための国・業界団体・登録実施機関等からなる協議会を開催（H29-R5：全国及び地方68回）
 - ・一般消費者も参加する展示会等を開催（同130回）
 - ・クリーンウッド法の普及、木材関連事業者の登録推進のための木材関連事業者向けのセミナーを開催（令和5年度からは合法性確認のための研修の実施）（同421回、協議会及び業界団体主催合計）
 - ・業種・品目別の手引き作成の支援

- 林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>)



	協議会 (全国・地方)	イベント出展 (全国・地方)	木材関連事業者向けセミナー、 研修等
H29	—	—	91
H30	3	3	95
R1	7	3	90
R2	14	22	31
R3	14	30	40
R4	15	34	38
R5	15	38	36
	68	130	421

2

クリーンウッド法普及に向けた林野庁の取組（２）

- 専門委員会の設置・運営
 - ・ 違法伐採問題や、木材におけるデュー・デリジェンスに関する実務等に知見を有する学識者、業界団体、NGO 等から構成される専門委員会を設置・運営し、クリーンウッド法の推進に関する助言を実施
- 合法性確認の能力強化のうち木材流通における情報伝達状況調査
 - ・ 合法性確認に関する情報伝達が木材取引の中でどのように行われているかを事業者へのヒアリング等により把握し、合法性確認に関する情報伝達の現状や課題、改善策を検討
- 合法性確認の手引きを作成
 - ・ 木材関連事業者が木材等の合法性の確認を行うための手引きを作成、公表。合法性確認手順フローチャートに沿ったチェックリストにより合法性の確認への活用が期待
- その他教育・広報活動
 - ・ 「木づかい運動」と連携した消費者に対する普及
- 関係者間の会議等
 - ・ 関係省庁連絡会議（年１回程度）
 - ・ 登録実施機関と関係省庁との意見交換会（年２回程度）
- 登録木材関連事業者に対する優遇措置
 - ・ 外構部の木質化対策支援事業における助成費の嵩上げ
 - ・ JAS構造材実証支援事業において事業者が３件以上の補助申請を行う場合の要件
 - ・ 国有林野事業における販売事業や樹木採取権に係る公募審査における加算

3

改正クリーンウッド法施行に向けた林野庁の取組

令和7年4月1日の改正法施行に向け、各種資料の作成や、制度や運用を周知するための説明会や研修会を実施。また合法性確認等にかかる事業者の作業効率化に資するシステムを開発中

- 政令、省令等の公布
 - 原材料情報政令、合法性確認省令、判断基準省令、施行規則、基本方針を公布
- 原材料情報の証明書として活用可能な制度の選定（12月公表予定）
 - ・ 林野庁ガイドラインの団体認定のうち、原材料情報として活用可能な証明として大臣が指定する者を整理し、告示案のパブコメを実施
 - ・ 同じく原材料情報として活用可能な地域材証明制度を整理
- 合法性確認の手引きを作成
 - ・ 令和５年度に作成した木材関連事業者が木材等の合法性の確認を行うための手引きを、改正法に即した内容に更新し、公表
- クリーンウッド・ナビを通じた情報発信
 - ・ 運用説明資料や研修会資料等、改正法に関する最新情報を随時ナビに掲載
- 制度説明会・指導者養成研修の実施
 - ・ 仙台、熊本、広島、東京にて改正法制度説明会・指導者養成研修（対面・オンライン併用）を実施
参加者：1,156人（11/21時点申込みベース）
- 業界団体等向け説明会
 - ・ 要望等に応じて各種業界団体等向けに講演
- パンフレット等の作成
 - 事業者や消費者向けに、法律の趣旨や改正後の制度を周知するためのパンフレット、チラシ、リーフレット作成
- システム開発
 - ・ 改正法に基づく情報伝達や記録の保存、報告書作成等に活用可能なシステムを令和６年度に開発中

4

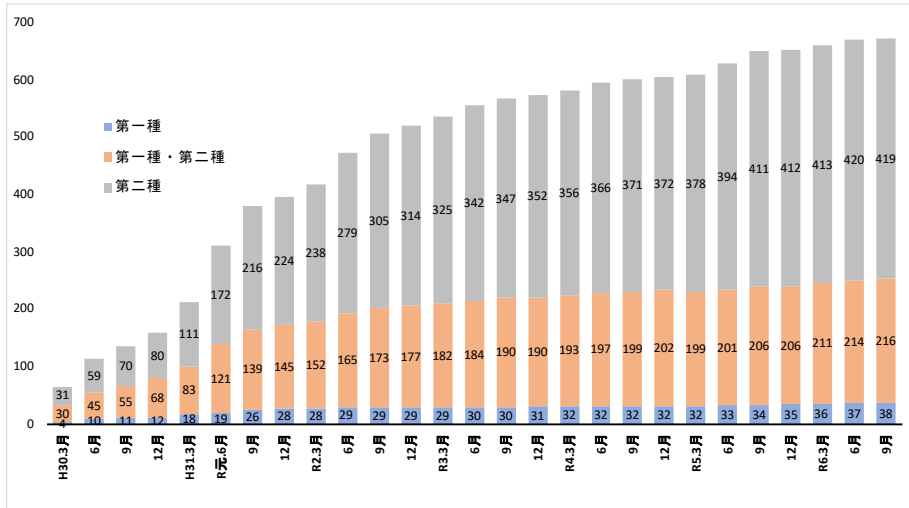
登録木材関連事業者数の推移

- ・ H30年度末からR3年度末の間に木材関連事業者の登録件数は212から581と3倍近くに増加
- ・ 近年伸びは鈍化していたが、法改正後やや増加傾向となり、R6年9月末時点で登録件数は670を超えた
- ・ 登録実施機関は6機関

登録木材関連事業者の登録件数の推移

【令和6年9月末現在】

- 第一種のみ登録 : 38件
 - 第一種・第二種の登録 : 216件
 - 第二種のみ登録 : 419件
- 合計 : 673件



登録実施機関

登録実施機関

- (公財) 日本合板検査会
- (公財) 日本住宅・木材技術センター
- (一財) 日本ガス機器検査協会
- (一社) 日本森林技術協会
- (一財) 建材試験センター
- (一社) 北海道林産物検査会

出典：林野庁業務資料

登録木材関連事業者による合法性確認の状況

- ・ 登録木材関連事業者は、取り扱う木材のうち第一種で98%、第二種で92%について合法性が確認された木材を扱っている。(R4年度)
- ・ 第一種登録木材関連事業者により合法性確認がされた木材の木材需要量に対する割合は41%。(R4年度)

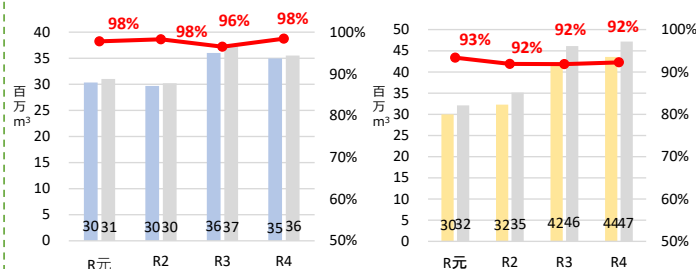
第一種登録木材関連事業者によって合法性の確認ができた木材の量

	木材の種類と報告単位			
	丸太、合板等(m ³)	チップ、小片(BDT)	パレット等(トン)	単板積層材、角材等(個・枚)
H30	7,789,150	6,759,282	25,358	0
	(取扱量: 7,183,249)			
R1	9,422,399	10,547,275	265,680	7,775,902
R2	15,652,810	6,439,231	207,848	14,849,401
R3	17,532,433	8,379,830	881,945	19,281,893
R4	16,214,354	8,502,888	944,122	15,395,049

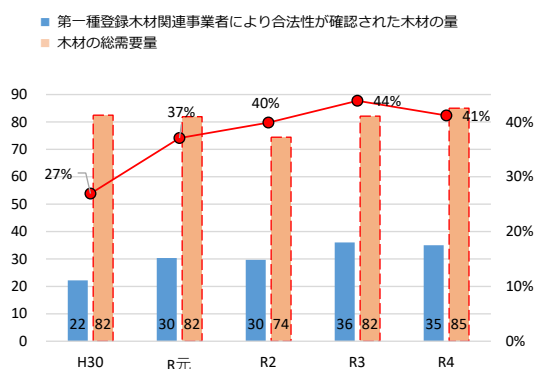
※上記表においては、製材品、合板等から丸太への材積換算は行っていない。

登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の割合

- 第一種木材関連事業者により合法性が確認された木材の量
- 第二種木材関連事業者により合法性が確認された木材の量
- 第一種木材関連事業者の木材の取扱量
- 第二種木材関連事業者の木材の取扱量



第一種登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の量と木材需要量の比較



注：クリーンウッド法の対象となる木材と木材需給表の集計範囲が異なるため、「合法性が確認された量」と「総需要量」は一部異なる。

注：合法性が確認された木材の量は、第一種登録木材関連事業者によって合法性確認ができた木材の量のうち、m、BDT及びトンで報告されたものをm換算した値。

出典：木材需給表、登録木材関連事業者の年度報告とりまとめ結果、林野庁業務資料をもとに林野庁作成。

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
木材需要の創出・輸出力強化対策

【令和7年度予算概算要求額 354（298）百万円】

<対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用促進、木質バイオマスの利用環境整備、高付加価値木材製品の輸出の促進、木材利用の普及啓発の推進、特用林産物の競争力強化等による木材需要の拡大を支援するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等を行います。

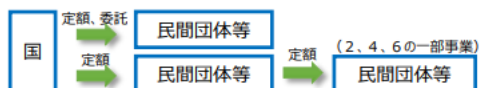
<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加（35百万m³〔令和4年〕→42百万m³〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

- 1. 非住宅建築物等木材利用促進事業** 57（57）百万円
地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポート、建築物木材利用促進協定締結企業等による取組や不動産業界向けの普及の取組等を支援します。
- 2. 木質バイオマス利用環境整備事業** 112（108）百万円
利用が低位な林地残材の活用を更に促進するための環境整備の取組を支援するとともに、「地域内エコシステム」の普及に向けた取組を支援します。
- 3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業** 35（21）百万円
木製家具、木工品等の販売力強化のための協議会設立、協議会が実施する海外市場のマーケティング、プロモーション手法の制作・実践等を支援します。
- 4. 「クリーンウッド」実施支援事業** 53（53）百万円
事業者による合法性確認の取組の支援、専門委員会の設置、違法伐採関連情報等の提供を実施します。
- 5. ウッド・チェンジ拡大促進支援事業** 28（28）百万円
国産材需要の拡大に向けて、ウッド・チェンジを促進するため、日本の森林資源の循環利用に資する木材利用の意義への認知向上等、普及啓発を推進します。
- 6. 特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業** 69（31）百万円
おが粉や廃園床の需給マッチングの仕組み（畜産分野とも連携）や、しいたけ原木の安定供給モデルの構築、輸出先国のニーズ等の情報収集等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】（1～5の事業） 林野庁木材利用課（03-6744-2120）
（6の事業） 経営課（03-3502-8059）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち木材需要の創出・輸出力強化対策のうち
「クリーンウッド」実施支援事業（拡充）

【令和7年度予算概算要求額 52,848（52,848）千円】

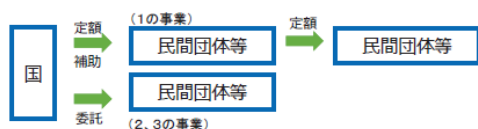
<対策のポイント>

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用を促進し、事業者が取り扱う合法性確認木材の割合を向上させるため、合法性確認の取組に対する支援や、第三者の専門委員会設置による実効性確保のほか、違法伐採関連リスクの情報提供を実施します。

<事業の内容>

- 1. 事業者による合法性確認の取組に対する支援、普及啓発（拡充）**
・ 合法性確認の実施や体制整備、人材育成等に取り組む木材関連事業者、素材生産販売事業者に対する研修等の実施を支援します。
・ 合法伐採木材等の流通促進に関する業界団体等の関係者との意見交換会の開催、イベント出席等の普及啓発を支援します。
- 2. 専門委員会の設置・運営**
○ 合法伐採木材等の流通促進に関する専門委員会を設置し、第三者的な立場から政府へ助言を行い、合法性確認の実効性の向上を図ります。
- 3. 違法伐採関連情報等の提供（拡充）**
○ 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて、リスク情報等に着目した国別・地域別の違法伐採関連情報の提供、外国語資料の作成及び国別情報の更新を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2496）

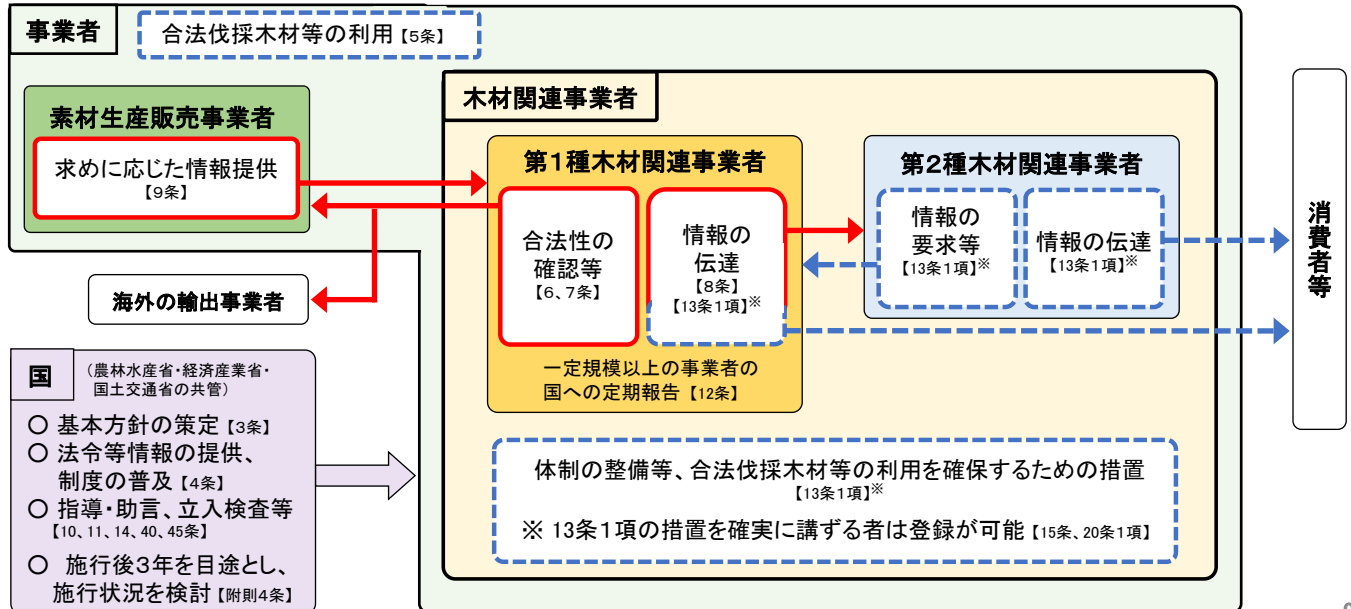
改正クリーンウッド法の概要

令和7年4月1日 施行

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

→ : 義務(必ず行わなければならない事項)

→ : 努力義務(行うよう努力すべき事項、取り組むことが求められる事項)



9

対象物品の考え方

- (1) いわゆる木材については、基本的に広く該当し基本方針に規定
- (2) 家具・紙等の物品については、ポジティブリストとして施行規則に規定

1. 対象物品（赤字は改正部分）

木材	木材等（家具・紙等の物品）
基本方針 一の2 (1) 素材 丸太、枝葉、根株、林地残材、風倒木処理等の伐採に類する行為により生産されたもの等を含む (2) 板材、角材及び円柱材 化学的又は物理的な処理により密度・硬度等を増加させたものを含む (3) 単板、突き板及び構造用パネル(OSB) (4) (2)、(3)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの(合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等) DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む (5) のこくず・木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない)、チップ及び小片 端材、たが材、くい、チップウッド等の粗の木材を含む	施行規則 第2条 1 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、 主たる部材に木材を使用したもの 2 木材パルプ 3 コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレtpーパーのうち、木材パルプを使用したもの 4 フローリングのうち、基材に木材を使用したもの 5 木質系セメント板 6 サイディングボードのうち、木材を使用したもの 7 戸(主たる部材に木材を使用したものに限る。) 及びその枠(基材に木材を使用したものに限る。) 8 1～7の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるものうち、木材又は木材パルプを使用したもの

2. 家具の考え方

- (1) 主たる部材に木材を使用したもの
 ・主たる部材：座面、背もたれ、脚、天板、パネル、フレーム等（※ ダボ、木口材、引き手、つまみ等は含まない）
- (2) 施行規則第2条第8号に該当するもの（例：椅子の座面、机の天板等の部材等）

※家具以外の他の機能が付加されたものは対象外（例：車椅子、調理台、キッチンユニット等）

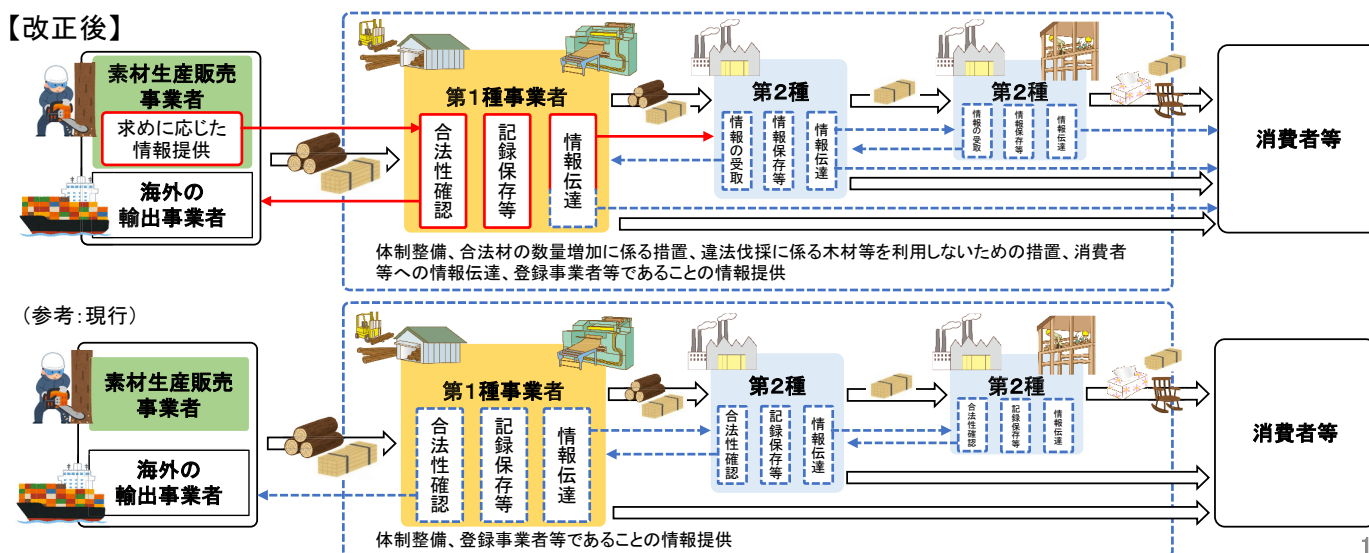
10

木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容

素材生産販売事業者	第1種事業者	第2種事業者
【義務】 第1種事業者の求めに応じた情報の提供	【義務】 ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 【努力義務】 ①体制の整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	【努力義務】 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 ③違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置 ④消費者等への情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供

⇒ : 木材等の流れ ⇒ : 義務 ⇒ : 努力義務

【改正後】

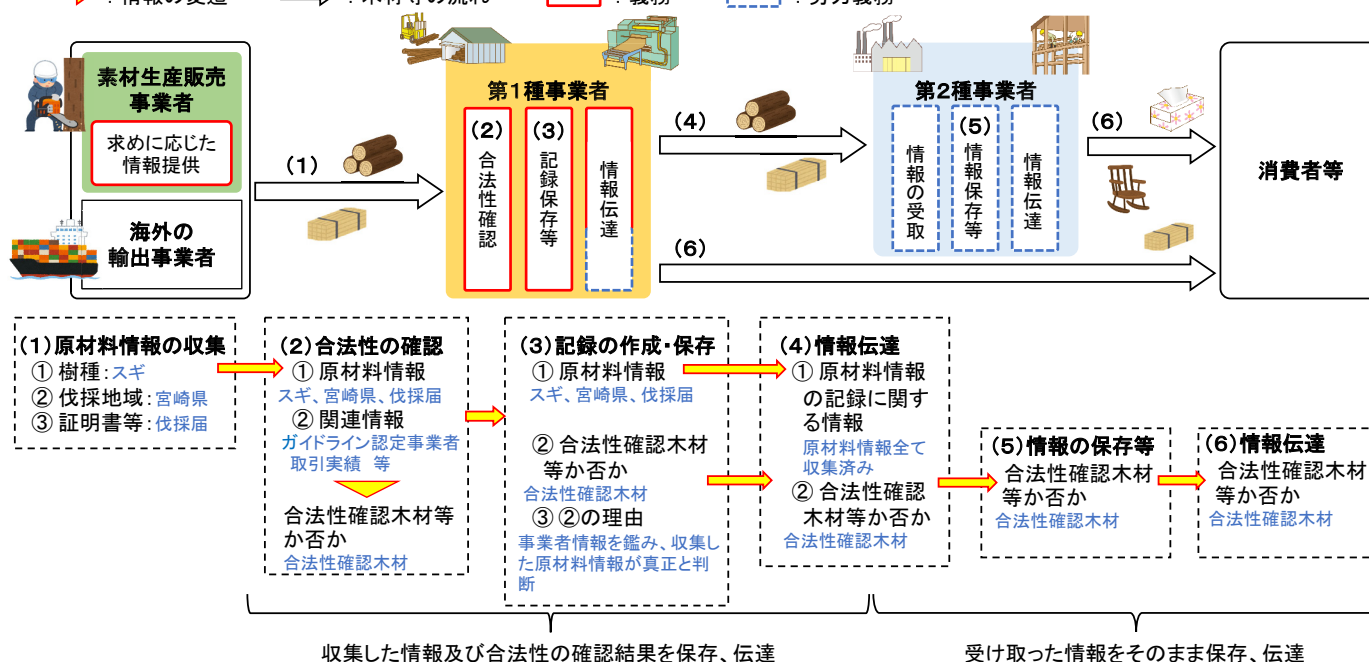


11

木材流通の各段階における情報の変遷と具体例（国産丸太の場合）

- (1) 第1種事業者は、収集した情報を踏まえて合法性の確認を行った結果を保存、伝達
- (2) 第2種事業者は、受け取った情報をそのまま保存、伝達

⇒ : 情報の変遷 ⇒ : 木材等の流れ ⇒ : 義務 ⇒ : 努力義務



※ 第2種事業者から木材を譲受ける場合は、「合法性確認木材であるか否か」の情報のみを受け取る
 ※ 木材の流通に関与せず、加工のみを行う事業者（買加工を行う事業者）は、木材関連事業者に該当しない

12

木材等の譲受け等に係る義務内容

第1種事業者の定期報告：一定規模の基準

- (1) 一定規模以上の木材等を取り扱う第1種事業者は、毎年1回、取り扱った木材等の数量等を報告
 (2) 一定規模の基準は、事業の内容(国産／輸入)や物品(木材／木材製品)ごとに区分
 (3) いずれかの基準以上の場合、すべての区分について報告

1. 一定規模の基準

第1種事業として譲受けた区分1～3ごとの量

区分1：国産材(丸太)の総量	3万m ³
区分2：輸入した「木材」を丸太換算した総量	3万m ³
区分3：輸入した家具・紙等の物品(「木材」以外)の総量	1.5万トン

※使用する丸太換算係数は任意

※輸出された国産材(もしくは「伐採国が日本の木材等」)を輸入した場合は、区分1ではなく**区分2に該当**

2. 報告対象

- (1) 第1種事業として譲受けた木材等についてのみ報告
 (2) 区分1～3のいずれかの基準以上の場合、すべての区分について報告

＜定期報告の対象となるか否かの考え方の例＞

	国産材 【区分1】	輸入木材等		定期報告の対象
		木材 【区分2】	家具・紙等の物品 【区分3】	
事業者A	5万m ³	0m ³	0トン	全ての区分について報告
事業者B	1万m ³	3万m ³	0トン	全ての区分について報告
事業者C	2万m ³	2万m ³	1万トン	報告対象外

13

第1種事業者の定期報告：報告内容等

- 基準以上となった第1種事業者は、毎年1回①及び②を主務大臣に報告

- ① 第1種事業者として譲受けた木材等の総量
 ② ①のうち合法性確認木材等の数量

1. 報告内容

一定規模の「基準の区分」ごとに、以下の①、②について報告

- (1) 譲受け等をした木材等の総量：譲受け等をした木材等の総量を種類別に報告

- ① 【区分1、区分2】木材の単位：任意
 木材の種類：「素材」「板材、角材等」「単板、合板等」「集成材等」「OSB」「ペレット等」「チップ等」
 ② 【区分3】家具・紙等の単位：トン(任意の換算係数で単位を統一)
 家具・紙等の種類：「家具」「木材パルプ、紙」「建材」「建具」「中間製品・その他」

※1 報告がない種類については、0と報告されたこととする

※2 自家消費や第2種として譲受けた木材等は報告不要(合法性確認の義務に係る木材等のみ報告すればよい)

※3 複数の区分に係る事業を行っている場合、区分をまたいでの合算は不要

※4 自ら所有する/所有者から委託を受け伐採した樹木の加工を行う事業者においては、伐採量ではなく加工部門で引き受けた数量

- (2) (1)のうち合法性確認木材等の数量

- ① (1)で用いた単位と揃えること
 ② 合法性確認を行った木材等の数量ではなく、**合法性が確認できた木材等の数量**

2. 対象期間・報告方法・報告期限

- (1) 対象期間：前年度の4月～3月(基準の対象、報告の対象いずれも)
 (2) 報告方法：メール、書面、システム(P) ※なお登録木材関連事業者が定期報告を行う場合は、登録実施機関へ提出する
 (3) 報告期限：毎年6月末日 年度報告と同じものを提出すればよいこととする予定
 (4) 報告先：① 木材(国産、輸入を問わない)のみ扱った場合 農林水産大臣
 ② 輸入の家具・紙等のみ扱った場合 経済産業大臣
 ③ ①、②の両方を扱った場合 農林水産大臣及び経済産業大臣

第1回の報告は、令和7年度実績を令和8年6月末までに行っていただくことになります

14

合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクル①

- (1) 違法伐採リスクは、国内外の情勢や取引相手の状況等、様々な要因によって変化することから、合法性の確認だけでなく、信頼性が高い取引先の選定や得られた知見を活用した取組の改善等を継続的に実施することでPDCAサイクルを回し、一連の取組の精度の向上を図ることが重要
- (2) 努力義務として定めるこれらの措置を講ずることで、合法性確認木材等のみが取り扱われるようにしていく

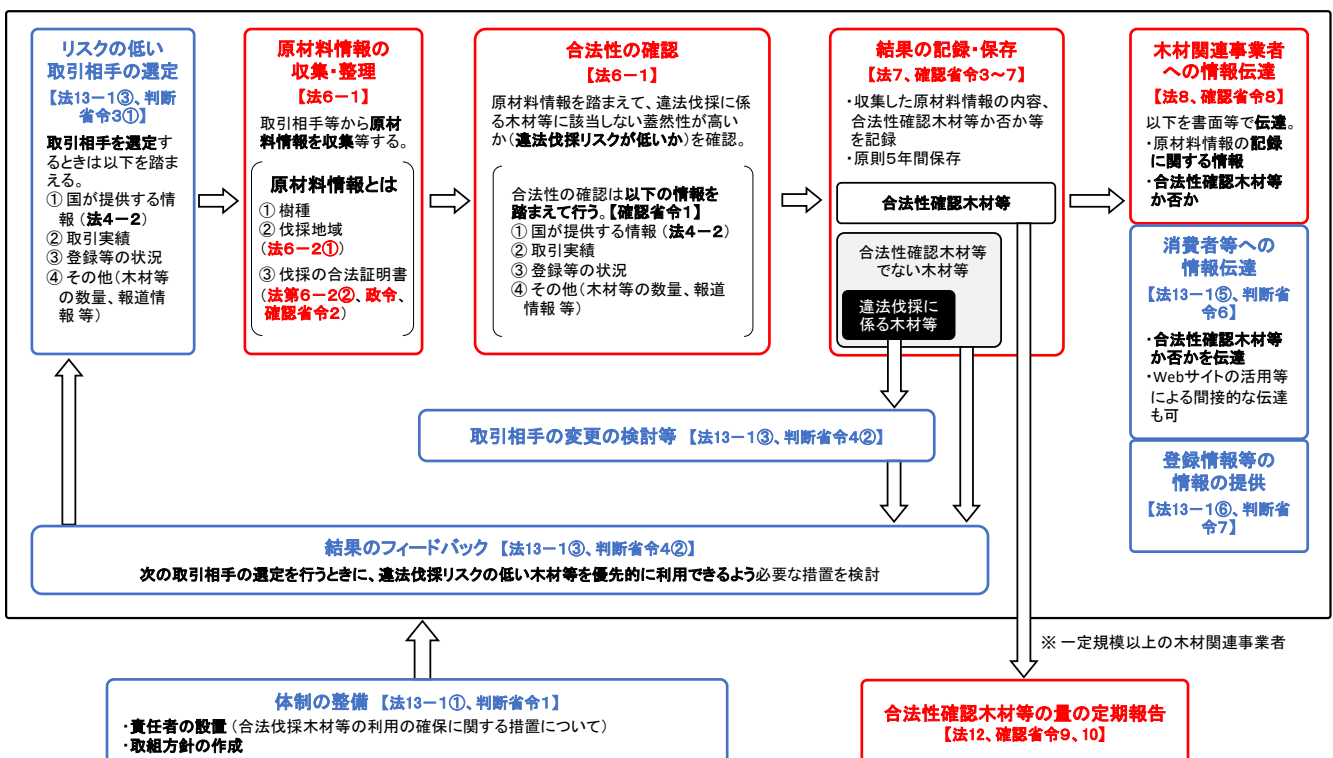
- 体制の整備
責任者の設置、取組方針の作成
- 違法伐採リスクの低い木材を取り扱う信頼性が高い取引先の選定
譲受け等の取引相手の選定にあたっては、国が提供する情報※や取引実績、CW法の登録情報等を踏まえる
※ 国内外の木材等の生産及び流通に関する法令、森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令等。林野庁Webサイト「クリーンウッド・ナビ」にて提供
- 合法性確認木材等か否かに関する情報のリクエスト
第2種事業者が、取引先から合法性確認木材等か否かに関する情報が伝達されない際に、より川上の木材関連事業者に対して合法性確認木材等か否かに関する情報のリクエストを実施
※第2種事業者から木材等を譲受ける場合は合法性確認木材等であるか否かの情報が伝達されない場合があるが、当該措置で合法性を確認することによって合法性確認木材等として譲渡することが可能。
- 合法性確認木材等でない木材等を譲受けた場合のフィードバック
次の取引先の選定の際、リスクの低い木材を利用できるように見直し措置を検討する
- 違法伐採に係る木材を譲受けた場合、取引相手の変更の検討等を行う

15

合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクル②

【第1種事業者の取組の全体像】

□ : 義務 □ : 努力義務



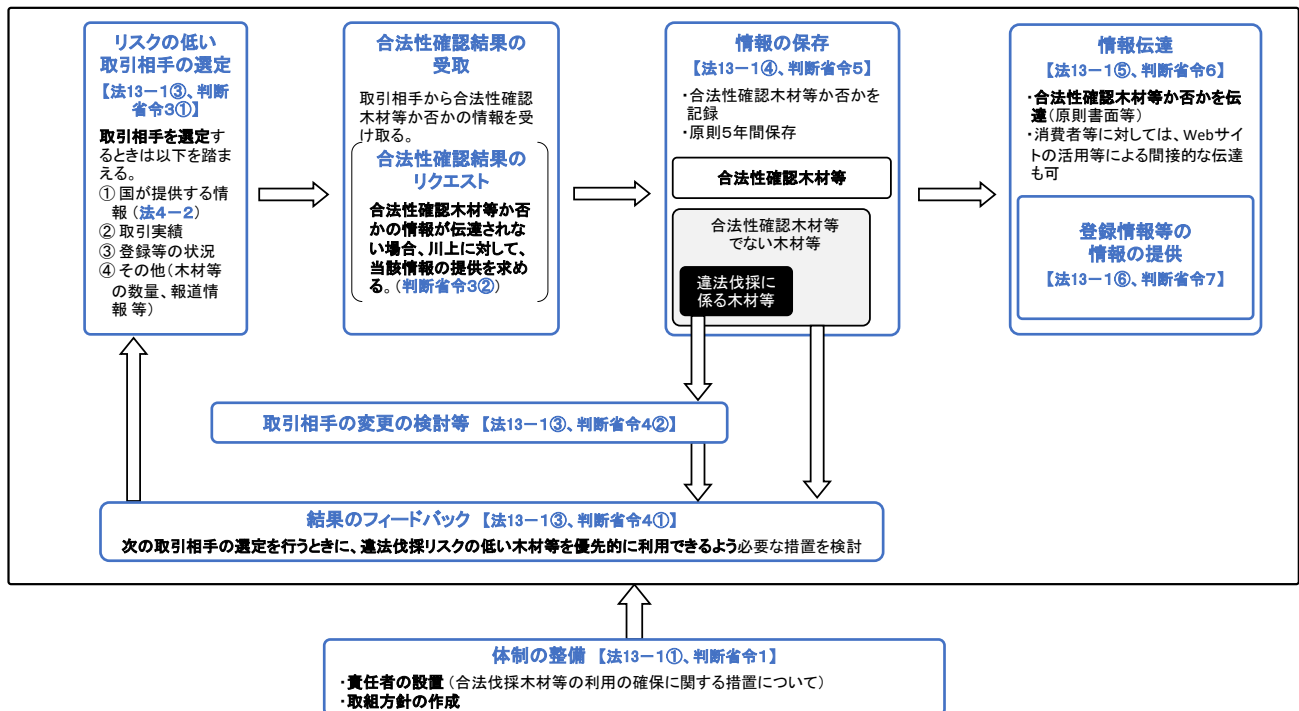
※1 図中の次の表記は、それぞれ次の法令に対応する。法：改正CW法本文、政令：法第6条第2項第2号の情報に関する政令、確認省令：法第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令、判断省令：木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
※2 図中で引用法令の条項の表記は次の例にならう。（例）第1条第1項第1号：1-1①

16

合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクル③

【第2種事業者の取組の全体像】

□ : 義務 □ : 努力義務



※1 図中の次の表記は、それぞれ次の法令に対応する。法：改正CW法本文、判断省令：木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
※2 図中で引用法令の条項の表記は次の例にならう。(例) 第1条第1項第1号：1-1①

17

木材関連事業者の登録制度について

登録制度とは？

- 合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を確実に講ずる事業者を登録する制度です
- 木材関連事業者は登録実施機関に対して登録を申請します
- 合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクルを着実に回していく基盤となる制度です

登録するとどうなるのか？

- 「登録木材関連事業者」の名称を使用することができます
- 登録実施機関に対して、毎年1回、実施状況の報告をします
- 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載されます

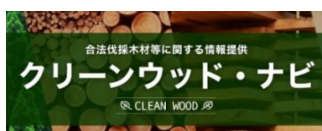
登録のメリット

- 無登録の事業者との差別化を図ることができます
- 法律に位置づけられた事業者として、地域社会や消費者・一般事業者に対して、事業者としての信頼性が向上します
- 登録木材関連事業者を対象とした補助事業等の優遇措置を受けることができます



(一社) 全国木材組合連合会作成

- 登録関連情報：林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に下記の情報を掲載
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyuu/goho/index.html>：上記PR資料内の二次元バーコードからもアクセス可能)



登録に関するパンフレット



登録実施機関一覧



登録木材関連事業者一覧



18

改正法の施行日に係る考え方：合法性の確認等の義務

(1) 第1種事業者の譲受け等※1の完了※2が施行日以降であれば、改正後の法第6条から第9条の義務の対象となるとともに、当該譲受け等した木材等は同法第12条の総量に含める

(2) 第1種事業者の譲受け等の完了が施行日前であれば、第1種事業者から木材関連事業者等への譲渡しのタイミングに関わらず、改正後の法第6条から第9条のいずれの義務の対象にもならない

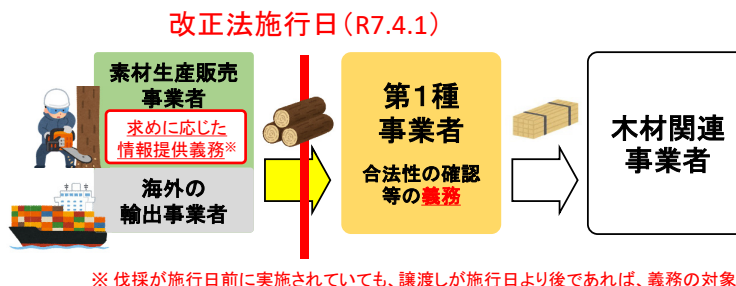
※1 「第1種事業者の譲受け等」には、「譲渡しの受託」も含まれる

※2 「譲受け等の完了」は、「譲受け：当該取引に係る材を取得したとき」、「譲渡しの受託：受託契約を締結したとき」を指す

【第1種の譲受け等の完了が施行日以降】

改正後のCW法に基づく義務の対象

- 第1種事業者
 - 原材料情報の収集、合法性の確認(第6条)
 - 記録の作成保存(第7条)
 - 情報伝達(第8条)
- 素材生産販売事業者
 - 第1種事業者の求めに応じた情報提供(第9条)



【第1種事業者の譲受け等の完了※が施行日前】

改正前のCW法に基づく努力義務の対象

- 第1種事業者
 - 合法性の確認等(改正前第6条)

※ 例えば、R7.3に譲受けが完了していれば、R7.5に譲渡する場合でも改正後第8条の情報伝達の義務は発生しない



19

現在開発中のシステムについて

- ◆改正クリーンウッド法に基づく情報の伝達、各種記録の作成・保存、報告書の作成等に活用可能なシステムを開発中です
- ◆本システムはWebシステムとして無償で提供され、パソコン、スマートフォン、タブレット等で利用可能です
- ◆詳細については令和7年1月以降に説明会等を行う予定です

クリーンウッド法における木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容とシステム化対象範囲（黄色マーカーの作業をシステム化）

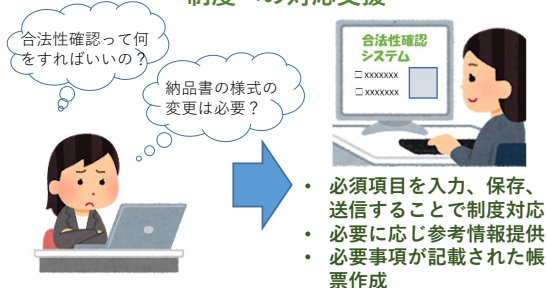
素材生産販売事業者	木材関連事業者	
	第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者
【義務】 第1種木材関連事業者の求めに応じた情報提供	【義務】 ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 ④(一定規模以上)定期報告	【努力義務】 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達
	【努力義務】 ①体制整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	③違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置 ④その他事業者等(消費者を含む)に対する情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供
	<登録木材関連事業者> 登録実施機関への年度報告	

システムの主な機能：情報の登録、伝達、データベース、自動集計、報告書作成、帳票出力 等

記録の保存や検索が容易になります



制度への対応支援



20

クリーンウッド法に関する情報サイト・お問い合わせ先

- 林野庁情報サイト「クリーンウッド・ナビ」において、法の制度解説や様々な国・地域の現地情報等、クリーンウッド法に関する情報を掲載
- 本資料についてのご質問やご相談は、下記リンク先の窓口へ

【クリーンウッド・ナビ お問い合わせ窓口】

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/madoguchi/index.html>



「クリーンウッド・ナビ」: <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

21

林野庁補助事業

令和6年度
事業者による合法性確認能力強化、消費者への普及啓発
報告書

2025（令和7）年3月

一般社団法人全国木材組合連合会
〒102-0082 東京都千代田区一番町 25 全国町村議員会館 6F
TEL：03-6261-9137 FAX：03-6261-9133
URL：<https://www.zenmoku.jp>